

問 總會招集の方法は如何

答 總會を招集するに今日より少なくとも十四日間の猶豫時日を與ふるは株主が旅行等の爲め可成的欠席の多からざらんことを望めり又總會の目的事項等を告知するハ株主をして深思熟考せしむるの爲なり

第二百條 通常總會ハ每年少ナクトモ一回定款ニ定メタル時ニ於テ之ヲ開キ其總會ニ於テハ前事業年度ノ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ其決議ヲ爲ス

取締役ノ提出スル書類ニ付テハ監ノ查役報告書ハ其書類ト共ニ之ヲ提出ス

(解) 本條は通常總會に關する規定にして通常總會は毎年少なくとも一回之を開くも此とす其總會に要する事項の如きハ別に説明を要せず而して取締役の提出する書類に付ての監査役の報告書なきときは決議の効力なきものとす

第二百一條 臨時總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲メ何時ニテモ之ヲ招

集スルユトヲ得又總株金ノ少ナクトモ五分一ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ申立ツルトキハ亦臨時總會ヲ招集セサルユトヲ得ス

(解) 本條は臨時總會に關する規定にして臨時の事項即ち至急を要する場合に於て開くものにして其之れを招集するの權利は取締役又は監査役の有する所なりと雖も總株金の少くとも五分一に當る株主の申立に依りても亦臨時總會を開くことを得るものなり

第二百二條 總會ハ本法ニ於テ別段ノ規定アルトキノ外定款ノ定ニ從ヒテノミ決議ヲ爲スコトヲ得定款ニ其定ナキトキハ總株金ノ少ナクトモ四分一ニ當ル株主出席シ其議決權ノ過半數ニ依リテ決議ヲ爲ス

(解) 本條は總會の決議を有効に爲すべき方法を規定せり
問 通常總會又は臨時總會の決議方法は如何

答 其決議を有効に爲さんには第一本法の規定する所の第六十四條又は第二百三條に依るべく第二本法中別段の規定なきときは定款に依るべく第三本法定款と何等の規定なきときは總株金の

問 少なくとも四分一に當る株主出席して其議決權の過半数に依りて決議を爲すべきあり一人にて総株金の少くとも四分一に當る株券を所有せば其人一己の意見に任せて有効に決議し得べきや

答 株主の數に依らずして株金の數に依りたるは假令株主の數の多きも其所有株の少なきときは會社の利害を感ずることも薄き故に株主に依らずして株金を依りたるものなり左れば一人にて若し四分一に當る株金を所有せば其人一己の意見に任して決議を得べきに似たりと雖も前條の總株金の五分一に當る株金を一人にて所有するもの、申立に依りて總會を招集し得べき比みならずして過半数とあれば到底三名以上ならざるべからざるあり

第二百三條 定款ノ變更及ヒ任意ノ解散ニ付テノ決議ヲ爲スニハ第

百六十四條ニ定メタル決議ノ方法ニ依ル

第二百五十二條ノ規定ハ株式會社ニモ亦之ヲ適用ス

(解) 本條は定款の變更又は任意の解散に於ける決議の方法を規定せしものあり

問 本條は如何なる決議方法なるや
答 定款の變更又は任意の解散は事の重要に屬するを以て其決議方法は少なくとも總株主の半数以上にして總株金の半額以上に相當する株主の出席するにあらざれば有効に決議するを得ざる

若し定數の株主出席せざるときは第二百五十二條に規定せし如く假決議を爲し其決議を總株主に通知して再び總會を開き前決議を認可するときは之を有効と爲すべき旨を明告すへし

第二百四條 株主ノ議決權ハ一株毎ニ一箇タルヲ通例トス然レトモ

十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ハ定款ヲ以テ其制限ヲ立ツルコ

トヲ得

(解) 本條は株主の議決權に關する規定なり

問 議決權は所有の株數に因りて制限を立つべきや

答 株主の議決權は一株毎に一箇たるを通過例とす故に百株を有する一人は一株を有する百人に對等すべきを以て果して然るときは少數株主の爲めに多數株主の壓せらるゝものなれば十一株以上所有の株主の議決權は定款に於て例之は二十五株を有するときは二十株百株を有するときは八十株の權利を有するとの如き制限を立つることを得るなり

第七款 定款ノ變更

(解) 本款は會社創設の基礎たる契約を變更する事柄に關する規定にして會社の爲めには頗ぶる重要な事と謂ふべきなり

第二百五條 會社ハ定款ニ定メタルトキ又ハ總會ノ決議ニ依リテ定

款ヲ變更スルコトヲ得然レトモ法律ノ規定又ハ政府ヨリ免許ニ附シタル條件ニ違背スルコトヲ得ス

(解) 本條は定款の變更を成し得べき場合を規定したるものなり

問 定款は如何なる事項と雖も總會の決議に依りたるときは自由に變更し得べきや

答 縦令總會の決議と雖も例之は第百五十七條第三項に規定せる本法の規定に抵触するか將政府より會社設立の免許に附したる條件ニ違背するの變更を決議するも其効力あらざるものとす

第二百六條 會社資本ノ増加ハ株券ノ金額ヲ増シ又ハ新株券若クハ

債券ヲ發行シテ之ヲ爲シ又其減少ハ株券ノ金額又ハ株數ヲ減シテ

之ヲ爲スユトヲ得但資本ハ其全額ノ四分一未滿ニ減スルコトヲ得

ス此債券ハ記名ノモノニシテ其金額ニ付テハ第百七十五條ノ規定

ヲ適用ス

(解) 本條は會社資本の増加又は減少に關する規定あり

問 會社資本の如何して増減し得べきや

答 會社資本金の増加又は減少せんには第二百三條に規定せる決議の方法に據るべく而して資本を

増加するの必要あるときは從來の株券金額を増し株主をして追拂込を爲さしむるか又は新たに株券を募集するか若くは債券を發行するかの三方法に據らざるべからむ之に反して資本金を減少するときは株券面の金額を減少し各株主に拂戻を爲すか又は株券を減ずるかの方法あるのみ但此場合に於て資本金は其全額の四分一未滿に減少することを得ず何とあれば債權者を保護して危険なからしめんことを欲すればあり而して此債權は必ず債權者の氏名を記載し第百七十五條に規定する所の金額即ち會社資本十萬圓以下なるときは少なくとも二十圓以上十萬圓以上あるときは少くとも五十圓を下るべからずとす

問 債權者と株主との會社に對する權利の差違如何

答 株主は第百八十四條に規定せる如く會社の解散前に於て會社財産中の持分を取戻すことを得ざれども債權者は期限に至り辨濟を要求することを得又會社の破産したる場合に於て債權者は會社に對して優先の權利を得又有權者は會社に對して一定の利息を得るものなれども株主は會社の利益の多少に應ずるものなれば一定の利息又は配當金を受くることなしとす

第二百七條 會社資本ヲ減セントスルトキハ會社ハ其減少ノ旨ヲ總

テノ債權者ニ通知シ且異議アル者ハ三十日內ニ申出ツ可キ旨ヲ催

告スルコトヲ要ス

(解) 本條は會社の資本を減少するの手續を示したるものあり

問 會社の資本を減少するには何故に債權者への通知を要するや

答 會社資本の減少は各債主の利害に關係す何となれば會社の財産は債權者の抵償品あれば之を減少するは債主の權利を短縮するに外ならず故に此場合には必ず通知の義務を負はざるべからず

且債權者中よ在て會社財産の減少を不可なりとするものあれば三十日以内に申出づべき旨を催告せざるべからず會社は債權者中の異議あるに拘はらず恣ま、に減少することを得ざるものあり

問 本條は如何なる精神あるや

答 債權者の權利を保護するに外ならざるあり

第二百八條 前條ニ掲ケタル期間ニ異議ノ申出アラサルトキハ異議

ナキモノト看做ス

異議ノ申出アリタルトキハ會社ハ其債務ヲ辨償シ又ハ之ニ擔保ヲ

供シテ異議ヲ取除キタル後ニ非サレハ資本ヲ減少スルコトヲ得

ス

(解) 本條は債權者が異議の申出の有無の場合に關する規定なり

同 債權者が異議の有無は如何なる結果を生ずるや

答 債權者に對して會社資本を減少する旨を通知すると同時に異議あるものは三十日間會社へ申出づべき旨を併せて催告し倘し其期間に於て異議の申出のなきときは異議申出の權利を抛棄し當然不服なく承諾したるものと見做すべし若し然らざることは債務を辨償するか又は擔保を提供して異議を取除きたる上にあらざれば隨意に會社の資本を減少することを得ざるものとす

第二百九條 資本ノ減少シタル部分ノ拂戻ヲ受ケタル株主ハ過愆ナ

キ不知ノ爲メ其減少ニ付キ異議ヲ申出テサル債權者ニ對シテ登記

ノ日ヨリ二ケ年間其受ケタル拂戻ノ額ニ至ルマテ自己ニ責任ヲ負

フ

(解) 本條は債權者の權利を一層保護するの爲め拂戻を受けたる株主の責任を規定したるものなり

問 拂戻を受けたる株主は善意の債權者よ對して如何なる責任を負ふべきや

答 會社資本を減少したる場合よ於て拂戻を受けたるか又は未だ拂込を爲さざりし餘額を免せられたるかの株主は債權者の善意にして何等の過失なく例之は通知書を受けたるも旅行又は其他正

當の原由の爲め之を知るに由なき場合に於て決して遺忘等の過愆なき異議を申出でざる債權者に對しては減少したる資本を登記せし日より二ヶ年間其受けたる拂戻の額に至るまで株主は債權者に對して辨済の責任を負ふべし故に二ヶ年間を經過したるときは何等の事情あるも拘はらざる其責任を免かるゝものとす

第二百十條 會社ノ定款中既に登記ヲ受ケタル事項ヲ變更シタルトキハ直ニ其變更ノ登記ヲ受ク可シ登記前ニ在テハ其變更ノ効ヲ生セス

營業所ヲ移轉スルトキハ舊所在地ニ於テ移轉ノ登記ヲ受ケ新所在地ニ於テハ新ニ設立スル會社ニ付キ要スル諸件ノ登記ヲ受ク可シ又同一ノ地域内ニ於テ移轉スルトキハ移轉ノミノ登記ヲ受ク可シ

(解) 本條は會社の定款を變更したる場合に於て登記を要すべき事項を規定したるものなり其事柄の如きは別に説明を要せず

第二百十一條 會社定款ノ變更ノ登記ヲ受ケタルトキハ地方長官ヲ

經由シテ主務省ニ其變更ヲ届出ツルコトヲ要ス

(解) 本條は定款變更の場合に於て其届方を規定するものなり

問 其届出の順序如何

答 會社定款は會社創立の時主務省即ち農商務大臣の認可を得たるものなれば其變更増減する毎に府縣知事を經由して主務省に届出づると當然の手續なり

第八款 株金ノ拂込

(解) 本款は其申込を爲したる株主が株金の拂込順序期節若くは拂込を怠たりたるものを處分する規定を示したるものなり

第二百十二條 株金拂込ノ期節及ヒ方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム其拂込ヲ催告スルニハ拂込ノ日ヨリ少ナクトモ十四日前ニ各株主ニ通知スルコトヲ要ス其通知ハ拂込ヲ爲ササル爲メ株主ノ被ムル可キ損失ヲ併示ス

(解) 本條は株金拂込の期節及び方法を規定したるものなり

問 株主たるの申込を爲したるものは如何なる義務を有するや

答 各株式に相當する金額を會社に拂込むは即ち株主が當然の義務にして其拂込の期節及び方法は定款中に之を定むべしと雖も倘し其拂込を催告する場合の生じたるときは各株主をして其拂込の準備を爲すの猶豫を興ふる爲め拂込の日より少なくとも十四日前に通知すべし又之と同時に若し其拂込を爲さざる爲め株主の被むるべき次條以下の損失を併せて示さざるべからず是れ催告を受けたる株主をして其期日又は是非拂込むべしとの注意を促がさんが爲めあり

問 各株主へ催告する又は各通を要するか將た他に便法のある事なるや
 答 法律上其通知の方法を規定せざれば定款に於て之を定むべく而して其催告を爲すべき株主の少數あるときは各通に爲すも取て妨げなかるべきも倘し多數なるときは新聞紙を以て廣告するの便に預らざるべからずとす

第二百十三條 拂込期節ヲ怠リタル株主ハ年百分ノ七ノ遅延利息及
 ヒ其遅延ノ爲メニ生シタル費用ヲ支拂フ義務アリ

(解) 本條は拂込を怠りたる株主の義務を規定したるものなり
 問 拂込を怠りたる場合は如何なる制裁を受くべきや
 答 株主が拂込の期節を怠りたる次に別會社より催告を受くるなきも當然に遅延利息として年百分の七の利息を付し又其遅延の爲め生じたる一切の費用は其株主に於て負擔するの義務あるものなり

第二百十四條 拂込ヲ怠リタル株主カ更ニ少ナクトモ十四日ノ期間
 ニ於テ拂込ム可キ催告ヲ會社ヨリ受ケ尙ホ拂込ヲ爲ササルトキハ
 會社ハ其株主ニ對シテ株券ノ所有權ヲ失ヒタリト宣言スルコトヲ
 得然ルトキハ其株券ハ會社ノ所有ト爲ル

(解) 本條は再度の拂込催告を受け仍ほ拂込まざる場合の規定を示したるものなり
 問 株主たるの資格を剝奪し株券所有の權利を失ひたりと宣言する場合如何
 答 株金の拂込を怠りたる株主にして前條の制裁を受け再度の催告を受くるも仍ほ其拂込を爲さざるときは一層の制裁を加へ株主たるの資格を剝奪し株券の所有權を失ひたりと宣言し其株券を沒收して以て會社の所有と爲す左れば其株主は既に拂込みたる金額の拂戻を受くるの權利を失ふと同時に株主たるの權利を失ふものとす故に其拂込を爲すよあらざれば其權利を恢復するを得ざるあり

第二百十五條 所有權ヲ失ヒタリト宣言セラレタル株券ノ從前ノ所
 有者ハ會社ニ於テ其株券ヲ公賣スルモ其代金既ニ催告ヲ受ケタル
 拂込金額ニ充タサルトキハ其不足金及ヒ第二百十三條ニ記載シタ

ル利息并ニ費用ノ支拂ニ付キ仍ホ責任ヲ負フ但剩餘アルトキハ會社ハ之ヲ從前ノ所有者ニ還付ス
會社ハ其定款ヲ以テ別ニ違約金ヲ拂フ可キコトヲ定ムルコトヲ得

(解) 本條は拂込を怠りたる株主の猶一層の責任を規定したるものなり

問

株金の拂込を怠りたる株主は前條の外猶如何なる責任を負ふべきや

答

拂込を怠りたる株主は前條の責任を負はしむるを以て足れりとせず一旦會社の所有に屬せし株券は會社に於て保持し居ることを得ざれば到庭公賣し付せざるを得ず此場合に於て公賣代金の催告を受けたる金高に満たざるときは其不足金及び第二百十三條に規定せし年百分の七の遅延利息並に其費用を負擔すべきものとす倘し公賣代金の拂込金額に剩餘あるときは會社は之を從前の株券所有者ニ還附すべきものとす何となれば會社は不正に利得するの道理をければなり

問

違約金を拂ふべきことを定款中又定めたるときは其違約金を拂ふのみを以て第一項の責任を免がる、を得べきや

答

株金の拂込を嚴にするは會社の基礎をして鞏固ならしむる所以のものなれば縱令違約金を出したりとて拂込を怠りたる場合に於ける法律上の責任を免かる、ことを得ざるなり

第九款 會社ノ義務

(解) 本款は會社の各株主又は債權者の爲め盡すべきの義務を規定したるものなり

第二百十六條 會社ハ株金ノ全部又ハ一分ヲ株主ニ拂戻スコトヲ得

ス

若シ拂戻シタルトキハ其金額ハ會社又ハ其債權者直接ニ之ヲ取戻

サント求ムルコトヲ得

(解) 本條は株金の拂戻に關する規定あり

問

株券の拂戻に關する効力の有無の場合如何

答

第二百六條已下に規定せる資本減少の手續を経たる場合の株券拂戻は有効又爲すを得べしと雖も元來會社資本は株式を以て組成したるものなれば明りに之を拂戻し會社の基礎をして軟弱ならしむべきに陥らざる故に株金の全部又は一分たりと雖も之を株主に拂戻することを得ず倘し取締役に於て之に違反したるときは第二百五十八條に規定せる二十圓以上二百圓已下の過料に處せらるべく又其拂戻したる金額は法律上無効の拂戻たるを以て會社は勿論債權者と雖も直接之を取戻すことを得べく然れども第三百四十九條に規定せる六箇年の期限を經過せば取戻の權利を失ふものとす

第二百十七條 會社ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス所有權ヲ失ヒタリト宣言セラレタル株券又ハ債務ノ辨償ノ爲メ若クハ其他ノ事由ニ因リテ會社ニ交付セラレ若クハ移屬シタル株券ハ一箇月内ニ於テ公ニ之ヲ賣リ其代金ヲ會社ニ收ム

(解) 本條は會社は自己の株券を取得し又は之を質取することを得ざる旨を規定したるものなり

問

何故に會社は株券を讓受若くは質取し又は質取することを得ざるや

會社に對して利息其他の配當を受け又は解散の場合に於て資本の分配を受くるは株券を所有し株主の資格を有するに由る然るに今會社にして自己の株券を所有し得るものとせば是れ一人にして權利と義務とを併有するものにして到底爲し得べからざることを、猶其理由を再言せんに果して然ることを得るものとせば利益其他の配當金を受くるものを誰とかするや又會社資本を増加若くは減少する場合に於て新たに拂込を爲し又は拂戻を受くるものを誰とかするや又總會の招集に應じ決議に加はるものを誰とかするや是れ會社の活動すべき機關の運轉を妨たぐるものあるを以て法律の茲に禁止せる所以なり故に一旦所有權を失ひたりと宣言して沒收せられる株券又は債務の辨償の爲め若くは其他の事由に因りて會社に交付しざるか又は所有權の會

社に移屬したる株券は必ず一ヶ月内に於て公賣し其公賣代金を會社に收納すること、す尤も本條の規定は自己の株券のみ適用するものにして自餘の會社に屬する株券は自由な所有することを得るなり若し此の規定に背きたるときは二十圓以上二百圓以下の科料に處せらるべきなり

第二百十八條 會社ハ每年少ナクトモ一回計算ヲ閉鎖シ計算書、財

産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ作り
監査役ノ檢査ヲ受ケ總會ノ認定ヲ得タル後其財産目錄及ヒ貸借對
照表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ
要ス

(解) 本條は會社盛衰の實況を公告すべきことを規定したるものなり分配案とは百分の何程との利益を配當すべき文案を云ふ

問

本條財産目錄及び貸借對照表を公示するは何故なるや
之を公衆に表示するは會社の隆替を明らかにし事業の進退を悉さしめ以て世人に對して信託を保持するに在り倘し此の規定に背きたる取締役は二十圓以上二百圓以下の科料に處せらるべし

第二百十九條 利息又ハ配當金ハ損失ニ因リテ減シタル資本ヲ填補シ及ヒ規定ノ準備金ヲ扣取シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得ス

準備金カ資本ノ四分之一ニ達スルマテハ毎年ノ利益ノ少ナクトモ二十分一ヲ準備金トシテ積置クコトヲ要ス

(解) 本條は利息又は配當金の拂渡ふ關する規定なり準備金とは不虞の備へに充つる用意金にして又之を豫備資本金といふ

問 株主及び債權者は如何なる場合に利息又は配當金の分配を受くべきや

答 會社倘し損失に依りて資本を減少したるときは其資本を填補し又二十分一の準備金を扣除し猶餘剩ある場合よめらざれば債權者若くは株券所有者は利息又は配當金の分配を受くることを得ず何となれを資本の減少したるにも拘はらず又非常の準備金をも積立てずして明りに取締役の名譽を博し自己の過失を蔽はんとせしも會社の資本に超過せる純益金を充らざるを以て到底會社の基礎をして薄弱ならしむるの理由となるべし故に減少せる資本を補充し又資本額の四分一に達するまでは數年間と雖も毎年の利益の少なくとも二十分一を準備金として積置き充分其基礎をして鞏固ならしめ容易に破産の奇禍に陥るおのれの策を講じたる後よめらざれば決して分配

することを得ざるものとす故に債權者又は株主も右の場合に於ては會社に對して利息又は配當金の配當を要求するの權利なきものとす本條の規定に違反したるときは二十圓以上二百圓以下の科料に處せらるべきなり

第二百二十條 前二條ノ成規ニ依ラスシテ拂出シタル利息又ハ配當金ハ會社又ハ其債權者直接ニ之ヲ取戻サント求ムルコトヲ得

(解) 本條は前二條の成規に違反したる場合の結果を示したるものなり

問 會社又は債權者の利息又は配當金取戻しを求むるを得るの結果は如何

答 會社より利息又は配當金を分配することを得るは前二條の成規に依るにあらざれば取締役は之を分配することを得ざるものとす故に若し成規に違反して分配するときは六箇年の時効に依りて其權利を失ふにあらざれば何時にても會社又は債權者は直接に取戻すことを得べし其分配を受たる株主にして之を拒むるときは會社又は債權者は之を裁判所へ訴へ強制執行を爲さしむることを得べし

第二百二十一條 利息又ハ配當金ノ分配ハ各株ニ付キ拂込ミタル金額ニ應シ總株主ノ間ニ平等ニ之ヲ爲ス

(解) 本條は利息又は配當額に關する規定なり

問 利息又は配當金の分配額は如何にすべきや

答 各株式金額の皆一定平等なるを以て其分配額も之に準じ悉く異同あることなく總株主の間は於て一定平等に其分配を爲さざるを得ざるなり

第二百二十二條 會社ハ其本店及ヒ各支店ニ株主名簿、目論見書、定款、設立免許書、總會決議書、每事業年度ノ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案及ヒ抵當若クハ不動産質債権者ノ名簿ヲ備置キ通常ノ取引時間中何人ニモ其求ニ應シテ展閱ヲ許ス義務アリ

(解) 本條は會社の本支店に備置きたる諸帳簿は株主若くは債権者は勿論第三者と雖も其請求に應じ展閱を許すべき義務あることを規定したるものなり展閱とは開き見ることなり

問 會社は何故に展閱を許すの義務あるや

答 會社は本支店を問はず通常の取引時間中は何人と雖も其事實を確かむる爲め展閱を請ふ者あれば之を許すの義務あるものとす

第二百二十三條 諸帳簿檢正ノ爲メ事業年度毎ニ一回一ヶ月ヲ超エサル期間前條ニ定メタル展閱ヲ停止スルコトヲ得

(解) 本條は前條諸帳簿の展閱を停止する場合を規定したるものなり檢正とは檢査の上修正を爲すを云ふ

問 何故に書類の展閱を停止することを要するや

答 會社事務の整頓を要し書類の確實を欲する爲め諸帳簿を檢査修正する爲め每事業年度に一回一ヶ月以内の期間何人にも書類の展閱を許さざることを得るなり

第十款 會社ノ檢査

(解) 本款は次條の申立に依り必要と認むるときは裁判所の官吏其職權を以てし又は第二百二十七條の規定に従ひ當然の職權を以て會社の業務上の現況及び貨幣等の現在高を檢査することの規定を示せるものにして如何なる場合に於て必要なるかと云ふに會社の被告と爲りたる時に於て財産隠匿等の弊害からしめんが爲めあり固より檢査は監査役に任ずるもの當然之を爲すべしと雖も廣く社會の公益に關する場合に於ては監査役に任ずるのみを以て其目的を達するに足れりとせざるなり

第二百二十四條 總株金ノ少ナクトモ五分一ニ當ル株主ノ申立ニ因リテ會社營業所ノ裁判所ハ一人又ハ數人ノ官吏ニ會社ノ業務ノ實況及ヒ財産ノ現況ノ檢査ヲ命スルコトヲ得

(解) 本條は裁判所より檢査を命ずるの場合を規定したるものなり

問 如何なる場合に於て裁判所は検査を命ずるや又五分一に當る株主の申立ありたるときは裁判所は必らず検査を命ぜらるべきや

答 會社の検査を要するは破産若くは會社の被告となりたる場合に於て株主の人員に拘はらず總株金の五分一に當る株主の申立に因りて所轄裁判所は一人又は數人の官吏をして會社の業務の實況及び財産の現況を検査せしむることを得而して本條の申立あるも裁判所に於て其必要なしとする時は検査を命ぜられざるべく故に検査することを許否するは一々裁判所の職權に屬するものとす

第二百二十五條 検査官吏ハ會社ノ金匣、財産現在高、帳簿及ヒ總テ

ノ書類ヲ検査シ取締役及ヒ其他ノ役員ニ説明ヲ求ムル權利アリ

(解) 本條は検査の要項并に検査官吏の權限を規定したるものなり

問 検査官吏は如何なる權利を有するや

答 検査官吏は其検査を爲すに當り明白を欲く場合に於ては取締役又は其他の役員をして説明を爲さしめ検査の目的を達せしむるの權利を有し會社の諸役員は之れが供述を爲すの義務を負ふものなれば其嫌疑の事項に對し推問を受くるときは之を拒絶するの權利なきのみならず反て不利なる推定を蒙むることあるべきなり

第二百二十六條 検査官吏ハ検査ノ顛末及ヒ其面前ニ於テ爲シタル

供述ヲ調書ニ記載シ之ヲ授命ノ裁判所ニ差出スコトヲ要ス

調書ノ謄本ハ裁判所ヨリ之ヲ會社ニ付與シ又株主及ヒ其他ノ者ヨ

リ手数料ヲ納ムルトキハ其求ニ應シテ之ヲ付與ス

(解) 本條は検査官吏が検査後に係る職任を規定したるものなり

問 検査後に於ける官吏の職掌は如何

答 検査官吏は検査せし始末及び取締役其他の役員が爲したる供述は後日明了あることかからしめん爲め口頭を以て之を報告せず必ず調書を作り命令を受けたる裁判所に提出し其謄本として一通を會社に付與し以て會社の利益に供せしむ又株主其他の者と雖も手数料を納むるときは其請求を應じて謄本を下付するあり

第二百二十七條 主務省ハ何時ニテモ其職權ヲ以テ地方長官又ハ其

他ノ官吏ニ命シテ第二百二十四條ニ掲ケタル検査ヲ爲サシムルコ

トヲ得

(解) 本條は監督官廳の職權を以て第二百二十四條の検査を爲さしむる事を規定せしものなり

問 如何なる場合に於て主務省が會社の検査を行ふべきや

答 會社の業務上に於て法律又は命令に違反し公益を害せんとするの虞あるときは主務省即ち農商務省は職權を以て何時にても府縣知事又は郡區長をして第二百二十四條に規定したる検査を爲さしむることを得是れ監督官廳たるの故を以て検査するものなれば決して株主の申立たるを要せざるなり

第十一款 取締役及び監査役ニ對スル訴訟

(解) 本款の取締役又は監査役が會社に對して不利ある所爲ありと認むる場合に於て會社之が原告となり裁判所に訴ふるの規定を示したるものなり

第二百二十八條 總會ハ監査役又ハ特ニ選定シタル代人ヲ以テ取締

役又ハ監査役ニ對シテ訴訟ヲ爲スコトヲ得

(解) 本條は取締役又は監査役に對して會社は訴訟を提起することを得る旨を規定したるものなり

問 會社が監査役等に對して訴を起すときは如何なる方法なるや

答 取締役の會社に對して不利益なる行爲を爲すときは監査役より訴訟を提起すべきも監査役を訴ふる場合に於ては會社を代表するものを特選して之を訴ふることを得るものとす又取締役と監

査役とを同時に訴ふることも亦同じ方法に據るべきなり

第二百二十九條 會社資本ノ少ナクトモ二十分一ニ當ル株主ハ亦特

ニ選定シタル代人ヲ以テ取締役又ハ監査役ニ對シテ訴訟ヲ爲スコ

トヲ得但各株主ノ自己ノ名ヲ用井又ハ参加人ト爲り裁判所ニ於テ

其權利ヲ保衛スル權ヲ妨ケス

(解) 本條は全般の株主に關係せずして株主中の一部又は幾分より取締役又は監査役に對し訴訟を提起する場合に於ける規定を示せり参加人とは訴訟事件に關係を有し引合人として訴訟に参加するもの其詳らかなること民事訴訟法第二章第三節の各條に規定せり

問 本條の前條に異なる點は如何

答 前條は總株主に關する場合あれば總會の決議を以て起訴すべきも本條は株主の一部又は幾部分に關する場合として全体の利害に影響せざる會社資本の少くとも二十分一已上に相當する株主は他の多數なる株主の爲め其權利を屈するの理なきを以て自己が代人を特選し以て取締役又は監査役に對して訴訟を爲すことを得此場合於て自己が利益を保護するの權利は毫も妨げらるることなきを以て自己の名義を用ひ又は参加人となりて出庭することを得るなり

第十二款 會社の解散

(解) 本款は株式會社のみの解散の場合を規定したるものにして第一節第六款の解散の場合とは自から異なるなり

第二百三十條 會社ハ左ノ諸件ニ因リ解散ス

第一 定款ニ定メタル場合

第二 株主ノ任意ノ解散

第三 株主ノ七人未滿ニ減シタルユト

第四 資本ノ四分一未滿ニ減シタルユト

第五 會社ノ破産

第六 裁判所ノ命令

(解) 本條は會社の解散すべき場合を規定したるものなり

會社の解散すべき理由幾個ありや又其理由如何

問

解散すべき原由は法律上六個を認めたり、第一定款に定めたる場合とは期限を以て設立したる

如き其期限の到達したる時は會社は解散するものとす但し總會の決議を以て之を繼續し得べし

と雖も更に主務省の認可を受けざるべからず、第二株主の任意の解散とは到達會社の維持し難

き場合に於て第六十四條に規定せる決議の方法に依り解散することを得(第二百三條參看)第

三株主の七人未滿に減じたるときは第五十六條の條件に違反するを以て解散を來し第四資本の四分一未滿に減じたる時は第二百六條の規定に違反するを以て解散を來し第五會社の破産したる場合は其會社に於て財産を管理するの能力を剝奪せらるゝを以て解散を來し第六裁判所の命令は第六十七條第二項の場合に於て解散を來すものなり

第二百三十一條 會社解散ノ場合ニ於テハ既ニ始メタル取引ヲ完結

シ又ハ現ニ存在スル會社義務ヲ履行スル外其業務ヲ止ム取締役之

ニ拘ハラスシテ營業ヲ續行スルトキハ此カ爲メ其全財産ヲ以テ自

己ニ責任ヲ負フ

(解) 本條は原由の如何を問はず會社の解散する場合に於ける處分方法を掲げたるものなり

問 會社の解散後にして猶ほ有効に取扱ふことを得べきは如何なる事柄なるや

答 會社が解散前に於て既に始めたる取引を完結し又現在せる義務を履行するは當然ありしかど固

より會社たるの資格を失ふを以て一切の業務を續行することを得ざるは當然なるも倘し此規定

あるに拘はらず取締役の之を續行したるときは善意なる第三者の爲め其權利を保護せざるを得

ざるを以て取締役は自己の全財産を以て其責任を負はざるべからず何とあれば既に會社の解散

したるを以て取締役の資格にあらざりして法律上私人の取引と見做せばあり

第二百三十二條 會社解散ノ場合ニ於テ取締役ハ總會ヲ召集シ解散ノ決議ヲ取ル但裁判所ノ命令ニ依リテ解散スル場合ハ此限ニ在

ラス

其總會ニ於テハ破産ノ場合ヲ除ク外一人又ハ數人ノ清算人ヲ選定

ス

問 (解) 本條は會社解散の場合に於て總會を召集し又は清算人を選定する方法に關する規定なり
第二百三十三條に規定せる六個の原由中其一原由に該當するも當然解散すべきものあるに似たり
然るも仍は總會の決議を要すべきや

答 會社創立の場合に於ても總會を召集して其決議を取りとるものなれば解散の場合に於ても亦第
百九十九條第二百二條の規定に従ひ總會を召集せざるを得ず然れども是れ唯解散の事實を確實
にするに過ぎず故に裁判所の命令又は破産の場合に於ては其事實の確實あるを以て總會を召集
するに及ばず

問 裁判所の命令に依りて解散する場合又破産の場合に於ては何故に總會の決議を必要とせざる
や

第六十七條第二項の場合には必らず命令書又は破産の場合には必らず破産決定書あるものあれば
別に總會の決議を取り事實を確かむるに及ばず而して其總會に於ては破産の場合を除くの外一
人又は數人の清算人を撰定す若し破産の場合に在ては第九百八十條第二項に掲ぐる破産主任官
及び破産管財人を撰定し又は裁判所の命令を以て清算人を選任すべきなり

第二百三十三條 前條ニ掲ケタル解散ノ決議又ハ清算人ノ選定ヲ爲
ササルトキハ裁判所ハ債權者若クハ株主ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ
依リ其命令ヲ以テ決議ニ換ヘ又ハ清算人ヲ任スルコトヲ得

(解) 本條は會社の解散に關し前條の規定を踐行せざるべきは裁判所は其儘に放任せずして決
議に換ゆるの干渉を爲すべき場合を定めたるものあり

問 裁判所は如何なる干渉を爲すべきや
答 會社解散の原由を生したるときは前條の規定に従ひ總會の決議を以て解散の決議を爲し又は清
算人の撰定を爲すべきものなるに若し此の規定を踐行せざるべきは裁判所は債權者若しくは株主
(別よ其人員を制限せず)の申立に因り又は職權に依りて解散の命令を發し又は總會の決議を以
て清算人を任ぜざるべきは之を任ぜることを得るなり

第二百三十四條 會社ハ破産ノ場合ヲ除ク外決議後七日内ニ解散ノ

原因、年月日及び清算人ノ氏名、住所ノ登記ヲ受ケ之ヲ裁判所ニ届出テ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ各株主ニ通知シ且地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツルコトヲ要ス

(解) 本條は破産の場合を除くの外會社の解散を決議せし後又於て取締役の行ふべき事項を規定せしものなり

問

會社解散決議の後取締役は如何なる手續を爲すべきや
決議後七日以内に會社の解散したる原由年月日及び清算人の氏名住所の登記を受け又は之を所轄裁判所に届出で又何れの場合に於ても之を各株主に通知し且府縣知事を経由して農商務省へ届出を爲さざるべからず故に會社は解散の原因ありて既に解散すと雖も本條の手續を了せるにあらざれば解散を公示したるものと謂ふべからざるなり

第二百三十五條 裁判所ハ解散及ヒ清算ノ實況ヲ監視スル權アリ

(解) 本條は原由の如何を問はず會社の解散したる場合に於ては管に總會の決議に一任するのみにては後日紛議争論の生ずるまとなきを保し難し故に裁判所は職權を以て解散及び清算の實況を監視するものなりとす

第二百三十六條 登記ヲ受クルト共ニ取締役ノ代理權ハ清算人ニ移

ル然レトモ取締役ハ清算人ノ求ニ應シ清算事務ヲ補助スル義務アリ

(解) 本條は會社の解散せると同時に取締役の職任も終了するものあることを規定せるものなり

問

取締役は清算人に對して如何なる義務を負ふべきや

答 會社解散の登記を爲したる後は取締役の代理權は當然清算人へ移轉し毫も會社の事務を處辨するの權利を有せず然れども同一の人を以て清算人とする如きときは清算人の資格を以て事務を處辨し別に取締役の説明を要せずして事務明白なれば頗る便利なりとす然し清算人其人を異にするときは取締役は清算人の請求に應じ清算事務を補助するの義務あるものとす

第二百三十七條 登記後ニ爲シタル株式ノ讓渡及ヒ清算ノ目的ノ爲

メニセサル財産ノ處分ハ總テ無効タリ但特別ノ理由アリテ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は登記已後に爲したる處分の効力を規定したるものなり

問

登記後に爲せる處置の効力は如何

答 會社解散の登記を爲したる後は解散の事實を發表し會社の既に消滅したるものなれば其清算事

務を取扱ふの外株式の譲渡賣買又は清算の目的外に渉れる財産の處分は一切無効たるべし但特別の理由ありて例之は清算の目的外なるも會社に關して損失を蒙むる場合には裁判所の許可を得たるに於ては此限にあらざらず

第二百三十八條 取締役カ總會ノ招集又ハ登記ノ届出ヲ爲サザリシ

トキハ此カ爲メ會社又ハ第三者ニ生セシメタル損害ニ付キ其全財産ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

(解) 本條は會社解散の場合に於て取締役の負ふべき責任を規定したるものなり

問 何故に取締役は自己に其責任を負ふべきや

答 取締役の職任は第二百三十六條に規定せる如く會社解散の登記を受くると同時に清算人に移轉するものなり故に其以前に在ては依然其職任を盡すべきものなるに總會の招集を爲さざるか又は招集を爲したるも決議の後七日以内に登記を爲さざりし時會社又は第三者も解散の事實を確知せざるを以て株券の賣買讓與なきを保し難し故に此場合に於て生じたる損害は全く取締役の不注意に出でたるものなれば自己の私有財産を以て其賠償の責任を負ふべきものとす

第二百三十九條 解散及び清算ノ費用ハ現在ノ會社財産中ヨリ最モ

先ニ之ヲ支拂フモノトス

(解) 本條は會社の解散及び清算に係る費用の支拂ふべき其順序を定めたるものなり

問 解散及び清算に係る費用の債權者は如何なる權利を有するや

答 解散及び清算の費用とは總會の招集費裁判所の往復費其他登記手数料公告費等清算人の報酬金其他清算事務に關する一切の經費なり是等の費用は株主又は一般の利益の爲め要するものなれば一己人又は少數部分の爲めに要する費用とは其趣きを異にするを以て是等の債權者は諸の支拂を受くる者に先取特權即ち優先權を有するものとす

第十三款 會社ノ清算

(解) 本款は會社解散の場合に於て殘務取扱に係る一切の規定を示したるものなり

第二百四十條 清算人ノ職分ニ付テハ第二百三十條及ヒ第二百三十一條

ヲ適用ス

(解) 本條は清算人の職分即ち裁判上と裁判外とを問はず殘務を取扱ふべき者あれば合名會社たるど合資會社たるとの區別なく其債務を償却し殘餘あれば全部の株主に配當するものなり故に第二百三十條及び第二百三十一條を適用すべきなり然れども第一種第二種の會社に對して其特定を要する場合は以下數條に規定する所あり

第二百四十一條 清算人ノ職分ノ踐行ニ付テハ總會ヨリ又ハ株主若

クハ債權者ノ申立ニ因リテ裁判所ヨリ清算人ニ訓示ヲ與フルコト
ヲ得清算人ハ其訓示及ヒ法律ノ規定ヲ遵守スル責任ヲ負フ

(解) 本條は清算人が其職務を踐行するに付訓示及び法律の規定を守るべき責任あることを示したるものなり

問 清算人が負ふべき責任とは如何

答 會社の殘務を取扱ふべき清算人は總會の決議又は裁判所の命令に出でたるものなれば各株主が異見を以て之を掣肘することを得ずと雖も一般的の利益を計る爲めに又は特有的の利益を計る爲めに第一總會の決議に出でたる訓示第二株主若くは債權者の申立に因りて裁判所の必要と認むる場合に與ふる訓示第三法律の規定即ち本法の規定を遵守する責任を負ふ故に若し此の規定に違反したるときハ其責任を免がる、ことを得ざるあり

第二百四十二條 會社ノ債權者ノ相當ノ理由ヲ以テ爲シタル申立ニ

因リ總會又ハ時宜ニ從ヒテ裁判所ハ債權者ノ利益護視ノ爲メ一人

又ハ數人ノ代人ヲシテ清算ヲ監査シ又ハ清算人ニ參加セシムルコ

トヲ得

(解) 本條は債權者を保護する爲めに設けたるものなり

問 債權者は如何なる保護を享くことを得べきや

答 株式會社は其責任の會社財産に止まるを以て清算上の確實なると否とは債權者の利害に關すること少抄ならざるを以て前條訓示を與ふるを得るの外尙一層の權利を伸暢すること得せしめたり即ち相當の理由を以て申立て總會の決議に由るか將た裁判所の命令又出るか何れにもせよ會社より受取るべき貸金あるもの、利益を害せらるゝことなき様保護して不正の所爲を監視するに必要と認むる場合には一人又は數人の代理人をして清算事務を監査し又は清算人に參加して意見を述べ報告を受くることを得而して其代理權たるや自己に係る負債の辨償を終へたると同時に終了すること辯を竣たざるあり

第二百四十三條 清算人ハ其選定ノ日ヨリ六十日內ニ會社帳簿ニ依

リテ其財産ノ現況ヲ取調ヘ少ナクトモ三回ノ公告ヲ以テ債務者ニ

ハ其債務ノ辨濟期限ニ至リタル時直チニ之ヲ辨濟ス可ク又債權者

ニハ或ル期間ニ其債權ヲ申出ツ可キ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其

期間ハ六十日ヲ下ルコトヲ得ス

其公告ニハ債權者期間ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ヲ清算ヨリ

除斥スルコトヲ得ス

(解) 本條は清算人が職務上の方法を規定したるものなり

問 清算人は如何なる方法に事務を處辨すべきや

答 清算人は總會の決議により選定せらる、加裁判所より任命ありたるかの日より起算し六十日以内に會社の諸帳簿に依りて其財産の現況を取調べ其取調の終りたるときは少くとも三回以上の公告を以て債務者には其期限の利益を害せざる爲め債務の辨濟期限に至りたる時直に辨濟すべき旨又債権者には其期限の利益を失せざらしむる爲め其期限の到達するに否拘はらず一定に六十日を下らざる期限を以て債権を申出づべき旨を催告す倘し其期間内に債権の申出なきときは其債権を清算より除き去らる、旨を附記す斯くの如くして申出なきときは他の債権者と平等に支配を受くるの權利を失ふと雖も決して其債権をも併せて失ふものゝあらざれば他日株主に配當せる殘餘の額を以て支拂を受くることを得べし要するに清算人は迅速に殘務を整理するものあれば第二百四十九條に規定せるの外其申出を待つべき猶豫をければかり而して其申出でなきも債権者名簿上にて知り得たるものは決して清算より除き去らる、ことなし是れ理の尤も見易き所なりとす

第二百四十四條 清算人ハ其期間滿了前ニ於テハ債権者ニ支拂ヲ爲

シ始ムルコトヲ得ス

(解) 本條は清算人が支拂を禁止すべき場合を示したるものにて其期限の未だ滿了せざる時は債権若くは債務の額數も詳らかあらざれば到底支拂額に平均あるを免かれず故に期限前の支拂は例令確實なるも又一部分あるも決して支拂を爲すことを得ざるなり

第二百四十五條 期間後ニ申出テタル債権者ハ會社ノ債務ヲ濟シシ

タル後未タ株主ニ分配セサル會社財産ノミニ對シテ其辨償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

(解) 本條は期間後に申出たる債権者の權利を規定したるものなり

問 若し其期間中申出を怠たりたるときは如何なる權利を有するや

答 會社に對して債権を有する者は其期間中に申出を爲したるときは他の債権者と同一の支拂を受くべしと雖も其期限を怠りたるときは自己の過失なるを以て幾分の制裁を受けざるを得ず即ち他の債権者と一定平等に辨濟を受くるの權利を失ふ然れども其債権の尙依然たるを以て株主に分配せざる會社財産のみに對して之れが請求を爲し既に分配したる財産に對しては請求するの權利を失ふものとす

第二百四十六條 清算人ハ清算ノ爲メ株主ヲシテ其未タ全額ヲ拂込

マサル株券ニ付キ拂込ヲ爲シシムル權利アリ

(解) 本條は會社解散後株券の未納額拂込に關する規定なり

問 清算人は株金の全額を拂込まざる株主に對して如何なる權利を有するや
答 會社の殘務を取扱ふ場合に於て株主の未だ全額を拂込まざるものあるときは清算人は之を拂込
ましむるの權利を有せり故に株主は其拂込を拒絶し又は分配を受くべき金額を以て相殺せんと
請ふことを得ず何となれば其未納高は會社の債權に屬すればあり

第二百四十七條 清算人ハ必要又ハ有益ト認ムルトキハ何時ニテモ
總會ヲ招集スルコトヲ得又清算人ハ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ定

メタルトキ又ハ總株金ノ少ナクトモ五分一ニ當ル株主ヨリ申立ツ
ルトキハ總會ヲ招集スル義務アリ

(解) 本條は清算人が總會の招集に關する規定なり

問 清算人は總會の招集に關して如何なる權利と義務とを有するや
答 清算人の第二百四十一條に規定せる訓示又は法律を遵守せる時は清算事務の全權を掌握し株主
又は債權者より何等の制限を受くることなきと雖も後日紛争の起ることからしめん爲め必要
又は有益と認むる場合は何時にても總會を招集し意見を決することを得又定款又は總會の決議

を以て總會を開くべきことを定めたるるとき又は總株金の少なくとも五分の一以上に相當する株
主の申立あるときは必ず總會を招集するの義務あるものなり

第二百四十八條 清算人ハ委任事務ヲ履行シタル後總會ニ計算書ヲ
差出シテ其認定ヲ求ム

(解) 本條は清算人が委任者に對する職任を規定したるものなり

問 何故に計算書の認定を求むるや
答 清算人が委任此事務を終了したるときは其委任者たる總會に對して計算書を差出し清算の權限
を踰越せざりしや否訓示又は法律に違反せしことなきや否の認定を承けざるべからざるなり是
代理者が委任者又對するの義務ありとす

第二百四十九條 清算人ハ前條ニ掲ケタル認定ヲ得タルトキハ會社
ノ債務ヲ濟了シタル殘餘ノ財産ヲ各株主ニ其所有株數ニ應シ金錢
ヲ以テ平等ニ分配ス此分配ハ總債權者ニ辨償シタル時ヨリ三ヶ月
ノ滿了ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
株主ハ總會ニ於テ金錢ニ非サル物ヲ以テ分配ス可キ決議ヲ爲シタ

ルトキト雖モ之ヲ受取ル義務ナシ

(解) 本條は會社財産の分配に關する事柄を規定せしなり

問 會社の財産は如何にして分配すべきや

答 清算人より差出せる前條計算書の認定を得たるときは先づ會社の債務を濟了し尙殘餘あるときは其財産を以て各株主の所有せる株數に應じ金錢を以て一定平等に分配を爲すべし而して此の分配を爲すは總債權者に對し債務を辨濟したる時より三ヶ月經過の後にあらざれば之を爲すとを得ざるなり何となれば不幸にも解散の通知を受け已を得ざるの事情例之は旅行又は病爭等の原由ありて知了せざりし債權者を保護するの理由に出でたり而して株主は總會よ於て金錢にあらざる物例之の有價証券又は土地家屋若くは器具等の類を以て分配すべき決議を爲したりし連之を發議若くは同意を表したる株主は格別されども他不同意なる株主までを壓制することを得ざれば之を受取る義務なし故に不同意なる株主をして辨濟の目的物を變更するにも拘はらず強て之を受取らしむるの權利なきものとす

第二百五十條 清算ノ終リタル後清算人ハ總計算書及ヒ一般ノ事務

報告書ヲ總會ニ差出シテ卸任ヲ求ム若シ總會ニ於テ卸任ヲ許サザ

ルトキハ裁判所ハ清算人ノ申立ニ因リ其命令ヲ以テ之ヲ許スト否

トヲ定ム但其命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(解) 本條は清算人の卸任に關する規定なり卸任とは清算人が職務を解き其責任を免がる、を云ふ

問 如何なる場合に於て清算人は卸任すべきや

答 清算事務の終了したる後は清算人は一切の債務を辨濟し株主へ財産の分配を爲したる總計算書及び一般の事務報告書を總會に差出し以て正當に殘務を整理せしや否を定め而して卸任を求むべし若し總會に於て故障を言出し卸任を許さざる場合又總て不同意なるときは裁判所へ申立つべし左れば裁判所は卸任を至當と定むるや否を命令せらる、なり但其命令に對して不服あるときは原被告とも即時抗告を爲すことを得るなり

第二百五十一條 清算人ハ其行爲ニ付キ總會ノミニ對シテ責任ヲ負

フ然レトモ其行爲ニ因リ或ル株主ノ一已ノ權利ヲ害シタルトキハ

其株主ハ清算人ニ對シテ其權利ノ承認及ヒ損害ノ賠償ヲ求ムルコ

トヲ得

(解) 本條は清算人の職務上の責任を規定したるものなり

問 清算人は株主の一人又は數人の委任を受けたるものにあらざして總會の委任を受けたるものな

れば総株主の代理人たり故に怠慢又は不注意にて不利益を與へたるときは株主が對して責任を負ふにわらずして總會のみに對して責任を負はざるべからず而して法文に會社に對してと云はずして總會と謂ひしは會社の既に解散したるを以てなり斯くの如く總會のみに對して責任を負ふと謂ひしも然し株主の一己の權利を害して與ふべきの分配を爲さず又は之を他の株主に分配せる如き場合に在ては其權利の承認を得又は損害の賠償を求むることを得るものとす

第三百五十二條 清算人ハ卸任ヲ得タル後商業登記簿ニ清算終了ノ

登記ヲ受ケ且之ヲ公告ス其公告ニハ清算ニ付キ生シタル會社ニ對

スル請求アレハ之ヲ三ヶ月ノ期間ニ主張ス可キ旨ノ催告ヲ附ス其

請求アリタルトキハ清算人ニ於テ之ヲ辨了ス

(解) 本條は清算事務の終了せる時に登記公告を爲すべき事を規定せるものなり

問 清算事務は如何なる場合に於て全く終了するや將た終了の後尙は清算人に於て辨了すべき事柄如何

答 總會の決議又は裁判所の命令に依りて其職任を解卸したるときは第三者をして其事務の全く終了せることを知得せしむる爲め清算終了の登記を受け且之を公告すべし而して其公告たるや第

二百四十三條に規定せる公告とは自ら異にきて本條は全く清算人が其清算事務を取扱ふに付き自然世人に對して權利義務の關係を生ずるをせしめず故に尙し會社に對して請求することあれば三ヶ月の期間に主張すべき旨の催告を附記す此場合に於て其請求ありたるときは清算人に於て之を辨了すべきなり

第二百五十三條 清算中ニ現在ノ會社財産ヲ以テ會社ノ總債權者ニ

完済シ能ハサルコトノ分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ破産手

續ノ開始ヲ爲シテ其旨ヲ公告シ且會社ノ取引先ニ通知ス

此場合ニ於テ既ニ債權者又ハ株主ニ支拂ヒタルモノ有ルトキハ之ヲ取戻スコトヲ得清算人カ貸方借方ノ此ノ如キ關係ナルコトヲ知リテ爲シタル支拂ニシテ其受取人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債權者ニ對シテ其責任ヲ負フ

(解) 本條は清算人の破産の手續を開始する場合を規定するものなり

問 會社の現財産を以て總債權者に完済し能はざることをの分明あるときは如何すべきや
答 清算處分を爲すは會社の未だ破産せざる以前として各債權者に辨済し尙餘剩の財産を以て株主

分配すべきものなれども元來株式會社の財産は其株式に止まるものなれば時としては清算處分を爲し能はざることあり此場合に於ては會社財産の處分ハ總て債權者と裁判所とハ移動するものなれば決して清算人の専行すべきをわらず故に會社の總債權者に完済し能はざることの分明なるに至りたるときは破産手續の開始を爲し其旨を公告し且つ取引先に通知すべきなり

破産手續の開始を爲したるときは清算人は如何の處置を爲すべきや

若し此の手續を開始する已前に於て既に債權者對して辨濟を爲し又は株主對して餘贏財産の支拂を爲したるときは即ち過誤の支拂なるを以て之を取戻すことを得若し又清算人が故意を以て支拂其受取人より之を取戻し得ざるときは債權者對しては自己の所有財産を以て辨濟を爲さざるべからざるなり

第二百五十四條 總會ノ決議ニ依リテ會社ノ帳簿及ヒ其他ノ書類ノ貯藏ヲ委任セラレタル者ノ氏名住所ハ清算人ヨリ之ヲ裁判所ニ届出ツ可シ此届出前ニ在テハ清算人其貯藏ノ責任ヲ負フ

(解) 本條は帳簿其他書類の貯藏に關する規定あり貯藏とは保存し置くことを云ふ會社の解散せる場合に於て諸帳簿の必要あるは贅辯を要せずして明かなり故に總會に於て貯藏を委託すべきものを撰定すべく而して清算人は委託せられたる貯藏者の氏名住處を裁判所に届出べし

其届出を爲さざる已前は清算人に於て當然貯藏の責任を負ふべきものとす

第二百五十五條 清算ノ結果即チ左ノ事項ハ清算人ヨリ裁判所ニ届

出テ且之ヲ公告ス可シ

- 第一 支拂又ハ示談ニ因リテ總債權者ニ辨償ヲ爲シタルコト
- 第二 會社ノ殘餘財産ヲ株主ニ分配シタルコト及ヒ其分配ノ金額
- 第三 清算費用ヲ辨濟シ及ヒ清算ニ付キ生シタル請求ヲ辨了シタルコト

- 第四 總會ヨリ又ハ裁判所ノ命令ニ因リテ卸任ヲ得タルコト
 - 第五 會社ノ帳簿及ヒ書類ノ貯藏ニ關スル處置ヲ爲シタルコト
 - 第六 會社ノ株券又ハ債券ノ其効力ヲ失ヒタルコト
- 其清算ノ結果ハ亦清算人ヨリ長官地方ヲ經由シテ主務省ニ届出ツルコトヲ要ス

(解) 本條は清算處分に關する最後の手續を規定したるものなり
問 清算事務の終了せる場合に於て清算人は如何なる義務を盡すべきや

答 第一乃至第六の各事項を裁判所に届出で且之を公告して一般に清算事務の終了せることを知らしめ又府縣知事を經由して農商務省に其旨を届出づることを要すべきあり

第四節 罰則

(解) 本節は合名會社合資會社及株式會社を通じて適用する規定にして共算商業組合は決して此罰則中へ包含せられざるあり然り而して會社をして會社の利益を計り必要有益たらしめんとする又は決して之を法度の外に旋任することを得ず何とあれば却て危険を招くの一機關となればなり故に其目的を達せんとする又は制裁法の設けなかるべからざる是れ本節の規定ある所以なり

第二百五十六條 業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ハ左ノ場合ニ於

テハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 本章ニ定メタル登記ヲ受クルコトヲ怠リタルトキ

第二 登記前ニ開業シタルトキ

(解) 本條は合名會社たると合資會社たると又は株式會社たるとを問はず第一第二に掲ぐる所為あるときは第三者をして誤認せしむるの虞あるを以て業務擔當の任ある社員又は取締役若

し業務擔當の任ある社員を擇定せざるときは會社員をして本條の制裁を受けしむるものなり

第二百五十七條 株式會社ノ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五

十圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 株主名簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第二 會社解散ノ場合ニ於テ總會ノ招集又ハ株主ヘノ通知ヲ怠

リタルトキ

(解) 本條は株式會社のみに適用すべき罰則を規定せしものなり

問 本條は何人に對する罰則なるや

答 本條は株式會社の取締役に對する罰則にして即ち第一株主名簿を備へざれば何事を處分するも一定の標準なきを以て自然組織を紊亂するの患あり又株主にあらざる者を誤載し株主たる者を脱漏するの類第二第二百三十條に規定せる解散の原由の生じたるに拘はらず取締役の不注意又は故意にて總會を招集せざり又は株主への通知を怠りたるときは債權者又は各株主をして不知の間に權利を損傷せしむるを以て本條の制裁を受くべきなり

第二百五十八條 株式會社ノ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ二十圓以上
貳百圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 第二百十六條ノ規定ニ反シ株金ノ全部又ハ一分ヲ拂戻シ
タルトキ

第二 第二百十七條ノ規定ニ反シ會社ノ爲メ其株券ヲ取得シ又
ハ質ニ取り又ハ公賣セザルトキ

第三 第二百十八條又ハ第二百十九條ノ規定ニ反シ利息又ハ配
當金ヲ株主ニ拂渡シタルトキ

第四 第二百二十五條ノ場合ニ於テ會社ノ金匣・財産現在高、
帳簿及ヒ綴テノ書類ノ検査ヲ妨ケ又ハ求メラレタル説明ヲ拒
ミタルトキ

合資會社ノ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役カ第五百十三條ノ規定
ニ反シ利息又ハ配當金ヲ社員ニ拂渡シタルトキハ亦本條ニ定メタ
ル罰則ヲ之ニ適用ス

(解) 本條は合資會社の業務擔當の任ある社員又は取締役及び株式會社の取締役に對する罰則
を規定したるものあり而して別に説明を要する所なし

第二百五十九條 株式會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ十圓以上百
圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 第二百四十三條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リタルト
キ

第二 第二百五十三條ノ規定ニ反シ破産手續ノ開始ヲ爲スコト
ヲ怠リタルトキ

(解) 本條は株式會社の清算人に對する罰則を規定したるものあり

第二百六十條 株式會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ貳拾圓以上貳
百圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 第二百四十四條ノ規定ニ反シ債權者ニ支拂ヲ爲シ始メタ
ルトキ

第二 第二百四十九條ノ規定ニ反シ株主ニ分配ヲ爲シタルトキ

(解) 本條は株式會社の清算人に對する罰則を規定したるものなり

第二百六十一條 前數條ニ掲ケタル過料ハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ

科ス但其命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

過料ノ辨納ニ付テハ業務擔當ノ任アル社員、取締役又ハ清算人連

帶シテ其責任ヲ負フ

(解) 本條は前數條に掲けたる過料の命令及び辨納の方法を規定せるものなり

問 過料の辨納方法とは如何

答

過料とは民事上の名稱にして刑事上の科料とは大に異なり故に裁判所は之が言渡を爲さずして其制裁を附するに只命令のみを以てす若し其命令に不服なるときは即時抗告を爲すべきなり而して其方法たるや各人連帶して其責任を負ふべきものなれば裁判所は其一人に對して金額の辨納を要求すべきあり

第二百六十二條 業務擔當ノ任アル社員、取締役、監査役又ハ清算人

ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處セラレ情重

キトキハ罰金ニ併セ一年以下ノ重禁錮ニ處セラル

第一 官廳又ハ總會ニ對シ書面若クハ口頭ヲ以テ會社ノ財産ノ

現況若クハ業務ノ實況ニ付キ故意ニ不日ノ申立ヲ爲シ又ハ不

正ノ意ヲ以テ其現況若クハ實況ヲ隱蔽シタルトキ

第二 公告中ニ詐偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

前ニ掲ケタル者ノ外會社ノ他ノ役員及ヒ使用人カ之ト共ニ犯シタル

トキハ亦右ノ罰ニ處セラル

(解) 本條は前數條ニ規定せる場合とは一層の重きを加ふるものなれば其科する所も當に過料に止まらずして輕罪の刑を受けしめ以て其防過を嚴にせしなり今其如何なる場合は一々説明を要せずと雖も畢竟是等は自己の過失を蔽はんとするも出でたるものなれば不注意の結果とは同一視すべしにあらざるあり

第二百六十三條 發起人カ株式申込ニ付キ詐偽ノ記載ヲ爲シタルト

キハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處セラル

(解) 本條は株式會社の發起人ニ對する罰則を規定せしものなり

問 本條は發起人が如何なる行爲ニ對する罰則なるや

答

發起人が株式の申込に付詐偽の記載を爲し以て世人を誘導せんとするものなしとせず是等は第三者をして不利を蒙らしむるもの趣きからざるを以て二十圓以上二百圓以下の罰金即ち輕罪の

刑に處せらるゝなり

第二百六十四條 前二條ニ掲ケタル罰ニ處スルニハ刑事裁判上ノ手續ヲ以テス

續ヲ以テス

(解) 本條は前二條の場合に於ては刑事上の犯罪として處罰する方法を規定せるものなり

問 如何なる處罰の方法あるや

答 檢察官の起訴に由り裁判官を以て罰金及び重禁錮に處分す尤も完納期限に罰金を完納せざる

ときは禁錮に換へること通常刑事裁判上の手續即ち治罪法に據り處分すべしと雖も過料には一定の完納期限なく又拘留に換へるの處分法なきあり

第五節 共算商業組合

(解) 共算商業組合とは彼の會社の如く一の無形人を組織し従つて其無形人の有する所の會社

財産を組成することなく只二人以上の人の他人に對して連帶に權利を有し義務を負担し其組

合間に於て損失を共擔し利益を共分する等の爲めに成立するものにして一己人の商業とは同

視し得ず法律の之に對する檢束方も會社に比すれば甚寛大なりと謂ふべし而して當座組合共

分組合匿名組合の三種あり以下順次之を開説すべし

第二百六十五條 共算商業組合ノ契約ハ會社ニ關スル本法ノ規定ニ

從フコトヲ要セス其契約ニ因リテ商事會社及ヒ會社財産ハ成立セ

ス

(解) 本條は共算商業組合の一般的の性質を規定したるものあり

問 共算商業組合は如何なる性質のものなるや

答 共算商業組合の契約は會社に關する本法の規定に従ふことを要せず何となれば商事會社を組織

することなければ會社の財産を成立することなく然れども其目的とするところ商業上の取引に屬するを以て本法の規定を適用せざるを得ざるは勿論なりとす

第二百六十六條 二人以上共通ノ計算ヲ以テ一時ノ商取引又ハ作業

ヲ爲スヲ當座組合トシ契約實行ノ爲メ其一二ノ組合若クハ總組合

員ニ於テ又ハ共同代理人ヲ以テ爲シタル行爲ニ付テハ第三者ニ對

シテ各組合員直接ニ連帶ノ權利義務ヲ有ス

(解) 本條は當座組合に關する規定あり

問 當座組合の性質及び第三者に對する權利義務の關係如何

答 二人以上共通の計算を以て一時の商取引又は作業を爲すを當座組合と云ふ故に損益を共擔する一時の商取引又は作業を爲すを云ふ若し當時に商取引を爲すものとせば當座組合に依らずして

商事會社と見做さるべし又一二組合員の契約を實行するも共同代理人の爲したるも第三者小對しては均しく一人の所爲と見做すを以て各組合員直接連帶の權利義務を有するものなり

第貳百六十七條 二人以上各自別箇ニ一時ノ商取引若クハ作業ヲ爲

シ又ハ商業ヲ營ムト雖モ此ニ因リテ生スル損益ヲ共分スルコトヲ契約シタルモノヲ共分組合トシ各組合員亦前條ニ掲ケタルト同シク連帶ノ權利義務ヲ有ス然レトモ他ノ組合員ノ爲シタル行爲ヨリ生スル請求ニ對シテハ先訴ノ抗辯ヲ爲ス權利アリ

(解) 本條は共分組合の性質を規定したるものなり

問 共分組合とは如何なる性質を有するものなるや

答 共分組合とは二人以上各自別箇ニ一時の商取引若クは作業を爲し又は商業を營むと雖も此に因りて生ずる損益を共同ニ分擔することを契約したるものを云ふ故に其商取引たるや一時の目的たるも永遠の目的たるを問はず各自獨立して別個の資本に依り別個の名義を用ひ別個の事業を營むを云ふ例之は各自所有の漁船を以て甲乙間の運輸を營業とし其所得と損失は共同に分配し共に同じに負擔して曾て其經濟を異にせざるものを見るを爲すものなり而して各組合員は前條に掲げたる當座組合員と同じく第三者小對して連帶して權利を有し義務を負擔するものなり故に甲組合

員に於て直接又取引を爲し第三者に對して權利義務の關係を生ぜたるときは乙組合員も於ても同一の關係を有すべし然れども他の組合員の爲したる行爲より生ずる請求に對しては先づ其直接又取引を爲したる組合員に對して起訴すべしとの理由を以て抗辯するの權利あるべく何となれば共分組合の性質として各自別箇に其業務に従事するものなれば甲組合員の所爲にして乙組合員の毫も其事實を知らざるものあればなり

第二百六十八條 或人カ損益共分ノ契約ヲ以テ他人ノ營ム商業ニ出

資ヲ供シテ之ヲ其者ノ所有ニ移シ商號ニ自己ヲ表示スル名稱ヲ顯ハサス又業務施行ニ與カラサルモノヲ匿名組合トシ其營業者ノ行爲ニ付キ第三者ニ對シ出資未濟ノ場合ニ於テ其出資ノ額ニ滿ツルマテヲ限り義務ヲ負フ

代務人又ハ商業使用人ト爲リテ用務ヲ辨スルハ業務施行ニ與カルモノト看做サス

(解) 本條は匿名組合の性質を規定せしものなり

問 匿名組合とは如何なる性質を有するものなるや

答 匿名組合とは或人が損益を共分するの契約を以て他人の營む商業に出資を共して之を其者の所有に移し其商號として自己の名義を表示せざるのみならず又其業務の施行にも參與せず其人の信用に由りて成立するものを云ふ例之は一種の技術若くは勞力を以て或業務を營なまんとするに方り銀方に類似せる行爲を以て其人をして従事せしむるものなり故に其營業者の行爲に付き第三者に對しては出資既済の場合に於ては既に其者の所有に移轉するを以て毫も義務を負はずと雖も出資未済の場合に於ては其出資の額に滿つるまでを限りとして義務を負はざるを得ざるなり何となれば損益共分の契約を以て成立するものとして利益あれば共同に分配を受くるものなれば又損失を生ずる場合にも之を共同に負擔せざるを得ざればかり然り而して法律は茲ふ一の注意を與へたり何となれば第一項に於て業務の施行に與らざるものと規定せるを以て第二項に於て代務人又は商業使用人となりて用務を辨ずるは業務施行に與かるものと看做さずと規定する是なり何となれば代務人又は商業使用人は營業主人を代表し營業主人の命令に由りて働くものなれば營業主人と共同に損益を分割するものとは誰れも信任せざればなり

第二百六十九條 匿名組合ノ損益共分ノ割合ハ明約アルニ非サレハ營業資本總額ニ對スル出資額ノ比例ヲ以テ之ヲ量定ス

(解) 本條は匿名組合員が共分すべき損益の割合を規定するものなり

問 組合員は如何なる割合を以て損益を共分すべきや

答 匿名組合員の損益を共分する割合は組合契約ある場合に於ては其契約に據るは當然なれども倘し其明約なきときは營業資本の總額に對する出資額の比例例之は甲は一万圓の金額を出資し乙は五千圓の金額を評定すべし技術又は勞力を以て出資すれば總額一万五千圓と爲るべし此總額に對し正比例を以て甲は百圓の利益を受くるときは乙は五十圓の利益を受くるの割合を以て其損益を量定するものとす

第二百七十條 利益ハ損失ニ因リテ減シタル出資ヲ填補シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得ス然レトモ匿名員ハ受取期限ニ至リテ未タ受取ラサル利益亦ハ既ニ受取リタル利益ヲ以テ其後ニ生シタル損失ヲ補充スル義務ナシ

(解) 本條は匿名組合員の利益の分配に關する規定なり

問 如何なる場合に於て利益の分配を受くべきや

答 組合員の分配を受くべき利益は損失に因りて減少したる額を填補したる後にあらざれば之が分配を受くことを得ず何となれば匿名組合は其責任の出資額に止まるものにして當座組合又は共分組合員の如き連帶無限に其責任を負ふべき比にあらざれば第三者を保護するに於て尤も必

要する点なりとす故に匿名員は其利益を受取るべき期限に至りて未だ受取らざる利益又は既受取りたる利益を以て其受取るべき期限後生じたる損失を補充する義務なしと雖も之に反して期限の到達せざるに受取りたる利益は既得権の屬せざるを以て其額を填補する爲め之を返還するの義務を有し第三者に對して其責任を負はざるを得ざるあり

第二百七十一條 匿名組合契約ハ其契約ニ於テ時期ヲ定メサリシトキハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得又其契約ハ營業者ノ破産若クハ死亡又ハ其營業ノ廢止ヲ以テ終ル

(解) 本條は匿名組合の解散の場合を規定したるものなり

問 匿名組合の契約は其契約に於て解散の時期を定めたるときは其時期の到來より由りて當然解散すべく假令時期の到來前と雖も双方の合意を以て之を解散し得ることは勿論なり若し其時期を定めず又は之を定むると雖も組合員の畢生間と云へる如き無期限と同一視すべき場合に於ては何時までも六ヶ月前の豫告を以て之を解除することを得而して雙方共之を解除するの權利を有するものなれば他の一方に對して組合の解散するより生ずる損害の賠償を要せず又賠償せしむるの權利なきや明白なり又其契約は營業者が破産するか若くは死亡したるか將た其營業の廢止したるときは成立に必要な條件を缺くを以て當然解散するものなり

第二百七十二條 契約解除ノ場合ニ於テハ匿名員ノ負擔ニ歸ス可キ損失及ヒ債務ヲ引去リタル後出資額ヲ之ニ拂戻スコトヲ要ス

(解) 本條は匿名組合の解散したる場合に於て其出資額を匿名員に拂戻すべき事を規定したるものにして組合員は其責任の出資額に止まるものなれば第二百七十條の規定に従ひ損失及び債務を引去り尙殘餘ありたるときは第二百六十九條の規定に従ひ量定して各組合員に拂戻すべきものなりとす

第二百七十三條 匿名員ハ契約解除ノ場合及ヒ每事業年度ノ終ニ於テ計算書ノ差出ヲ求メ及ヒ商業帳簿並ニ書類ヲ展閱調査セント求ムル權利アリ

此規定ハ第二百六十六條及ヒ第二百六十七條ニ掲ケタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

(解) 本條は匿名員が權利の保護に關する規定なり

問 匿名員は如何なる責任と權利を有するや
答 匿名員は其出資の額までは第三者に對して其責任を負はざるを得ざるものなれば其利益を保護

する爲めには契約解除の場合及び毎事業年度の終りに於て總ての取引上に關する勘定書受取証書類の計算書の差出を求め及び商業帳簿并に總ての商業上の書類を展閱調査せんと求むるの權利を有せり故に倘し詐偽の記載等あることを發見せし場合に於ては其者にのみ責任を負はしめ他の組合員は其責を免かるゝことを得べし

問 第二項は如何なる意義あるや

答 第一項の規定は第二百六十六條に規定する當座組合及び第二百六十七條に規定する共分組合にも適用すべきことを規定せり然れども第一種の組合は商業を營むものにあらず第二種の組合も必ずしも商業を營むものにあらざれば必ずしも商業帳簿を備ふるの意義あるものと謂ひ難し故に其他の書類の展閱調査を求むることを得べきあり

第七章 商事契約

(解) 契約とは義務發生の一原由にして或る事を爲し又は或事を爲さざるべく二人以上の者の互ひに承諾して意思の合同一致するを云ふ而して茲に商事契約を規定せしと雖も民事契約と大同小異あれば頗る重複の嫌あるを免かれず思ふに立法者は特に之を掲げて本法の條例をして圓滑に實行すること得せしめんと欲するに在るからん乎(民法財産編第二百九十五條以下參看)

第一節 契約ノ種類

(解) 契約の種類とは民法財産編第二百九十七條以下に規定せる双務片務有償無償等の類なるも茲には題意に相添はざる締結、法解釋法若くは證據執行等の事柄を規定したれば立法者の本節に冠らしむるも契約の種類なる一語を以てしたるは尙遺其何の故なることを知る能はざるなり然れども第二百七十六條及び第二百八十一條に於て明示黙示を契約の種類とす是其題意を充たす所以なるか

第二百七十四條 商事契約ハ明示又ハ黙示ニテ之ヲ取結フコトヲ得

(解) 本條は契約取結ぶの方法を規定したるものあり

問 本條の大意は如何

答 明示又は黙示とは明白な書面又は口頭を以てし或は暗黙に其舉動を以て承諾するを云ふ本條は商事契約を取結ぶの方法と爲せしも民事契約に於ても亦然り本條は合意と契約とを區別せず單に契約と云ひ又明示黙示を契約の種類と爲せしも民法に在ては契約を取結ぶの方法と爲す此間少しく論議を要すべしと雖も今は之を略し他日を待て請ふ詳悉せん

第二百七十五條 商事契約ノ旨趣ハ當事者ノ眞實及ヒ確定ナル共通ノ意思ニ依リテ定マルモノトス其意思ハ商習慣ト商人タル者ノ當

然ノ思考トニ從ヒテ解釋ス可シ

(解) 本條は商事契約は當事者の意思の如何に由りて成立し又は解釋すべきことを規定せしむのなり

問 契約の旨趣は當事者の眞實及び確定なる共通の意思即ち承諾に依て定まるものとは如何なる理由なるや

答 契約に重なるものは唯其心事の正實にあるは言を待す故に双方の意思未だ全く充分ならざるか若しくは陽に眞實を衒ふて陰に險惡なる手段を挾む時は假令表面上に於て圓滑の狀を呈するも一旦利害の衝突する所となる場合ふ於て反眼仇視するの惡結果を發露せざるを得ず是れ其契約に眞實を要する所以なり然れども人は人の意思の正否を豫め洞察する能はざるものなれば其商習慣と商人たる者の當然なる思考に從ふて解釋せざるべからざるの必用を感せざるべからず何となれば商習慣なる者は人爲の法律に優りて其著しき効力を存するものあれば彼の陰險手段も此商習慣的効力に向ふて訴ふる時は容易く其意思の如何を分拆する事を得べし又商事に老けたる商人の思考に徵証せば之れが解釋に困難を見るの憾なかるべし

第二百七十六條 明示ノ契約ハ書面、口頭又ハ容態ニテ之ヲ取結フコトヲ得

(解) 本條は明示契約の意義を解釋したるものなり容態とは身振を云ふ

問 書面を以て契約する時は利害に關して其契約の義務を破壊せんと欲するも甚だ容易ならざるを信ず然れども口頭又は容態の上のみにては破壊の虞ありとせず何となれば其契約の痕跡を留めざればなり然らば此憂虞を防止する方法を明白とせん事を乞ふ

答 凡そ契約は明示のものわれども黙示のものあるにあらざる畢竟黙示なる名稱は黙諾なる原因に對して黙示なる結果の名を付したるものなり而して今其一端を取て之を解釋せば或は其虞なしとせず然れども深く慮を盡すときは其虞自から融釋せん則ち前第二百七十五條は規定する如く商習慣又は商人たる者の當然の思考を徵証せば如何に故意の口約若しくは容態を以てすと雖も一旦締結したる義務を破壊する事を得んや是れ其前條答辯中記載したる如く商習慣的の効力又は老練ある商人の解釋力の著しき所以なり但し書面を以てすべき契約に於ては必ず其意思を書面と現さるべからず然らざれば法律上其効力を失ふたるとす又書面を作るに法律上規定したる正式に依違ふべきものは必ず是に由ざるを得ざるなり

第二百七十七條 主タル目的物カ五十圓ノ價額ヲ超ユル契約ハ其履行ヲ即時ニ爲ササルトキハ之ヲ書面ニ作成シテ交付ス可シ

本法中或ル契約ニ關スル特別ノ規定ハ前項ノ爲メニ妨ケラルルコ

ト無シ

(解) 本條は口頭と容態に關せず書面を以て契約すべき規定を示す者あり主たる目的物とは主は從に對して云ひ目的は賣買に關したる種々の品物を云ふ

問 主たる目的物の價格五十圓以上に超過する時は其契約は書面を以てすべきは既に了解せりと雖も其五十圓未滿ある時と即時履行する場合は書面を要せざるもの、如し果して然るや

答 眼を轉して商業上實地の有様を見る時は五十圓未滿を渉る受渡しの如きは日時頻繁として其起頭を立るものあれば如何に法律の世の中とは云ふもの、此に迄書面を以て契約をなす條規を設定せんと欲するは其弊や商業不活潑を起す殊に商業家を取ては其甚しき煩雜を來すべし故に此等の場合には双方の便宜を任すの簡易ある方法を取らざるべからず又履行を即時になす契約の如きは其履行と共に双方の關係も直に雲烟の眼を過ぐるが如く滅盡して其痕跡を留めざるを以て書面を作るの必用なきものなれば徒らに無益の勞を厭むして其條規を設くるの痴漢あらんや又契約は證書を以てするは他日の争端を惹起さんとするの豫防方法又外から併し本法中或る契約に關する特別の規定は別に證書を作るを要せざるものとす

第二百七十八條 書面作成ノ要件ハ合式ノ契約證書ヲ以テモ義務者又ハ其代人ノ署名若クハ之ニ代ハル可キ氏名アル書簡、電報、勘

定書、切符其他ノ各書類ヲ以テモ之ヲ充タスユトヲ得

(解) 本條は證書を以て契約を取結するには其書面作成の要件を規定したるものあり合式の契約證書とは法律上定めたる充分ある正式證書を云

問 義務を鞏固にし權利を維持する又は合式の契約證書を以て必要ありとするは皆人の承認するものなり殊に利益を目的とする商業社會に在ては堅固に其契約を確實になすことは素より論を待たず然るに彼の權利義務を保持する上に頗る薄弱ある書簡電報勘定書等の物件を取て證據物件と具ふるを如何なる理由なるや

答 深く商業上の實勢を考ふるに恰も軍陣を望むが如く其利害の分る、所見べく見べくらざるの間に起伏する者なれば一概に合式證書正面にのみ從ふ時は一敗地に塗れ朱裏を以て冷笑せらるべし是れ其本條を規定して頻繁なる迅速なる商業上又便宜且活法を興へ以て牙齦の戰場を圓滑せらしめしものなり又法文の外印影を捺すれば姓名を署するに及ばず商號を記すれば又姓名を署せずして彼是同一の効力を有するなり

第二百七十九條 第二百七十七條ニ掲ケタル契約ノ旨趣ニ付テノ證據又ハ反對證據ハ書面ヲ以テスルモノニ限り之ヲ許ス但第二百七十五條ニ從ヒテ爲ス契約條款ノ解釋ニ關スルモノ又ハ錯誤、強暴

若クハ詐欺ノ證明ニ關スルモノ又ハ羈束スル意思ナシシテ契約書ニ掲ケタル事實ニ關スルモノハ此限ニ在ラス

(解) 本條は第二百七十七條ニ掲けたる契約の旨趣に付ての證據等は必ず書面を作成するものたる事と又第二百七十五條に従ひて爲す契約條款の解釋に關するもの等は之を要せざる區別を示したる規定なり反對證據とは當初になしたる契約は後日に變更し或は取引の期限貸借に就ての返済日時等を改めたりとして當初の契約書に反對するを云

問 既に商習慣又は商人當然の思考に依て徵證を求むるの規定ある以上は更に證書を作成するの勞を要する如く思考す又法文但以下の物件には何の故に書面を以てするの必用なきや

答 事實の点より思考を下す時は別に書面を要するの必用なきも、の如しと雖苟も道德の支配を受るよりは寧ろ法律の支配を大切となす今日の人類ニ在ては此等の規定一日も欠ぐべからざる要訣なり何と云れば其第二百七十七條に記載したる規定に従わざる證據を以て法術を煩わすものなしとせず况や其證據は果して信實と否とに至ては彼の商習慣と及び商人當然の思考力も或は之を判別せんに薄弱の憾なきを保せず若し幸にして判別し得るとせんか其第二百七十七條の規定は全く其効力を失却するに至るべし

第二百七十五條ニ從ひて爲す契約條款の解釋ニ關するものは其初にありて當事者の意見の如何

に依て取結したる契約なるを以て争訟などの事は想像にも及ばざる者なれば商習慣と商人たる者の當然の思考に従ふて推究する外何らされば茲に其書面を作成するの必要な事を知るべし錯誤強暴若くは詐偽の證明は契約者其人の思考力も達し能はざるものなれば書面を作るに由なきものなり
羈束する意思なくして契約書に掲げたる事實に關する事も彼の解釋の方法に由て證據を求むるものあれば書面に依て證明する事を得ず

第二百八十條 第二百七十七條ニ掲ケタル契約ハ書面ニ作成セスト

雖モ後ニ至リ當事者ニ於テ殊ニ雙務契約ノ場合ニ在テハ其雙方ニ於テ實際之ヲ履行シ又ハ書面ヲ以テ之ヲ承認シタルトキハ其効力アリ

(解) 本條第二百七十七條に掲けたる契約證書は當初作成せずと雖後に至りて双務契約に由て作成しざる證書の効力を示したる規定あり双務の契約とは當事者双方の義務を重じて契約するを云ふ

問 第二百七十七條に於て主たる目的が五十圓以上に超ゆる契約は其履行を即時にせざる時は之を書面に作成すべしと規定したるにも拘はらず更に本條を置れたる所以は如何なる理由ありや

答 五十圓以上に對する契約は證書の有無に關せず効力ありとするにあらざる單に法術に於て其効驗を維持する事能わざるのみ故に當初契約の場合に於て其證書を作成せずと雖他日當事者は雙務契約を取結實際に於て之を履行し又は其書面を以て之を承認したる時は當時に溯りて其効力を有するものなり換言すれば既に棄却したる効力を恢復したるものなり是を以て之を觀れば法律は徹頭徹尾相互の争端を防止すると共に相互の安寧を保持するものたることを知るなり此其本條を設置せられたる所以あり

第二百八十一條 默示ノ契約ハ契約提供ニ對シテ默示ノ承諾アル場合ニ存シ又事ヲ爲シ又ハ爲ササルニ因リテ法律上若クハ商慣習上

義務又ハ請求權ノ生スル總テノ場合ニ存ス

(解) 本條は默示の契約に付ての方法を示したる規定あり契約提供とは甲商人が乙商人に對して何々物品を賣渡さんとの意思を通ずるを云默示の承諾とは乙商人は甲商人より物品賣買の意を示されたる時敢て拒絕するの意なく默過したるを云

同 契約提供又事を爲し又は爲さざるの事は由て商慣習上義務及び請求權の生ずるとは如何なる理由あるか

答 契約は相互の意思投合するに由て始めて成立するものなり苟も意思相投合せざる時は契約の結果を見る事能はず特は默示の契約に於ては其意思相投合することを主張せざるべからず故に法文の如く契約提供者にして被提供者の默示の承諾を得ざる時は到底成立することなし但其成立上に付ては次條の規定に従はざるを得ず 又權利義務は二人以上の間に於て生ずるものなれば事を爲すと爲さざるに關せず商慣習上義務又は請求權の生ずるは自然の道理と謂を得べし故に此等の場合に在ては默示の契約と認むべきなり

第二百八十二條 契約提供ニ對スル默示ノ承諾ハ一般ニ商慣習若クハ誠實、信用ニ因リ殊ニ被提供者ノ特別ナル業體又ハ雙方間ノ平常ノ取引關係ニ因リテ承諾シタルモノト通例推定ス可キ場合ヲ除ク外ハ決シテ存スルモノト看做スコトヲ得ス

(解) 本條は默示の承諾には必ず其限界ある所以を示したる規定なり
 問 默示の承諾は商慣習特別なる業體平常の取引關係等を以て承諾したるものとあすは如何
 答 法律の原則として謂ふときは甲者の申込に對して乙者之に答へざる場合を默示の承諾とすれども此原則を一般の商者に向ふて實行せんと欲するときは實に不測の弊害を生ずべし故に默示の承諾は商慣習特別なる業體を通例推定すべき場合を限りたる所以なり例すれば穀商に米麥の買入を申込又は書肆に書籍を購求せんと提供をせしむる時は被提供者は之を承諾するは當然此事

なれば被提供者より拒絶の意なきときは之を承諾したるものと認定することを得るなり但し此場合に於ては双方が誠實信用の取引したる慣習あるにあらざれば提供者は被提供者に對して黙諾履行の請求を爲す事を得ざるなり

第二百八十三條 雙務ノ契約ニ在テハ相手方ノ履行ニ對スル承諾ハ

其承諾シタル一方ニ於テモ履行ス可キ默示ノ約束ヲ爲シタルモノ

トス

(解) 本條は双務契約は默示の承諾をなしたるものとの規定なり

問 双務の契約は相手方の履行に對しても默示の契約を爲したるもの、如し其理如何

答 双務の契約は素より相互の間に於て履行せざるべからざるの義務存するものなれば其契約の偏

輕偏重の等差のあるべき道理なし例せば乙者に於て當初甲者の提供に對して其物件を賣却せん事を肯諾したるときは甲者は必ず其價ひを乙者に渡すべき事を口頭又は書面を作成して契約をなすと雖其代價を乙者に辨償すべきものたるは賣買上一般の通則なり之を是れ默示の約束をなしたるものなりと謂ふべし

第二百八十四條 契約上ノ義務ハ明示ト默示トヲ問ハス合法ノ原因

アルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス

(解) 本條は契約上の義務は合法と原因にある事を示したる規定なり合法とは法律に觸れざるを云原因とは即ち理由と謂ふに同じ例へば甲商者は乙者に茶を賣るの原因即ち理由は其代價を得んが爲なり又乙者が之を購ふ原因即ち理由は其茶を得んが爲なり

問 契約上の義務は何故に合法の原因を要するや

答 契約を取結するに若しも法律に背きたる原因を以てするときそ社會の安寧を害し秩序を紊すの虞かしてせず假へば他人の専有する版權を侵したる書籍を賣却し猥褻の繪畫を印行圖寫したるものを買得せんとする如きは則ち不法の原因として之を嚴重に論評すれば美風良俗を壞亂し又は法律を違犯したる罪人あり豈斯の如き生質を含有したる契約に對して雙方に義務の成立を望まんや故に合法の原因ある契約は相互の意思誠實を旨とするものなれば爰に始めて完全の義務を呼び來りて真正の契約を成立し得るものとす

第二百八十五條 契約上ノ義務ヲ將來ノ事件ノ不確定ナル發生又ハ

不發生ニ繫ラシムル場合ニ於テハ契約ハ其事件ノ發生セサルトキ

又ハ發生シタルトキハ當然消滅ス

(解) 本條は契約の義務を將來の事件の發生不發生に繫けたる規定なり不確定なる發生又は不發生とは將來の事を豫想したる確からざる發生と不發生を云例へば銀貨の品位若し紙幣の

問 本條の如き契約は發生不發生に由て其義務の消滅^{せつめつ}し歸するは條規を待たずして輿論^{よろん}上是認^{ぜにん}するもの、如し然るに爰に其條規を置れるは如何の理由ありや

答 表面上より言ふときは輕忽に思考を下す時は本條は強ち其必用なきもの、如しと雖深く裏面に立て考察するときは實際的其必用の存在しつゝ、あるを悟^{さと}るに至らん何とあれば當初契約の生質に測^{さかしのせ}れば自然に此場合には自ら其義務の消滅を承認する人類のみなれば敢て本條の規定を要せずと雖或も狡猾者^{こつかくしや}其人ありて故意^{こい}に其履行を強請するの弊あしとせず果して有とせんか彼れ其法理上効力を有せざるにも拘^かわらず法庭に其痕跡^{おとご}を留るの嫌なしとせず凡そ條例を設立し法律を制定するものは社會の安寧^{あんねい}幸福を保持するよあれば斯の如き弊害の將來に表發するの虞ありとせば之が豫防として一箇の條規を制定するは無用の長物にあらざるや明らかかり故に本條は社會の安寧を企圖する原則より孕み出したるものと謂ふべし

第二百八十六條 契約ニ加へタル未必條件又ハ期限ハ此カ爲メ利益ヲ受ク可キ者ノ明示ノ拋棄ニ因ルニ非サレハ無効ト爲スユトヲ得ス

(解) 本條は未必條件又は期限は明示の拋棄の時に限り無効に属する規定なり

問 契約に加へたる未必條件又は期限は明示の拋棄に因て無効となる理由は如何

答 明示の拋棄^{ほうさい}に因て無効となる場合は其利益を受くるものより之が拋棄をあすべきものとす若し其利益にして雙方に關係を有するときは必ず双方協議の上にあらざれば拋棄する能はず何とせばれば双方に係る利益を單に一方の意思に任^{まか}して拋棄し得るものとせば必ず他の一方の利益を害するに至るべければなり而して其之を拋棄するに一方ふあると双方の協議に出ずるとを問はず彼の明示の規定に従はざるを得ず蓋し他日に起らんとする葛藤^{かつぽん}を豫防せんが爲なり

第二百八十七條 商專契約ニ依リ二人以上共同シテ債權ヲ取得シ又ハ債務ヲ負擔スル場合ニ於テハ反對ヲ明示シタルニ非サレハ其債權ハ各債權者ヨリ又其債務ハ各債務者ニ對シテ連帶且無條件ニテ其効用ヲ致サシムルユトヲ得

(解) 本條は二人以上共同して債權を取得し又は債務を負擔する場合に於て反對を明示したるにあらざれば連帶且無條件にて其効用をなす規定なり連帶とは債權債務とも數人に涉る一個人の如く認定^{にんてい}するを云
余は民法の規則として連帶は必ず相互の照約^{わいやく}を要するものと記臆^{きおく}す然るに本法には連帶無條件にて其効用を致さしむるものとあるは如何なる理由あるや

答 商事は民事と其生質を異にして頗る活潑ならざるべからず然るに偏へに民法の規定に倚頼せざるべからずとする時は恐らくは取引上遅緩の憾なき能はず是を以て殊更本條を規定して以て商事にをして迅速ならしむる者とす但本條は二人以上商事を営みたるときは其損益は各自の負擔歸するものあれば其共同の債權又は債務は其中の一人に向ふて之を請求し又は一人にて之を辨償せざるべからず併し其共同者は其負擔に義務を免かる、こと能わす故に已に辨償したる一人より其共同者も對して請求し得るは當然の事なりとす

第二百八十八條 前條ノ規定ハ保證義務ノ場合ニ於テモ之ヲ適用ス

殊ニ一人ノ保證人ニ對スル二人以上ノ債權者ニ關シテモ一人ノ債務者ニ關シテモ一人ノ債務者ノ爲メニスル二人以上ノ保證人ニ關シテモ二人以上ノ債務者中ノ一人ノ爲メニスル保證人ニ關シテモ之ヲ適用ス

(解) 本條は保證義務の場合にも適用すべき規定なり

問 本條は保證義務の場合に三様の區別あるが如し果して然らば其各別の理解は如何

答 第一保證人に對する二人以上の債權者此場合には債權者二人ありとせんに其一人は保證人に對して請求をなさざるも已ふ他の一人之をあしたりとせば其一人にも均しく其効用を及ぼすことなり

第二債務者の爲にする二人以上の保證人此場合には均しく債權者よりの請求に應せざるべからざるなり

第三二人以上の債務者中の一人の爲にする保證人此場合には二人以上の債務者中の一人に對したる保證も他の債務者辨濟の義務を盡さざれば其債務者に對しても保證の責を負擔すべきものあり

右前條と同じく反對の約束あるときは此限りにあらず

第二百八十九條 商事ニ於テ他人ニ對シ責ニ任スル注意ハ別段ノ規定ニ從ヒテ爲ス可キ注意ナリトス

(解) 本條の商事に於て他人に對し責に任する注意に係る規定あり

問 何故に商事に於て履行地の慣例を要するや

答 商人他人の貨物を預りて目的の地に運搬するか又は他の方法に依て委託せられたる貨物を己れ自身の貨物の如く充分なる注意をなし毀損等の過失を豫防するは其委託者に對して責任且徳義上の斯の如くならざるべからず然るに無法も怠慢も不注意より其委託者へ多少の損害を蒙らしむる等のことあらんよ之より生ずる損害は負擔者其者の責任に歸するは當然の事あり故に別

段の規定又は契約あるに非ざれば契約の目的たる貨物に於て取扱上充分なる辨識あるものにして且勉勵なる商人が其履行地の慣例に従ふて注意を盡すにあらざれば到底其責を免る、こと能わざるは商事上の一大活法にして決して等閑に付し去るべからざるものなり

第二百九十條 不適法ノ意思又ハ甚シキ怠慢ニ出テタル行為ニ付テノ責任ハ豫メ契約ヲ以テ之ヲ免カルルコトヲ得ス

(解) 本條は責任は契約を以て免る、ことを得ざるの規定なり不適當の意とは惡意と云ふに同じ

問

不適當の意思又は怠慢より出たる責任は何故に免る、ことを得ざるや
前條は陳述したる如く商事上に於ての契約は假令ハ法律の規定如何に關せず深切丁寧なる行為は商事上の眞理とも謂ふて可ならん然るに不適當の意思又は甚しき怠慢を以て他人を損害し而して己れ其責を免かれんとするは背徳の尤も甚しきものにして且社會に對して公義務を棄却したるものとせん故に此場合に在ては假令ハ其損害を負はずとの契約あるも之を不問に置くの限りにあらず然るに猶商ありて無法にも其責を免れんと欲して抗辯論難する者なるとせず然れども之を事實に徴し推究詰問せば發狂人又は白痴にあらざる以上は焉んぞ之に抵抗するを得んや今茲に不適當の意思に付ての一例を示さんに一商あり數日の後に其性分を失却することを豫知したる氣發油と某商に賣却したるに果して某商之れが爲め小損害を生ぜり此時に當て其責に任

せざるの契約あるも謂ゆる惡意に出たる行為なるを以て其損害を償ひ且其責を辭するを得ざるの類あり

第二百九十一條 意外ノ事ニ因ル危險及ヒ至重ナル注意ハ本法ニ規定ナキモ明示ノ契約ヲ以テ之ヲ引受クルコトヲ得

(解) 本條は意外の危險及び至重なる注意に係る規定なり

問

意外の危險と至重なる注意は何の故に規定せざるや

答 意外は意外として豫め知ること能わざるものなり然るを一々想像的を以て之を規定せんこと甚難し至重なる注意も亦同し物件の如何に依て自ら其輕重難易を呈するものなれば豫め其法規を示すことは徒に煩擾に涉るのみならず實際より考ふるも揚枝を以て重箱の隅を掃除するの死法とならん是れ其本法に規定せざる所以なり然れ共法文に謂へる如く其之を定めずとも明示の契約ある以上は則ち之れより生ずる損害は過失にあらざるなりとして其責を免る、こと能わむ至重なる注意も明示の契約を以て取結することを得るとせり但し此二事に係り明示の契約なきときは法律上義務者に向ふて請求する權なきものとす

第二節 契約ノ取結

(解) 契約とは約束にして其取結のことを規定する條款とす前節に於ては契約を取結ばんとし

其意思を發表するには明示又は默示を以て爲し得ること及び其効果如何を規定せしむ本節は其意思が合同一致して契約の取結びありたるとするは如何なる場合に在るかを規定するものなり

第二百九十二條 契約ハ一方ノ提供ヲ他ノ一方ニ於テ異議ナク承諾シタルトキ直チニ之ヲ取結ビタルモノトス但默示ノ承諾ノ存セザルトキハ適當ノ方式ヲ以テ提供者ニ承諾ヲ述フルコトヲ要ス

(解) 本條は契約あるものは如何なる場合に於て成立つべきやを規定するものとす

問 本條の要領及び場合は如何

答 本條は契約なるものは如何なる場合に於て取結びたりと爲すべきやを定むる條款にして即ち契約とは必竟双方の意思の合同一致する約束を云ふものにして其契約を取結びたりとする又は例へば第一には一方よりの提供あること乃ち松吉が梅造に對し一石十圓の代價を以て米一千石を賣却せんとその意思を提供し第二には他の一方に於て異議なく其提供を承諾せたと乃ち梅造に於て彼の一石十圓の代價を以て一千石の米を買取することを承諾したるときは契約は此に於て全く成立するものなり又但し書は一方の人が默示の承諾乃ち直ちに其代價を送付するとか或は返答せざるを以て承諾ありたりと推定すべきときは格別なれども若し然らざる場合に於ては言語

書面の如き適當の方法を以て提供者乃ち一方の人に對し承諾したる旨を述べざる可らずと云ふにあり

第二百九十三條 契約ノ提供ハ即時ニ又ハ被提供者ニ許與シタル期間ニ承諾ヲ述ヘサルトハ之ヲ拒絕シタルモノト看做ス

(解) 本條は一方の提供を一方に於て拒絕したると看做すべき場合を規定するものとす

問 本條の理由及び場合は如何

答 提供を受けたる者其提供を拒絕したるときは提供者は更之を他人に提供するを得然れども其提供に對し諾否の未だ決せざる間は之を他人に提供するを得ず實に迷惑を被むるに由り本條は即時に承諾を述へし又は承諾を述ぶるの期限を附して申込みたるに其期限内に承諾を述へざるときは其提供を拒絕したるものと看做し勝手に他に提供を爲すを得せしむるを主要とするなり

第二百九十四條 提供ノ默示ノ承諾ヲ推定スルコトヲ得ル場合ニ於テハ被提供者カ即時又ハ許與セラレタル期間ニ拒絕ヲ述ヘサルトキハ其提供ヲ承諾シタルモノト看做ス

(解) 本條は一方の提供を一方に於て拒絕せざるを以て承諾したると看做す場合を規定するものなり

のとす

問 本條の理由及び場合は如何

答 本條は前條の場合の反對にして他の一方乃ち乙者の業體或は平常の關係等に依り其黙過を以て承諾ありたるものと推定することを得べき事情あるときは乙者が即時又は期間内に拒絶の通知を爲さざる一事を以て其提供を承諾したるものと看做し契約は此より完結するものなり故に前條の場合に於ては乙者は其提供を拒絶するに當り之れが爲め拒絶の旨を甲者に通知するの義務なきも本條の場合に於ては之れを拒絶せんと欲せば必ず之れを通知するの義務あるものと爲すなり

第二百九十五條 地ヲ隔テタル者ノ間ニ於テハ提供者ニ對スル承諾

ノ陳述ハ遅クトモ提供ヲ受取リタル翌日正午マテニ普通ノ送達方

法ヲ以テ提供者ニ其陳述ヲ發シタルトキハ即時ニ之レヲ爲シタリ

ト看做ス但翌日カ一般ノ休日ナルトキハ更ニ其翌日ニ於テスルコ

トヲ得

(解) 本條は土地の隔たる者にあつて即時に承諾を述べたりと看做すべき場合を規定するものなり

問 本條の場合及び但し書の主意は如何

答 第二百九十三條より由れば乙者が甲者の爲したる提供乃ち申込に對して承諾を爲す又は其期限の定めなき時は即時に之れを爲さざる可からざる若し即時に爲さざりしときは拒絶したるものと看做さるゝに至る故より其承諾の時期は實に契約の成否に係るを以て最も重要なりとす譬へば甲乙二人面接して申込を爲す場合より於ては其申込の語に續て直ちに承諾を爲すか又は遅くとも甲乙二人が別るゝまでに爲すときは即時に承諾したるものと看做すは當然なりとす然れども若し甲者は東京に在り乙者は大阪に在るが如く二人遠隔の地に在つて書面を以て申込を爲し承諾を爲す場合に於ては之れが一定の時間を規定するは最も必要のこととす故に本條は此場合を定むるものにして即ち地を隔てたる申込者に對する承諾の陳述は遅くとも提供の書面を受取りたる翌日正午までに普通の送達方法乃ち郵便若しくは電信を以て申込者に其陳述を發送したるときは即時に之れを爲したりと看做すべきを定めたるあり又但書の主意は其提供を受取りたる翌日若しくは日曜日大祭日の如き一般の休日なるときは翌々日の正午までに普通の送達方法即ち電信若しくは郵便等を以て提供者に其提供の旨を報知すれば即時に承諾を述べたと看做すと云ふに在るあり

第二百九十六條 契約提供ニ對シテ條件ヲ附シ又ハ變更ヲ加ヘテ爲

ス承諾ニ在テハ提供者ハ其選擇ヲ以テ之ヲ純粹ノ拒絶ト看做シ又ハ被提供者ヨリ更ニ爲シタル提供ト看做スユトヲ得

(解) 本條は一方の提供に對し未必の條件を附し又は變更を加へて答へたる場合に係る規定なりとす

問 本條の場合及び理由は如何

答 先づ場合を述べんに茲に龜三より米一石十圓にて一千石を賣らんと提供したるに其提供を受けたる鶴吉は之れを答へて云ふに若し此一週間に外國米の神戸に着港せざる時は其申込を承諾し即ち買取らんと之れ條件を附したるものとす又鶴吉の答に一石十圓にては高し故に一石九圓九十錢なれば買取らんと通知したるときは之を變更を加へたる承諾と云ふ此場合に於ては契約の完成することなきや明かあり何とされば双方の意思は合同一致せざればなり然れども此二個の返答は單に龜三の提供を拒絶したるものと看做すべきや又は鶴吉より龜三に對し外國米輸入云々の未必條件及び九圓九十錢の代價を以て一千石の米を買入れんと提供を爲したるものと看做すべきやは龜三の撰び定むるに任ずるものなり故に龜三之を拒絶と看做す時は此事は已に結局し又いふべきことなし然れども若し之を更に提供を爲したるものと看做すときは之に對して承諾する否と又異議を述ぶると否とは龜三の隨意に在り本條を設くる理由に之れを以

て拒絶と看做し又は新なる提供と看做すを一ニ提供者なる龜三の撰擇權に在りと爲すあり若し然らざるるときは到庭双互間の煩雜を來たし終結することなければあり

第二百九十七條 提供者ハ被提供者カ通常ノ情況ニ於テ即時又ハ期

間ニ承諾ヲ述フルユトヲ得ル時ニ至ルマテハ被提供者ニ對シテ其提供ニ羈束セラル、モノトス然レトモ提供ノ被提供者ニ達スル以前又ハ達スルト同時ニ反對ノ通知ヲ以テ其提供ヲ取消スユトヲ得

(解) 本條は提供者が提供を取消し關する規定なり

問 本條の要領は如何

答 被提供者は通常の情況に於ては即時又特に提供者より期限を定めるときは其期限間は其提供を承諾すると拒絶するとの撰擇權を有するものとす故に提供者に於ては其提供を廢止し又は變更することを得ざるの義務を負ふものなり然れども其廢止又は變更の通知が前の提供が先方に達せざる以前先方に達するか又は前の提供の達すると同時其通知が達したるときは格別なりと云ふあり此に一例を示さん東京の商人より郵便を以て商品の賣却を大阪の商人に申込

みたるは郵書投函の後ち相場騰貴するの景況あるときは急に電信を以て之れを取消すは於ては其取消即ち反對の通知が賣却申込みの通知より以前に到達すべし此の如く提供の到達より以前又は同時に到着したるときは其前の提供乃ち申込を取消すことを得べきなり

第二百九十八條 契約提供ノ承諾ヲ述ヘタルトキハ他ノ一方ノ同意

ヲ得ルニ非サレハ其承諾ヲ取消スコトヲ得ス然レトモ地ヲ隔テタル者ノ間ニ於テハ取消カ承諾陳述ノ達スル以前又ハ達スルト同時ニ提供者ニ達スルトキハ其取消ヲ有効トス

(解) 本條ハ被提供者が提供に對する承諾の取消ニ關する規定なりとす

問 本條の要領は如何

答 本條は全く前條の事實乃ち提供者被提供者の地位の反對せるものにして一方の申込を受けたる乃ち被提供者が已に承諾を述べたるときは最早契約を取結びたるものなれば他の一方乃ち提供者の同意を得るにあらざれば其承諾を取消ことを得ざるは勿論なりとす然れども被提供者が承諾を述べたる書面が未だ提供者の手元へ達せざる以前は其承諾を取消す書面到着するか又は同時に書面着するときには取消すを得ると云ふはあり

第二百九十九條 契約取結ニ關スル通信ヲ爲スニ當リ送達人ノ過誤

及ヒ遅延ニ付キ送達人ニ其責任ナキトキハ送達ノ爲メ利益ヲ受クル者其責ニ任ス

(解) 本條は送達人の過誤及び遅延ニ關する責任を受くる者を規定するものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は乙なる被提供者が承諾の旨の書面を發送したる場合に於て若し丙ある送達人が過誤或は遅延して甲なる提供者へ通達したる場合は於ては其過誤又は遅延の責に任するは甲乙丙の中間人なるか其送達人なる丙實に其責に任するは素よりなりとす然れども其送達人は乙ある被提供者の僕婢等なるときは乙者其責に任するを當然なりとす又電信局或は郵便局等にて過誤若くは遅延し或は途中意外の事にて送達するを得ざりし如きも素より郵便電信局等にて其責に任すべきにあらざれば本條特に之を規定し送達の爲め利益を受くる者其責に任すと爲したり然らば其送達の爲め利益を受くる者は甲乙丙の中間人あるやを推究すれば乃ち其送達の爲め利益を受くる者は提供したる甲者あること判明ありとす故に假令其過誤又は遅延の爲め損害を受くることあるも他人に對し之れが賠償を求むることを得ざるべし何となれば必竟其事柄たるや甲者の意思より出たるものにして乙者が之れを承諾するの通信を發したるは甲者の利益と爲り甲者の望を満足せしむるものなればあり故ふ其利益を受る者と云へは乃ち提供者なる甲者たるは理の

見易さものとす

第三百條 見本代價附其他契約提供ヲ媒介スル物ニシテ契約提供ト
 共ニ送付シ若クハ別ニ送付スルモノハ其提供ノ拒絶セラルル場合
 ト雖モ被提供者ノ方ニ留マルヲ通例トス其他ノ商品ニ在テハ被提
 供者カ更ニ處分ヲ爲スニ至ルマテ相當ノ方法ヲ以テ之ヲ貯藏ス可
 シ然レトモ第三百七十三條ノ規定ニ從ヒ相當ノ期間ニ其商品ヲ賣
 却シテ立替金及ヒ口錢ノ辨濟ニ充ツルコトヲ得

(解) 本條は一方なる提供者が提供の爲め送付せる物品より係る處分方の規定ありとす媒介とは
 なかだちの義にて取引の助とある物品を云ふなり

問 見本と商品とは如何なる差ありや

答 今吳服商に付て云へば見本とは少許の少切れにして商品とは一反以上價格を有せる物を云ふな
 り

問 本條の要領は如何

答 本條の主要は見本品及び代價附其他契約を媒介する物は是れを契約の目的物と爲る商品にあら
 り

ざるを以て契約の提供と共に此等の物を送附したる時は假令其提供を拒絶せらるゝも之れが
 返還を求めんとするが如きは商業の習慣上になき所あるを以て被提供者は之れを己れの方に留
 め置き別ニ返還するに及ばず然れども之れに反し被提供者の目的物と爲るべき商品乃ち見本と
 して反物等を送付したる場合に在ては之れを單に媒介物と爲すを得ず故に此時は其提供に對
 し承諾を表したるときは其契約に從て之れを處分し得るも若し拒絶せられたる場合に於ては其
 商品は提供者の所有物なるを以て之れを提供者が引取るか又は其處分を爲すに至るまでは被提
 供者より於て之れを貯藏し保存するに注意せざる可らざる故に此場合は被提供者は黙示の寄託を受
 けたるものと同一なりとす故に其貯藏の爲めに費用したる償金を求むることを得るや明かあり
 故に又被提供者は其立替金又は其口錢の辨濟に充んが爲め己むを得ざる場合に於ては第三百七
 十三條の規定に從ひ相當の手續に依り彼の商品を公賣するの權利を有するものとす

第三百一條 商事契約ハ強暴詐欺又ハ錯誤アル場合ニ於テハ之ニ對
 シテ異議ヲ述フルコトヲ得然レトモ大ナル損失ニ因リ殊ニ代價其
 他ノ報償ノ不當ナルニ因リテ異議ヲ述フルコトヲ得ス

(解) 本條は商事の契約に付き異議を述ぶることを得る場合と得ざる場合とを明示せるものな
 り

問 強暴詐欺錯誤の事由は如何

答 今此事を辯せんと思はば詳細を知らざるべからず故に左に之を記さん

第一 強暴とは其原因の暴行脅迫乃ち抵抗し能はざる腕力或は威力を以て被提供者を畏懼せしめ其自由を束縛して己むを得ずして承諾を爲したる場合をいふなり凡そ契約の正當に成立し且つ有効なるは双方の自由の意思を以て合同一致したるより由るものなれば其契約を爲すに強暴を以てしたるときは其効力なきは云ふを待たず故に異議の申述べを爲すを得るなり

第二 詐欺とは人を欺ひさ瞞着するの立を云ふものにして道義なり公益なりを毀害し容赦す可らざるものとして商業上の機に投じて利を射んとする點より一時都合好く云ひなすが如きものを云ふに非ず實に法律上詐欺と稱するものを云ふなり故に此場合も於ては又異議を述べることを得るものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は強暴詐欺又は錯誤ある契約に付ては異議を述べると得れども損失其他報酬の不當の爲め

には如何なる大損ある場合と雖も異議を述べるとを得ざる旨を定めたり其所以は苟も能力を有する者が熟考の上にて取結びたる契約なれば後日よ至り此物品は夫れ丈の價格を有せざりしとて異議を述べるとを得ざるは當然のことにして其損失は自ら招くの災と云ふべきのみ若し猶異議を述べると得るとせば商業上の信用及び法律上の正理を亂し遂に底止する所なきに至らんとす

第三節 契約ノ履行

(解) 約束より生ずる義務を全く済ます事にて本節は前の第一節第二節に従て成立したる契約乃ち約束は如何なる方法如何なる時又は如何なる場所に於て履行し済すべきやを定めたるものなり

第三百二條 契約ノ履行ハ一方カ他ノ一方ノ同意ヲ得テ明示又ハ黙示ニテ負ヒタル義務ヲ完全ニ辨済スルニ在リ

(解) 本條は約束を果たす事柄を規定するものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は明諾と黙諾とを別たす合同一致より成立したる約束に對し甲の一方が他の乙の一方の同意を得て引渡すべきもの支拂ふべきもの、全部を約束通りの時日に於て定まりたる性質分量價

格のものを辨濟するを謂ふ若し異質少數又は一部分のみを辨濟せるときは其契約を全く履行したりと云ふことを得ざるなり

第三百三條 債務者ノ義務ノ旨趣及ヒ範圍殊ニ債務ノ目的物ノ性質及ヒ品位ニ付テハ履行地ニ行ハルル定例ニ依リテ之ヲ定ム但別段ノ契約又ハ商慣習アルトキハ此限ニ在ラス

問 本條は義務の旨趣及び範圍を定むる方法を示せるものなり
答 義務の旨趣とは如何

問 義務の旨趣とは物品を引渡すの義務なるや又は代金を支拂ふの義務あるや又は引渡すにもあらず支拂ふにあらざして唯物品を運搬するの義務あるや等のことを云ふなり

問 義務の範圍とは如何
答 義務の範圍とは其引渡すべき目的物の分量性質等を云ふなり

問 本條の要領及び場合は如何
答 本條は義務の旨趣及び範圍殊ニ目的物の性質及び品位等は義務履行地ニ行はる、定例に依りて定むべき旨を規定するものとす乃ち其目的物が契約に於て特定したる場合に於ては別段本條の規則を要せずと雖も若し其約定なきときは商事の慣習に従ひ定むべきものとす別段の契約あり

又は商事慣習なきときは契約履行地に行はる、定例に依りて定むべきものとす而して履行地は別に約定なく又他の情況に因り推知することを得るときは債權者若くは受取の權利ある者の定むる場所とす若し然らざれば其住居の地なりとす

第三百四條 十分ナル債務辨濟ヲ適當ノ方法ヲ以テ債權者ニ言込ムモ債權者其承諾ヲ拒絶スルトキハ債權者ハ其辨濟スヘキモノヲ債權者ノ計算及ヒ危險ニ於テ處分スルコトヲ得此場合ニ於テハ債務者ハ不適法ノ意思又ハ甚シキ怠慢ニ付テノ債權者ニ對シテ責任ヲ負フ

問 (解) 本條は債務の辨濟を債權者が拒絶したる場合のこれを規定するものとす
本條の場合及び理由は如何

問 本條は債務が契約の義務を契約通りに辨濟せんことを適當の方法を以て債權者に言込むも債權者之れを拒絶して其履行を受けざるときは債務者は全く其履行を爲し終りたるものとし其物件の所有權は總て債權者ニ移轉したるものとし債務者は其義務及び其物件に對する總ての責任を免れざる可らず故に此場合に於ては其辨償すべき物品を或は他人ニ賣却し或は他人に附託する等の處分を爲し而して其利害損益共に之を債權者に歸す之を債權者の計算と云ふ若し又其商品

盗難若くは火災等に依り損失することあるも亦皆債権者の負擔にす故に之を債権者の危険と云ふ然れども此場合に關する費用又は物品の滅失等が債務者の不適法なる意思乃ち惡意又は甚き怠慢より生じたるときは尙ほ債務者は其責に任せざる可からざるを云ふなり

第三百五條 債権者ハ一分ノ履行又ハ遅延シタル履行ヲ承諾スルコ

トヲ要セス但割拂ノ契約又ハ慣習アルトキハ此限ニアラス

(解) 本條は一分の履行又は遅延したる義務の履行に係る場合を規定するなり

問 本條の要領及び但し書の理由は如何

答 本條は債権者に於て一部分の及び遅延したる履行は之れを承諾し受取を要せずと云ふに在り例へば一部分とは金千圓を辨濟すべき義務なるに先づ五百圓或は七百圓を支拂ひ殘金は後日に於て支拂はんといふなり又遅延したる履行と支拂期日即ち五月三十一日なるに六月に至りて支拂はんといふなり之れ共に契約に背き履行を怠たるものあれば債権者は爲めに其利益と目的とを害せらるゝを以てなり但し書は一分の履行は債権者は之を拒絶することを得べしと雖も割拂の契約又は慣習あるときは此限にあらざると云ふなり割拂ひの契約とは一部分ツ、數度に分割して義務を履行するを云ふなり

第三百六條 契約ノ履行ハ契約上ノ満期日又ハ其他定マリタル満期

日ニ之ヲ爲サルトキハ遅延シタリトス

(解) 本條は契約履行の遅延と稱するものを規定するなり

問 本條の要領は如何

答 本條の要領は凡そ契約の履行は契約上於て特定したるときは其満期日又特約なるときは其地の慣習乃ち節季大節季等に於て之を爲さざるべからず否らざれば其契約の履行を遅延したるものと満期日とは契約を履行すべき期日をいふ此日は至一日を指したるものなれども或は取引時間を以て一日と看做す場合あるものとす故に此期間を過ぎて猶ほ履行を爲さざる時を以て之を遅延なりと爲すものなり

第三百七條 満期日ハ日ヲ指シテ之ヲ定メ又ハ期間ヲ設ケテ之ヲ定

ムルコトヲ得

(解) 本條は満期日の定め方を規定したるものなり

問 本條の主旨は如何

答 本條は満期日は日を以て之を定め又は期間を以て之を定むるを得と云ふにあり日を以て之を定むることは何月何日と其日を指して期限を定むるなり又期間を以て之を定むるとは何十日内又は何週間内等を云ふなり

第三百八條 期間ヲ定ムルニ日數ヲ以テシタルトキハ其期間ノ末日
ヲ滿期日ト看做シ週數、月數又ハ年數ヲ以テシタルトキハ最後ノ
週、月又ハ年ニ於テ結約ノ日ニ應當スル日ヲ滿期日ト看做ス

問 本條の場合を解釋すれば如何

(解) 本條は期間を以て定めたる場合に於ては滿期日と看做すべき日を定むるものとす

答 本條は滿期日の計算方法を規定せるものにして乃ち日數を以てしたる時は其期間の末日を滿期日とす乃ち卅日間に支拂ふを約したるときは其最終日を滿期とし又週數を以てしたるときは例へば七月一日火曜日にて於て二週間後ハ支拂ふを約束せば其第二週間の其結約の日に應當する火曜日乃ち七月十五日を以て滿期日と看做し又月を以てしたるときは例へば七月一日又於て三ヶ月間の後に支拂ふを約束せば乃ち九月一日を以て滿期日と看做し又年を以てしたるものも月の例の如し

第三百九條 日ヲ以テ定メタル期間ノ計算ニ付テハ結約ノ日ハ之ヲ
算入セス

問 本條の理由は如何

(解) 本條は日を以て定めたる期間の計算方法を規定せしものなり

答 凡そ日を以て定めたる期間を計算するには結約の日を算入せざるものとす其所以は契約を取結びたる日は全一日ならざるを以て之れを扣除し期間の日數に加へざるものとす例へば七月一日に於て其期間を五日とせば即ち二日より起算し最終日即ち六日を以て滿期日とす

第三百十條 半ヶ月ハ十五ケ日ノ期間ト看做ス

問 本條の理由は如何

(解) 本條は半ヶ月の期間は幾日なるやを定むるものとす

答 凡そ月には大小あり又二月の如きは正閏の別あり故に月と稱するも其日數一様ならず又半箇月の日數も亦然り因て遂には煩雜を來すの慮かりあり是を以て法律に於て半箇月と稱すは大小正閏の論を總て十五日の期間と看做すべきを定むる所以あり

第三百十一條 滿期日カ一般ノ休日ニ當ルトキハ其翌日ヲ滿期日ト
看做ス

問 一般の休日とは如何

(解) 本條は滿期日ハ休日に相當する場合を規定するなり

答 商業社會一般休業日にして一家一店の休業日を云ふにあらず故に延べて翌日に至り以て履行の當日なりとす

第三百十二條 特別ノ情況アルトキノ外ハ履行地ニ於ケル慣習上ノ取引時間ヲ以テ履行ニ付テノ一日ノ時間ト看做ス

(解) 本條は満期日の時間を規定するものなり

問 本條の理由は如何

答 凡そ商家に在ては或は午後五時限り又は午後四時限り亦ち營業時間に定限あるを以て猶ほ一日内なりと雖も其定限の時間以後に於て履行を爲さんとせば甚だ迷惑なりとす其故は定限の時間を經過せば必ず已に其取引所を閉鎖し取引を爲さざるものとす然れども特別の情況あるときは此例外とするを得るのみ

第三百十三條 或ル期間ノ經過中ニ履行ヲ爲ス契約ナルトキハ其履行ハ期間内何レノ取引日ニテモ之ヲ爲シ又ハ之ヲ求ムルコトヲ得

(解) 本條は期間の經過中に係る契約の履行を爲すことを規定するものなり

問 本條の場合は如何

答 本條は或は五日内とか又は半月内とか云ふが如く期間の經過中に履行を爲すの契約にして豫

め期日を定めざる場合に於ては其期限内に於て其孰の日たるを問はず休日又は取引時間外にあらざる限りは之れが履行を爲し又ハ其履行を求むることを得ると云ふもあり

第三百十四條 前條ノ場合ニ於テ疑ハシキトキハ期間ノ定ニ因リテ利益ヲ受ク可キ一方カ履行日ヲ擇ムコトヲ得通例此ノ如キ一方ト看做ス可キ者ハ商品ノ受取人又金錢ニ係ル債權ニ在テハ債務者トス

(解) 本條は前條の附加條款にして疑ひしき場合に付ての規定ありとす

問 本條の要領は如何

答 本條を設くるの要領あるものは前條の場合に於ては契約者双方に於て其期日を争ひ或ハ一方に於て之れが履行を求め一方に於ては後日に履行せんと云ひ何れに之れを決するを至當とするや疑なき能はず故ニ本條は是れを決するものにして此場合ニ於ては期間の定め因りて利益を受くべき一方ハ其履行の期日を定むるの權を附與するなり其權を附與せられたる一方なるものは商品の受取人又金錢に係る債權ニ在ては債務者を以て之れが爲め利益を受くべきものとなすなり何となれば商品の受取人又は金錢貸借の義務者は契約の履行に付き若干の金錢を差出さる可らず凡そ金錢なるものは何人と雖も常ニ之れを貯へ其用を待つものよりあらざるが故に履行

日の緩急に因り利益を受くるものとす之に反して商品の賣渡人又は金銭貸借の権利者をして履行の日を撰定せしむるものとせば一方は於ては其れが爲め不利益を被むるを以てなり

第三百十五條 期間ヲ延へタル場合於テ別ニ定ムル所アルニ非ラサレハ其新期間ハ舊期間ノ滿了ヨリ起算ス

(解)本條は期間を延べたる場合に係る新期間の起算方法を規定するものなり

問 本條の場合如何

答 本條は期間を述べたる場合に於て別に定むる約束あるにあらざれば其期間は舊期間の滿了より起算するものとす此又例を示さん七月一日を期限とし或る取引約束を爲したるに六月廿日に至り一方より更に一箇月の延期を付與したるとき別に明約なきときは舊期限乃ち七月一日より起算し更に一ヶ月を加へ八月一日を以て新期限となすを云ふ

第三百十六條 契約其他ニ履行期日ノ定ナクシテ債務者其履行ヲ相當ノ期間ニ爲ササルトキハ債權者ハ満期日ヲ定ムルコトヲ得

(解)本條は無期限ある場合に係る期限を定むるの規定なりとす

問 本條の場合如何

答 本條は凡そ契約を以て見るも又其他情況を以て見るも契約履行の期限の定めなき場合も於ても

債務者は決して不當に之れを遷延すること能はざるや必せり故に此場合に於ては其義務の目的及び其他の場合に従ひ相當の期間に其義務を履行せざる可らず例へば使用の爲め物品を借受けたる場合は用を終るを期とし又賣掛代金なれば通常習慣の支拂日を以て之れを履行するものとす然るに猶ほ義務の履行をなさざるるときは權利者に於て更に其履行の期日を定むるを得るものとす何となれば己に義務に於て不當の場合あるを以てなり

第三百十七條 別段ノ履行地ヲ定メヌ又ハ取引ノ性質若クハ當事者ノ意思ニ因リテ之ヲ推知スルコトヲ得サルトキハ履行ハ債權者若クハ受取ノ權利アル者ノ指定シタル地若シ指定セサルトキハ其住地殊ニ營業場ニ於テ之ヲ爲ス可シ

(解)本條は契約履行の場所を定むるに關する規定なり

問 本條の要領は如何

答 本條は契約上に於て履行すべき場所を定めず又は其取引の性質及び双方の意思等より推知する能はざるときは金錢なれば權利者商品なるときは受取人の指定したる場所に於て履行し又若し指定せざるときは其住居地又は營業所に於て履行すべきものとす

問 取引の性質若くは當事者の意思に因りて之を推知することを得るものは如何

答 取引の性質とは山方取引の如く何山反別何町歩の立木何千本代金幾何圓を以て賣買の約束を爲す時は買取人の山林に就て伐木し引取べきもの等にして双方の意思に因りて推知することを得るとは店先よ於て現品を賣買したる場合の如き双方共に更ニ履行地を定め受渡しを爲その意思をあらざるもの等を云ふなり

第三百十八條 債務者ノ負擔セル送付ノ義務ハ債權者ノ指定シタル運送場若シ指定セサルトキハ適當ノ運送場ニ交付スルヲ以テ之ヲ履行シタルモノトス

(解) 本條は債務者が物品を履行地に於て送付する義務を規定せるものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は凡る契約を履行するの地ニ目的物品を送るは債務者の義務にして債權者の指定したる運送場若くは指定せざる時は適當なる運送場ニ完全に其物品を送りたるを以て義務を履行したるものと爲すなり最も物品を送るに付き十分なる注意を爲すの義務あるものとす然れども若し天變等の爲め物品の損失あるも債務者の責任にはあらざるものなり

第三百十九條 當事者雙方カ同地ニ住スル場合ニ於テ別段ノ契約ナキハ債務者カ債務ノ目的物ヲ送付ス可キヤ又ハ債權者カ之ヲ取

寄ス可キヤハ其地ノ慣習又ハ取引ノ性質ニ依リテ之ヲ定ム

(解) 本條は目的物の送付に係る規定ありとす

問 本條の要領は如何

答 本條は當事者ある賣買人双方が同地ニ住する場合に於て別段の約束なきときは債務者が目的物を送致すべきや又は債權者が之れを引取るべきやは其地の慣習又は取引の性質に依り之れを定むと云ふあり但し前條は賣買人双方が其住居地を異にする場合にして本條とは自から別なりとす

第三百二十條 別段ノ契約ナキトキハ債務ノ目的物ノ送付ハ債權者ノ危險ニ於テ之ヲ爲スヲ通例トス但債務者カ自己又ハ其使用人ノ過失ニ付テ負フ責任ハ此カ爲メニ妨ケラルルコト無シ

(解) 本條は送付せる物品の危険に付き責任を負ふべき者を定むるの條款なりとす

問 本條の要領及び場合は如何

答 本條は前二條に附加せるものにして別段の約束なき場合に於ては送付中に係る物品の危険乃ち天災又は意外の出來事より其物品を毀損したるときは總て債權者の損失に屬するものとす然れども但し債務者又は其使用人の過失に因り送付中物品を毀損したる場合に於ては素より債務者

其責を免かるを得ざると云ふにあり

第三百二十一條 度量衡、距離、期間、休日、支拂貨幣ノ本位并ニ

種類其他履行ノ細目ハ履行地ニ行ハルル定例ニ從ヒテ之ヲ定ム但

別段ノ契約又ハ商慣習アルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は契約を履行するに要する件々を規定せしものなり

問 本條の要領は如何

答 本條は契約の履行に要する件々にして是等は總て履行地に行なはるところの定例に従ひ之を定むるものとす然れども但別段の契約ある場合又は商事慣習あるときは之れに依るものとするを云ふなり

第三百二十二條 擇一債務其他目的物ノ特定セサル債務ニ付キ履行

ノ目的物ヲ定ムルユトハ其目的物ノ尙ホ存スル場合ニ限り疑ハシ

キトキハ債務者ノ擇ムニ任ス

(解) 本條は一定せざる目的物を定むることを規定せるものなり

問 擇一債務又は目的物の特定せざる債務とは如何

答 擇一債務とは數個物件中其一を擇撰して引渡すの義務にして目的物を特定せざる債務とい特に

引渡ししの物件を定めざる義務を云ふなり之を左に別記せん第一擇一債務とは特に目的物として定めたる二個以上の中に就き其一を撰んで之を引渡す債務を云ふなり例へば甲乙丙の物件中に於て一を擇み引渡さんと約束するを云ふなり若し此場合に於て其目的物ある甲乙丙三箇共に全く消滅したるときは其義務を免かるものとす第二目的物を特定せざる債務とは特に其目的物を定めざる債務にして例へば何れの物件を問はず引渡しを爲して辨償すると云ふの約束にして擇一債務に比すれば其區域甚だ廣し故に物件の消滅を以て辨償の義務を免る、ことを得ざるものとす

問 本條の理由及び場合は如何

答 本條は擇一債務及び目的物の特定せざる債務に付き其履行の目的物を定むるに付き疑はしき場合に於ては義務者の定むるに任すと云ふに在り法文ハ其目的物の尙ホ存する場合に限るの一句は單に擇一債務に關するあり之を辯すれば擇一債務の契約にして其品物存する場合ハ於て引渡ししの物件を何れにすべきやの疑ひあるときは債務者の撰定するところに任すと云ふに在り夫れ目的物を特定せざる債務に於て其目的物尙ホ存する場合とは如何なる場合を云ふや甚だ之れが解釋に苦しむ所なりとす

第四節 價格賠償損害賠償及ヒ割引

(解) 本節は價格賠償乃ち債務者の義務を履行せざる場合に於て債権者が請求するを得るものあり損害賠償乃ち債務者が故意等に因り債権者に與へたる損害にして之れを要求し得るもの割引乃ち満期以前は義務を履行するに由り支拂額を割引するあり已に前節に於て其履行に係る事柄を規定したるを以て本節は債務者が其履行不履行に係る結果を規定するものとす

第三百二十三條 債務者カ其債務ノ履行ヲ正當期日ニ爲ササルトキハ債権者ハ契約ヲ解除シ又ハ價額賠償若クハ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得

(解) 本條は債務の履行を正當なる期日に爲さざるより起る制裁を制定するものとす
契約解除及び價額賠償又は損害賠償の要領は如何

問 第一契約解除とは凡ろ双方の合同一意より成りたる契約は一方の意思を以て之を解除するを得ざるは勿論なりと雖も既に一方なる債務者に於て其契約に背き義務を盡さず契約を破りたるを以て債権者にも亦其契約を破り解除するの權利生ずるものとす此解除は片務契約乃ち貸金の如き場合には適用する能はず双務契約乃ち賣買約束等の場合に於て最も必要なるものとす契約の解除は獨り約束を取消すのみならず尙ほ夫れが爲め被むるところの損害をも賠償せしむるを得るものとす第二價額賠償とは契約解除に代へて要求するものにして乃ち商品の價額及び遅延の

利息等を含めるものにして兼て又其損害をも賠償せしむるを得るものとす乃ち第三百二十四條に規定せるを以て條下に就て細説せん第三損害賠償とは一方の故意及び怠慢より原因し一方の損害を被らしめたるを賠償するものにして乃ち生じたる損害及び失ふたる利益の辨償を包含せるものなり第三百二十八條以下に規定せるを以て條下に就て細説せん

問 本條の要領は如何

答 本條は債務者が其債務の履行を定まりたる正當の期限日よ於て爲さざる時は即ち契約に背き義務を盡さざるものあれば債権者は契約を解除するなり又は其契約を解除せずして別價額賠償を求むるなり一を撰んで之を定め或は債務者が故意又は怠慢を以て債務を盡さざる場合に於ては夫れが爲め生ずる所の損害の賠償を要求するを得ると云ふにあり

第三百二十四條 價額賠償ハ金錢ニ係ル債務ニ付テハ債務額ノ外満期日ヨリ其債務ヲ辨濟スル日マテノ遅延利息ヲ支拂フニ在リ總テ其他ノ債務ニ付テハ債務ノ目的物カ満期日ノ後ニ有セシ最高ノ價額ト其價額ヲ定メタル時ヨリ辨濟ノ日マテノ遅延利息トヲ支拂フニ在リ但債権者ニ於テ債務ノ目的物カ満期日ニ有セシ價額ト此日ヨリノ遅延利息ノ賠償トヲ得ント欲スルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は價額賠償の種別及び場合を規定するものとす

問 本條の要領及び場合は如何

答 本條は價額賠償の區別及び其範圍を定むるものにして其目的物の金銭なると又物品あるとの二個の種別あり乃ち左之を辯せん

第一目的物が金銭なる場合に於ては債權者は其元額と其履行を受くべき満期日乃ち期限より其現に債務の辨濟乃ち濟方を受くるの日までの遅延利息を合せて賠償せしむるを得るなり是れは若し其満期日に其金を受取りたるときは又他に轉貸し利息を得るを以て法律は此遅延中の利息を得せしむるものとす遅延利息とは義務を履行せざる場合に於て法律を以て定めたるものにして他の法律又は契約に於て歩合を定めざる場合に於ては年百分の七即ち年七分なすとなり第二目的物が金銭外の物たる場合に於ては其目的物の代價と其履行を受くべき満期日即ち期限より其現に債務の辨濟即ち濟方を受たるの日までの遅延利息を合せて賠償せしむることを得るなり本項目的物の代價を定むるに二個の種別あり之を左に示さん一目的物が満期日の後に有せし最高價額を以て賠償代價となす場合とは例へば松造なる者竹三より米壹石九圓を以て買取るべき契約をなし七月一日を引渡し之の期限とせり然るに竹三満期日を過ぎ引渡しを爲さず満期日即ち七月一日には米一石九圓五拾錢に騰貴し七月十五日には一石拾圓に上り八月一日には一石拾壹圓に上り八月十五日には一石拾圓五拾錢に下落せり今八月三十日其濟方を受くるに當り

八月一日の價額拾壹圓を以て賠償價額と定め八月一日より八月三十日迄の遅延利息を加へ受取るものとす二目的物が満期日に有せし價額を以て賠償代價となす場合とは彼の満期日即ち月一日の時價九圓五拾錢として其後米價下落したる場合に於ては満期日の時價九圓五拾錢を以て賠償價額と定め七月一日より八月三十日までの遅延利息を加へ受取るものとす

本目は本條の但し書に示すところとす

右二目は債權者の撰ふところにして何れを探るも隨意なりとす

第三百二十五條 債權者ハ債務者ノ過失ヲ證明シ又ハ債務者ノ不履行行ニ因リ自己ニ加ハラレタル損害ヲ證明スルコト無クシテ價額賠償ヲ求ムルコトヲ得但義務ノ性質及ヒ範圍ニ因リテ債務者カ不履行ニ付キ責任ヲ負フトキニ限ル

(解) 本條は價額賠償を請求するに關することを規定するあり

問 本條の要領及び但し書の場合は如何

答 本條は價額賠償を請求するの場合を定めたるものにして凡そ價額賠償に係る債權者の請求は債務者其契約を満期日に履行せざるの一事より生ずるものにして之を求むるに當り債務者の過失及び自己に受たる損害を證明するに及ばず單に約定したる時に履行せざるの一事を以て

十分ありとす故に或は其遅延利息の如きも實際の損害を超過し又は損失なき場合も於て之れを得るものとす然れども價額の賠償を求むるに付き一要件あり乃ち本條但し書に掲出するところにして義務の性質及び其範圍に因りて縱令に契約を履行せざるも債務者に於て責任を負はざる場合あり是乃ち其物件が天災又は意外の出來事の爲め遂に滅盡したる場合等にして此等の場合に於ては素より債務者の責任を負ふべきものにあらざれば此價額賠償を請求するには實に履行せざるの責任は全く債務者の負擔する場合は限ると云ふあり

第三百二十六條 第三百二十四條ノ規定ニ從ヒテ査定ス可キ債務ノ

目的物ノ價額ハ其普通ノ市場價額又取引所ニ於テ賣買スル物ニ在テハ其取引所相場ニ加フルニ遅延ニ因リテ生シタル費用及ヒ立替金ヲ以テシタルモノトス

解) 本條は目的物の價額を定むるに關する規定なりとす

問 本條の理由及び要領は如何

答 本條は第三百廿四條の附加條款にして賠償價額は如何なる價額を以て標準となすべきやを規定するものにして其價額を定むるは普通の市場價額に依るを以て常とし又取引所に於て賣買する物品よ付ては其取引所の相場を以て價額となし之に加ふるに遅延の爲め生したる費用及

び立替金をも加算するものとす此費用立替金等も履行の遅延より生じたるものにして素より遅延者の負ふところのものとす

第三百二十七條 第三百四條ニ掲ケタル承諾ヲ遅延シタル債權者ハ

亦遅延ニ因リテ生シタル費用及ヒ立替金ヲ債務者ニ賠償ス可シ

(解) 本條は債務者が債務の辨濟を拒絶したるより生ずる費用又關する規定なりとす

問 本條の理由及び場合は如何

答 本條は前條等の反對にして乃ち債務者が十分ある辨濟を適當の方法を以て言込む却て債務者に於て之れを拒絶し其承諾を遅延したるときは債務者に於て唯其物件の危險に任ずべきのみならず又其物件に關する相當の費用及び立替金乃ち債務者が其物件を保護する等の爲め費やしたる金額は債權者に對し辨濟するの義務を生ずるものとす

第三百二十八條 故意又ハ怠慢ノ行爲ニ因リテ不適法ニ損益ヲ他人

ニ加ヘタル者ハ其損害ニ付キ十分ノ賠償ヲ爲ス義務アリ

(解) 本條は損害賠償に係る義務を規定するものなり

問 本條の要領は如何

答 本條は損害賠償の義務は如何なる場合に於て生ずるものなるやを規定したるものよまて損害賠

債の義務なるものは二ヶの事柄により生ずるものとす之を左に辯せん第一債務者が故意を以て其債務を履行せず他人に損害を加へたる場合にして故意とは債權者に損害を加へんが爲め又は債權者に損害を加ふることを知りて故らに其契約の履行を遅延し以て損害を被らしめたる場合に於て之れが損害賠償を要求せんとするものは其故意に出でたるを證明し又爲めに損害を受けたる事實を證明するを要するあり第二怠慢とは債務者が相當の注意を加へたる時は債權者をして其損害を被らしむるなきも之れを怠りたるに因り遂に債權者を以て其損害を被らしめたる場合を云ふあり例へば債務の履行すべきを知らず若くは注意せずして其履行を爲さざる等にして損害を被らしむるを云ふ之れが損害の賠償を要求するには必ず怠慢あることを證明し又損害を受けたる事實を證明するを要するものとす

右二件の場合に於ては債務者は十分の賠償を爲すべきの義務を負ふものとす十分の賠償とは債權者の受けたる損害を全く補充するを云ふものとす

第三百二十九條 損害賠償ハ生シタル損失及ヒ失ヒタル利益ノ辨償

ヲ包括ス

(解) 本條は損害賠償の中に包有する部分を定むるものとす包括とは包み合すの義にして含むと解すべし

問 本條の主要は如何

答 本條は損害賠償の中に二ヶの性質を包有するを明示するものにして之を左に別記せん第一生じたる損失とは乃ち其契約の遅延に付き直接に被むるところの損害にして例へば或る物品製造の遅延の爲め其機會を過まり直接に受けたる損害をいふなり第二失ひある利益とは乃ち其契約の遅延に付き間接に被むるところの損害にして例へば或る物品製造の遅延せしが爲め之を利用するの機會を過り必を得るところの利益を失ひ間接に受けたる損害にして次條之を明示せるものなり

第三百三十條 利益トハ一方ノ加害ノ行爲ナカリシモハ他ノ一方カ

爲シ得ヘカリシ事ヲ證明シ得ヘキ取得ヲ謂フ此取得ハ豫見シ得ヘ

カリシモノト否ト又ハ通常ナリシモノト否トヲ問フコト無シ

(解) 本條は前條の附加條款にして利益の範圍を示したるものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は利益なる語を解釋し其意義を明示するものにして今之を辯ずれば則ち利益と稱するものは一方則ち債務者が故意及び怠慢等に因り債權者に害を加ふるの行爲なるときは他の一方則ち債權者よ於て必ず其事を成就し若干の利益を取得することを證明し得べき取得金を云ふものに

して其取得なるものは豫め之を見知り得べき利益は勿論豫め知り得べからざる利益とを問はず又通常の利益と通常ならざるの利益とを問はず共に要求するを得ると云ふに在るなり
本條の要領は債權者に於ては要求するところに對し確實なる證據を以て證明するを得るものに限ると云ふに在るなり

第三百三十一條 損害賠償ヲ査定スルニハ偶然推測若クハ將來ノ利益若クハ損失又ハ他ノ情况ノ加ハルニ因リテ生スルコト有ル可キ利益若クハ損失ハ之ヲ問フコトヲ得ス

(解) 本條は損害賠償中に包含するを得ざるものを明示するものとす

問 本條の要領及び種別は如何

答 本條は損害と利益とを問はず其賠償額を査定するの區域を規定したるものにして損害賠償中に入るを得べき損失及び利益は之を證明し得べきものに限るを以て故に偶然に生ずる利益及び損失則ち或は生ずることあり生ぜざることもあるもの又は推測する利益及び損失又は將來の利益及び損失又は他の情况の加はるに因りて生ずることあるべき利益及び損失等を算入すること、せば遂に際限なきのみならず此等は到底偶然のものにして證明すべからざるものかれば之を損害賠償中算入することを得ざるものとす

第三百三十二條 契約ヲ以テ豫メ價額賠償又ハ損害賠償ノ額ヲ定メタルトキハ之ニ從フヲ通例トシ實際ノ情况ヲ援用シテ其豫定ノ額ヲ増減セント主張スルコトヲ得ス

(解) 本條は契約を以て賠償額を豫定したる場合の規定なりとす

問 本條の理由は如何

答 本條は債權者と債務の者が豫め契約を以て價額賠償又は損害賠償の額を豫定したるときは之れに従ふべきものとす是れ契約は契約者双方に在ては法律に等しき効力あるのみならず他日の紛議を預防するの利益あるを以てなり故に假令實際の損害は其豫定額より多し雖も債權者に於て更に之れを求むることを得ず又實際の損害額は少なし雖も債務者に於て之を拒むことを得ざるものとするなり

第三百三十三條 費用、立替金、前貸金其他此類ノ支出金ノ賠償及ヒ損害ノ賠償ヲ爲ス可キ者ハ權利者ノ求ニ依リ其各金額ノ割合ニ應シテ辨償ス可キ日ヨリノ利息ヲ支拂フ可シ

(解) 本條は遅延利息のことに關する規定ありとす

問 本條の要領は如何

答 本條は遅延利息の事を規定するものにして凡そ費用又は立替金及び前貸金其他此類の支出金の賠償及び損害の賠償を爲すの義務ある者は必ず其賠償を爲す時より起算して之れが遅延利息を拂はざるべからず何となれば債權者に於て其金額を他に貸與し利息を收むることを妨げられたるを以てあり

第三百三十四條 遅延利息其他ノ利息ニシテ法律又ハ契約ニ於テ步

合ヲ定メサルモノハ年百分ノ七トス

(解) 本條は利息の歩合を定めたるものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は遅延利息の歩合を一定したるものにして即ち他に段別の法律あるか又は契約に於て歩合を定めたるときは其法律或は契約の歩合に従ふものとなすも然らざる場合に於ては總て年百分の七即ち年七分を以て定限則とすを云ふあり

第三百三十五條 金錢ニ係ル債務ヲ滿期前ニ支拂フトキハ債務者ハ

契約又ハ商慣習アルトキニ限り其滿期前ノ時間ニ應シテ割引ヲ求

ムルコトヲ得

(解) 本條は割引に關する規定なりとす

問 本條の場合及び理由は如何

答 本條は割引を爲すことを得べき場合を規定せしものにして凡そ金錢に係る債務を支拂期日前より支拂ふときは其期日前の時間より應ずる利息の割引を求むることを得べしと云ふにあり例へば梅次金百圓を月一分の利息にて一月より借り受け五箇月の後に返済するの約定を結びたるに其債務は金百圓と利息五圓とを合せ合計百五圓と爲るなり然るに三箇月として返済するとせば其返済したる日より契約の期日迄の利子即ち二箇月分金二圓は梅次に返却せざるべからざるものとす何となれば債權者に於ては返済を受けたる日より二箇月間其金額を他に轉貸し利益を得べく債務者も亦其金額を返済せず他に融通したらんよりは二箇月分の利息を得るを以てなり然れども其割引を請求するを得るは契約に之を定めたる場合か又は商業習慣あるときに限るのみ故に契約にも定めず商業習慣なき場合に於ては縱令其期限前に債務を盡したりとて割引を請求することを得ざるものとす

第三百三十六條 契約不履行ニ因リテ債權者ヨリ契約ヲ解除スルト

キハ債務者ハ既ニ爲シタル一分ノ辨濟ヲ現狀ニテ取戻シ既ニ受取

リタル報償ヲ全額又ハ全價額ヲ以テ債權者ニ償還ス可シ

(解) 本條は契約解除に付き既に授受したる物件其他を返還することを規定するものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は債務者が契約を履行せざるを以て債權者より契約を解除する場合に於て既に受取渡しを爲したる一部分の物件其他を回復するに付き双方の權利義務を定めたるものにして凡そ契約解除とは双方をして未だ契約を爲さざる以前の形狀に回復せしむるものなれば互に受取渡しを爲したる物は之を返還せざる可らず故に之を此に規定するものとす

問 現狀にて取戻すと全額又は全價額を以て償還すとの別は如何

答 第一債務者の債權者に對し既に爲したる一分の辨濟は現狀にて取戻すとあり是れ債權者が先きに受取りたる物件若し毀損したる場合と雖も唯其現狀乃ち有形のまゝにて返還するを以て是れりとするなり何と云へば債權者は其物件は既に己れの所有物たるを以てなり然れども故意を以て毀損したる場合は自から賠償の義務を生ずるものとす又之れを他に賣却して代價を得たる場合の如きは之れが代價を償はざる可らざるものとす第二債務者が債權者より既に受取りたる報償は全額又は全價額を以て償還すとあり是れは第一の場合と異にして債務者は其受取りたる物件の存するときは其全部を返還すべく若し又毀損し及び消滅したる等にて返還すること能はざるときは其原因の自己の過失に出たと又は偶然の出來事に出たとを問はず必ず之れが全價額を以て償還するものとす右債權者と債務者との間を區別ある所以は乃ち債務者に於て契約の

履行をなさざるより遂に其契約を解除せしむるに至らしめたるの責任あるものなれば其受取りたる所の物件に於て十分の責任を負はざるべからざるものとす

第五節 違約金

(解) 本條は違約金に關する事柄を規定する條款にして違約金と約束違ふより生ずる義務にして全く契約未だ豫定するものなり故に前節の價額賠償及び損害賠償等と全く性質を異にし相關係せざるものとす

第三百三十七條 債權者ハ契約ノ履行ヲ確ムル爲メ其不履行ノ場合

ニ於テ違約金トシテ或ル金額ヲ支拂フ義務ヲ債務者ニ貯シムルコ

トヲ得其違約金ヲ求ムルニハ損害賠償ノ要件ニ關係ナキモノトス

(解) 本條は違約金に係る規定ありとす

問 本條の要領は如何

答 本條は違約金のことを規定する條款にして違約金とは債權者が其契約の履行を確實ならしむるが爲め其契約を履行せざる場合に於て債務者より負はしむるものにして乃ち債權を侵すことを防がんが爲めにするものなり故に價額賠償及び損害賠償と相關係することなく若し契約を破り損害を加へたるときは其損害賠償の外尙ほ別に違約金の契約あるときは拂はざるべからざること

あり然れども違約金あるものは債務者が違約するに當り當然負ふべきものにわらず必ず契約に於て豫定せし場合に限るものとす

第三百三十八條 履行又は賠償ヲ求ムル債權者ノ權利ハ違約金ノ爲

メニ廢止セラレスト雖モ疑ハシキトキハ違約金ト共ニ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

(解) 本條は違約金と他の權利との關係を定めたるものとす

問 本條の理由及び場合は如何

答 本條は債務者が契約を履行せざるに因り豫定したるところの違約金を請求したりとて夫れが爲め契約の履行又は價額賠償及び損害賠償を要求するの債權者の權利を失ふことなきは素よりありと雖も或り契約者雙方に於て違約金は損害賠償に代ゆるの意思なしとせず故に明之を契約に豫定し雙方の意思に就て毫も疑なき場合にあらざれば債權者は違約金と損害賠償とを併せて要求するの權なし故に此場合に於てハ違約金を以て損害賠償と看做すものとす否らざれば大に債務者の義務を酷ならしむるの嫌あるを以てなり抑も違約金の關係を有するものは獨り損害賠償と併せて要求し得るものとすなり

第三百三十九條 過失アル不履行ニ因リテ債權者ニ加ヘタル損害カ

違約金ノ額ヲ超ユルトキハ違約金ノ外此超過額ニ付キ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得

(解) 本條は違約金と損害賠償とを求め得べき場合を規定するものなり

問 本條の要領及び場合は如何

答 本條は債務者より過失ある契約の不履行より債權者より加へたる損害高が豫て契約にて定めたる違約金高より多き場合に於ては其違約金高より多きだけの金額は損害賠償を要求することを得るといふにあり此場合は例へば或る契約に若し履行せざるときは違約金として百圓を差し出の約束を爲したるに果して違約したるに付き此百圓を受取るとするも猶ほ此不履行の爲め債權者の受けたる損害百圓ありとせば乃ち已に定りたる違約金百圓と猶ほ不足する損害金百圓とを合せ共々要求するを得るものとすなり

第三百四十條 違約金ノ契約ニシテ差額取引又ハ不法ナル博奕若シ

ハ賭事ノ取引ヲ隱蔽セントスル目的ヲ以テスルモノハ無効トス

(解) 本條は違約金の契約が無効となる場合を示せり隱蔽とは隠し蔽ふと云ふ義とす

問 差額取引とは如何

答 差額取引とは俗に云ふ空米相場くまいばちの類にして例へば千代松より万助へ時價一石拾圓を以て七月一日に取引する契約にて米百石を賣り其期限乃ち七月一日に至り米一石拾圓五拾錢ごしちせんよれば其差額は五拾圓なりとす是に於て千代松より万助へ其差額を渡し賣買の契約を取消すものにして初より賣買の目的物件を以て取結びたるものにあらず此等は素より法律の禁ずるところありとす

問 不法なる博奕ばくち若くは賭事くけごととは如何

答 金錢を賭して博戲するものにして素より法律の禁ずる所とす彼の競馬射的擊劍等の懸賞を云ふにはあらずるなり

問 本條の要領は如何

答 本條は彼の法律に於て禁せられたる差額取引及び不法なる博奕若くは賭事の取引を蔽ひ匿さんが爲め違約金契約の式に隨ひ外部を修飾すと雖も其効力なしと云ふにあり何とされば差額取引及び不法なる博奕若くは賭事は己に法律に於て禁ずる所にして法律上之が爲めに義務を生ぜざるのみならず自然に其義務も消滅するを以て之れも係る契約は總て無効なりとす夫れ主たる契約として無効たる以上は其従たる違約金の契約のみ有効なる道理はあらずるを以て無効に歸するものとす

第六節 代理

本節は商業取引に關する事務を代理を以て爲す場合に適用すべき條款にして第五章の代務人及び商業使用人第八章の代辦人仲立人及び仲買人等の如きも特別の規定ある場合の外は商用代理に係る場合よ於ては皆本節を適用するものとす

第三百四十一條 商取引ノ取結ノ爲メニスル委任ハ總テノ場合ニ於テ其取引取結ノ爲メニスル代理ト看做ス但委任者カ代理人ノ行爲ニ承諾ヲ與フルコトヲ要スル旨ヲ明示シタルトキハ此限ニ在ラス

代理人ハ委任ヲ行フ際至重ノ注意ヲ爲ス義務アリ

(解) 本條は代理に係る總則にして代理人の權利義務に關する規定ありとす

問 本條第一項の要領及び但し書の理由は如何

答 本條は商業取引の取結の爲めになしたる委任は總ての場合に於て其取引取結の事に關しては全く代理權を附與したるものと看做すべき旨を規定したるものにして委任と代理とを辯せんに委任とは或る人が或る人に事を委任すと云ふ義にして代理とは或る人が或る人の委任より因り事を代り理むと云ふ義にして自から一様ならず委任を輕となし代理を重とあすなり之が一例を舉げんに大坂屋清助なる者利三をして京屋に於て若干の價よて綿を買入し利三綿を買ひ來りたるに清助の意に協はず遂に破約をなさしむ是れ則ち俗に云ふ買使にして代理權あらずるを以てあり此等の事は商業の活潑を妨ぐるを以て本條は之を規定し此等の場合に於ても代理權を附與せ

答 差額取引とは俗に云ふ空米相場くそまいばちの類にして例へば千代松より万助へ時價一石拾圓を以て七月一日に取引する契約にて米百石を賣り其期限乃ち七月一日に至り米一石拾圓五拾錢ごしちせん上れば其差額は五拾圓なりとす是に於て千代松より万助へ其差額を渡し賣買の契約を取消すものにして初より賣買の目的物件を以て取結びたるものにわらず此等は素より法律の禁ずるところありとす

問 不法なる博奕ばくち若くは賭事くじとは如何

答 金錢を賭して博戯するものにして素より法律の禁ずる所とす彼の競馬射的擊劍等の懸賞を云ふにはわらざるなり

問 本條の要領は如何

答 本條は彼の法律に於て禁せられたる差額取引及び不法なる博奕若くは賭事の取引を蔽ひ匿さんが爲め違約金契約の式に隨ひ外部を修飾すと雖も其効力なしと云ふにあり何とあれば差額取引及び不法なる博戯若くは賭事は己に法律に於て禁ずる所にして法律上之が爲めに義務を生ぜざるのみならず自然に其義務も消滅するを以て之れも係る契約は總て無効なりとす夫れまたる契約として無効たる以上は其従たる違約金の契約のみ有効なる道理はわらざるを以て無効に歸するものとす

第六節 代理

本節は商業取引に關する事務を代理を以て爲す場合に適用すべき條款にして第五章の代務人及び商業使用人第八章の代辯人仲立人及び仲買人等の如きも特別の規定ある場合の外は商用代理に係る場合よ於ては皆本節を適用するものとす

第二百四十一條 商取引ノ取結ノ爲メニスル委任ハ總テノ場合ニ於テ其取引取結ノ爲メニスル代理ト看做ス但委任者カ代理人ノ行爲ニ承諾ヲ與フルコトヲ要スル旨ヲ明示シタルトキハ此限ニ在ラス

代理人ハ委任ヲ行フ際至重ノ注意ヲ爲ス義務アリ

(解) 本條は代理に係る總則にして代理人の權利義務に關する規定ありとす

問 本條第一項の要領及び但し書の理由は如何

答 本條は商業取引の取結の爲めになしたる委任は總ての場合に於て其取引取結の事に關しては全く代理權を附與したるものと看做すべき旨を規定したるものとして委任と代理とを辯せんに委任とは或る人が或る人に事を委任すと云ふ義にして代理とは或る人が或る人の委任より因り事を代り理むと云ふ義にして自から一様ならず委任を輕となし代理を重とすなり之が一例を擧げんに大坂屋清助なる者利三をして京屋に於て若干の價にて綿を買入し利三綿を買ひ來りたるに清助の意に協はず遂に破約をなさしむ是れ則ち俗に云ふ買使にして代理權わらざるを以てあり此等の事は商業の活潑を妨ぐるを以て本條は之を規定し此等の場合に於ても代理權を附與せ

しものと看做し利三の爲したる取引を滑助のあしたる取引と異なることなく同じく賣買の做を有するものとあすものとす但し書は本項の追加として若し代理人のあしたる取引は總て委任者則ち本人の承諾を待て後にあらざれば確定せざることを明示せる場合に於ては本項の如く看做すの限りにあらずと云ふにあり

問 第二項の要領は如何

答 本條第一項は代理人の權利に係る規定にして第二項は其義務に係る事項にして凡そ代理人は本人の委任を受け其事を履行するに當りては至重なる注意を爲すの義務ありと云ふにあり故に代理人が些少なる過失等の爲め委任者乃ち本人に加へたる損害と雖も皆其責に任せざる可からざるものとす

第三百四十二條 委任者ノ名ヲ以テシタルト否トヲ問ハス委任者ノ爲メニ代理人ノ取結ヒタル商取引ニ因リ委任者ハ直接ニ第三者ニ對シテ權利ヲ得義務ヲ負フ

(解) 本條は委任者の權利義務を規定するものとす

問 本條の要領及び場合は如何

答 本條は代理人が委任者乃ち本人の名義を以てしたると代理人自己の名義を以てしたる場合とを問はず總て委任者乃ち本人の爲めに爲したる所の取引は其事柄の委任者乃ち本人に利益あると

損害あると論なく委任者自ら爲したると同一にして其事柄より生ずる權利なり義務なり又付き委任者直接に第三者なる乃ち代理人と取引せし者に對して其責を負ひ其利を得るものとす何となれば其代理人は自から撰む所にして固より自から爲せる結果と云はざるを得ざればあり故に代理人が故意若くは怠慢に出でたる場合及び代理の權限を踰へたる場合に於ても亦皆委任者本人の行爲と同じく之を以て第三者よ及びし義務を避け損害を辭すること能はざるものとす然れども此場合に於ては委任者より代理者に對し賠償を要求することを得るは素よりありとす

第三百四十三條 委任又ハ事後ノ承諾ヲ受クルト無クシテ第三者ノ爲メニ或人ト取引ヲ取結フ者ハ其人ニ對シテ責任ヲ負フ

(解) 本條は代理權なき者の取引に關する規定ありとす

問 本條の理由及び場合は如何

答 本條は第三者の爲めよしたる取引の事にして委任を受けたることなく又已に爲したる事小付き後日之が承諾を受けたることなき行爲に付ては其取引は第三者の名義を以てしたると自己の名義を以てしたるとを問はず唯其現に取引を爲したるもの、み其責に任すべき旨を定めたるものあり例へば松藏なる者竹二郎の委任を受けずして竹二郎の爲めに梅吉と取引したる場合の如き其責に任ずるものは獨り松藏のみにして竹二郎は決して關係なきものとす是れ松藏なる者は竹二郎に對し其代理權を侵犯したるものよして竹二郎に於て之れが爲め責任を負はざるは尤も道

理の見易きものとす

第三百四十四條 取引取結ノ際其委任ノ權限ヲ踰越スル者ハ第三者
カ其踰越ヲ知ラス又ハ知ルコト能ハサリシトキハ委任者ニ對シテ
責任ヲ負フ

(解) 本條は代理人が代理の權限を踰越したる場合の規定ありとす

問 本條の場合及び理由は如何

答 本條ハ代理人が其委任の權限を踰へたる事柄を爲したるとき其代理人が委任者乃ち本人に對し責任あるを明示したるものとして凡る代理人が其委任の權限を踰へて取引を爲すは當り第三者なる則ち取引相手方に於て其權限外たるを知らず又は實際之を知ると能はざる場合に於ては其取引は直接に其委任者ある本人に對し効力あるものとす故に委任者ある本人は其第三者に對しては尙ほ自ら直接に其責に任せざるを得ず然れども代理人が權限を踰へて爲したる取引の爲めに委任なる本人の損害を受けたるときは其代理人に對して之れが賠償を求むることを得るは素よりありとす之より反して第三者ある取引相手方に於て此取引は委任の權限に踰へたることを知りて取引したるときは委任者ある本人は第三者なる取引相手方に對して其責に任ずるの理由ありとす獨り代理人と第三者との關係にのみ止まるものとす茲に代理權不付き侵犯と踰越との別あり之を辯ずるは尤も必要の事たるを以て左に之れを示さん

第一 代理權の侵犯とは委任外の事項を侵して取引したる場合にして乃ち前條の委任なくして爲したる取引と同一にして例へば物品買入の委任を受けたる代理者が金錢の借入れを爲す等にして此等の事柄に付ては委任者ある本人は毫も關係なきを以て其責に任ずることかし然れども後に此借入を承諾しよるときは更も其責に任ずるは當然ありとす

第二 代理權の踰越とは本條の場合にして或は委任者なる本人が其責を負ふことあり又は負はざることをり其故は只委任の一部分の權限を踰へたるものにして例へば金一千圓以下の取引を爲すの委任を受け一千圓以上の取引を爲すたる等ありとす

第三百四十五條 代理人カ他人ノ爲メ商取引ヲ取結ロタル場合ニ於
テ相手方カ自己ノ過失ニ非スシテ代理ナルコトヲ知ラス又ハ委任
者ヲ知ラサリシトキハ其相手方ハ委任者ノ不履行ニ因リテ被フリ
タル損害ニ付キ其代理人ニ對シテ賠償ヲ求ムル權利アリ

(解) 本條は代理人が自から其責任を負ふべき場合を規定するものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は代理人が他人乃ち委任者の爲めに商業取引を取結ぶに當り偶々委任者ある本人の名義を

以てせずして自己の名義を以てし此場合に於ては或は其取引相手方ある第三者に於て此者は他人の代理人たるを知らず或は代理人たることを知るも其委任者の何人あるやを知らざることあり若し此等の場合に於て委任者ある本人が其義務を履行せざる等より相手方ある第三者に被りたる損害に付ては其初め取引を取結びたる代理人又對して賠償を求むの權利を有するものとするなり然れども第三者が取引を爲すに當り是れは他人の代理人なることを知らず又委任者なる本人を知らざりしは全く第三者の過失に因るときは其代理人に對して賠償を求むるの權利はあらざるなり

第三百四十六條 代理ハ委任者又ハ代理人ノ死亡ニ因リテ解除スル

モノニ非ス

(解) 本條は代理の解除に係る規定なり

問 本條の理由は如何

答 本條は代理人は委任者又は代理人の死亡に因りて解除するものにあらざることと規定するものにして則ち民法の規定と反對するものとす然れども素より其理由の存するあるものとす何とあれば商業上は於ては其營業を以て主眼とするものなれば其營業の繼續中は縱令一方の者死亡するも夫れが爲め代理を解除するを得せざればあり然れども之れに反し破産等の場合の如き營業の全く終るときは其代理も共に解除するに至るものとす且つ代理は濫に第三者に轉付するところを得ざるは第三百四十七條に規定するところなるを以て代理人の死亡したるときは自から代理は終局するものとす

第三百四十七條 代理ハ委任者ノ承諾アリ又ハ其承諾ヲ得ヘキモノ

ト推定ス可キ情況アルニ非サレハ之ヲ第三者ニ轉付スルコトヲ得

ス

(解) 本條は代理權の轉付のことに係る規定なりとす

問 本條の要領は如何

答 本條は委任者則ち本人より付與せられたる代理權は代理者に於て安りに其期限を第三者に轉付し以て代理の事を辯せしむることを得ず然れども委任者ある本人の承諾あるか又は委任者に於て必ず承諾すべきものと看做すべき情況あるときは格別なりとす何となれば代理あるものは委任者が信用すべき人を撰定して之を委任したるものなれば轉付に付き其承諾を要するは當然なりとす

第三百四十八條 他人ノ爲メニ其委任又ハ事後ノ承諾ヲ受ケテ商取

引ヲ取結フ者ハ明約ナキトキト雖モ計算書ヲ示シテ其取引取結ニ付キ正當ニ爲シタル前貸金、立替金並ニ費用ヲ賠償セシメ及ヒ慣

習上ノ利息、手数料又ハ口錢ヲ求ムル権利アリ

(解) 本條は委任者が代理人に對する義務を規定するものとす

問 本條の要領及び理由は如何

答 本條は代理人が委任者に對する權利を定めたるものにして凡そ他人の委任を受けて商業取引を爲したるときは勿論假令委任を受けざるも商業取引も付き後に承諾を受けたる場合も於ては委任者なる本人と代理人との間も於て費用に關する約定なき場合と雖も代理者に於て計算書を作り其取引に關する一切の費用を要求することを得ると云ふにあり何となれば商業上に在ては何人とも無報酬にて資本を出し又は勞力を爲すものなしと看做すを以てあり然れども本條中正當に爲したるとあり若し正當からざるものに付て代理人自己の損失に歸し委任者より賠償を求むるを得ざるは論を俟たざるものとす

第七節 時効

(解) 本節は時効に關する條款にして時効とは経時効の義とす乃ち從來の出訴期限と同様にして定りたる時日を経過せば債權者は其請求權を失ひ債務者は其義務を免るものにして其理由は多く歲月を経過するときは或は書類等を失なひ事實の蒙昧に屬するの恐れあり且つ一方に於て其權利を放棄し或は一方に於て已に其支拂を爲したるものなりと推測するの類より起るものにして若し之に反し拋棄せず支拂はざるを明知するを得る場合に於ては時効を中断し得るものとす則ち第三百五十條に於て此場合を規定せり

第三百四十九條 商事ニ於ケル債權ハ滿期日ヨリ若シ此期日ノ定メ

ナキトキハ其債權ノ生シタル日ヨリ六ケ年ノ滿了ニ因リテ時効ニ
罹ル但法律上此ヨリ短キ時効期間ヲ規定シタルトキハ此限ニ在ラ

ス

(解) 本條は時効の期限を定むるものなり

問 本條の要領及び但し書の場合如何

答 本條は時効を生ずるの時期を定むるものにして商事に於ける債權は滿六ケ年を経過せば時効小
罹るものとす其起算は債權者が其履行を請求することを得る則ち滿期日若くは其期日の定めな
きときは債權の生じたる日より起算すと云ふにあり但し書の場合凡そ商事に於ける時効は通
例六箇年とあすも若し特に法律を以て此より短かき時効を定めたるるときを其短かき時効も從ふ
と云ふにあり則ち第二百二十五條に退社員の責任は退社後二箇年に止まるとあり又第三百三十五條
に會社解散の場合に於ける社員無限責任は解散後五箇年を以て時効に罹るとあるの類を云ふ
ものとす

第三百五十條 時効ハ履行ノ爲債務者ニ明示シテ爲シタル催告又ハ

債權ノ取立若クハ擔保ノ爲メ債務者ニ對シテ爲シタル債權者ノ裁

判上若クハ裁判外ノ行爲又ハ書面上支拂約束又ハ主タル物若クハ

從タル物ニ關シ債務者ノ爲シタル一分ノ支拂ニ因リテ中斷ス

(解) 本條は時効の中斷に關する規定なりとす

問 時効の中斷とは如何

答 時効の經過を中斷するの義にして本條に掲ぐる各事項の一個にて今まで經過せし時日を中斷し更に又夫れより六ヶ年を経過せざれば時効に罹らざるを云ふなり例へば松三なる者竹造に對し不拂金あり是れは期限後已ニ滿五年と十一ヶ月を経過せり故に今一ヶ月を経過したらんは全く其義務を免がるものとす然るに此の滿五年十一ヶ月目の時に於て竹造より履行の催促を爲したり此に於て已ニ經過したる五年十一ヶ月は全く無効となり更に催促を受けたる日より又六ヶ年を経過せざれば義務を免がる能はざるものとす

問 本條の各事項は如何

答 第一履行の爲め債務者に明示して爲したる催告とは債務者より對し明かに契約履行の催促を爲したる場合を云ふ第二債權の取立とは元金と利息とを問はず其支拂を要求したる場合を云ふ第三

擔保の爲め債務者に對して爲したる債權者の裁判上若くは裁判外を行爲とは裁判上と裁判外とを問はず不拂金に對し保證物の差入れを要求したる場合を云ふ第四書面上の支拂約束とは債務者より書面を以て何月何日に支拂はんと約束したる場合を云ふ第五主たる物若くは從たる物に關し債務者の爲したる一分の支拂とは債務者より元金より利子より違約金なり債務中の部分の一分を支拂ふたる場合を云ふ以上五項の中一の場合あるときは已に經過したる時効中の時日を中斷し更に滿六年を経ざれば時効に罹らざるものとす

第三百五十一條 受取證ヲ記シ又ハ記セサル計算書ノ送付ノミニテ

ハ之ヲ催告ト看做スコトヲ得ス

(解) 本條は前條の附加條款にして催告に關する規定なりとす

問 本條の要領は如何

答 本條は前條に規定する催告を補釋するものにして催告とは殊に其債務の履行を債務者に向ひ催促するものなるを以て只受取證を記し又は記せざる計算書を送付したるのみにては之れを以て明らかに示したる催告と看做し難きを以て彼の時効の經過を中斷するに足らざると云ふにあり何とされば計算書あるものは唯互の勘定を明細にするまでにて返濟の要求を目的としたるものよあらざればあり

第三百五十二條 満了シタル時効ノ効力ハ主タル物及従タル物ニ付

テノ債權全ク消滅シ債權者ヨリ直接ニモ間接ニモ復タ之ヲ主張ス

ルコトヲ得サルニ在リ

(解) 本條は時効の効力を明示するものとす

問 本條の要領は如何

答 本條は時効の効力を示したるものにして時効期限の経過に依り時効に罹りたるときは主たる物及び従たる物に付ての債權全ク消滅するが故に債權者より債務者に對して直接の支拂及び間接の事故をも要求し得ざると云ふにあり

問 主たる物及び従たる物とは如何

答 主たる物とは元金の如き重なる物にして従たる物とは保證物或は抵當物等とす

問 直接と間接との場合の如何

答 直接とは契約履行則ち金圓の支拂を請求する場合にして間接とは時効に罹りたる證書の書換を請求し又は其債權者が別に債務者より負ふたる債務と差引を請求する等の場合を云ふなり

第八節 交互ノ計算

(解) 計算なる者は商業上の本條とも謂ふべきものなれば商業家に於て一日も之を忽諸に付す

べからず若し夫れ面倒なり煩擾なりとして無頓着に放擲する時は忽ち無形の彈丸なり無形の劍戟なり攻撃突進し以て謂ゆる本城を破壊し終に損害を自他に及びし有形的の慘況に陥らんと火を見よりも明らかかり是を以て本節第三百五十三條乃至第三百六十六條の條規に於て其計算の忽諸ふ付すべからざるを示せり商業者たるもの宜しく茲に顧みる所ありて彼の本城の基礎を磐上よ置き肥健の兵馬を養ふて損害の惡敵を防拒せざるべからざるなり

第三百五十三條 相互ノ間ニ絶エス債權及ヒ債務カ生スル所ノ平常

ノ取引關係ヲ有スル者ハ期間ヲ定メテ互ニ差引計算ヲ爲シ其債權及ヒ債務ヲ消却スルコトヲ得

(解) 本條は交互計算の理由を解したるものなり

問 商業上平常取引に關係を有する者相互に期限を定めて差引計算をなすとの理由は如何
答 誠に此規定に準據せは平素取引あるもの、商事の計算上に錯雜を生ずるとなく且双方信用を固むる上に於ても金城湯池と謂ふ可し則ち法文の如く商業者か平素相互の間に債權者となく或は債務者となる時に當ては豫め計算期日を定め其當日に於て其の債權と債務を差引計算をなし以て之を消却するものとす但し期間を定むるには第三百五十五條の規定の通り一年の後に涉るとを得ず凡る計算をなすには平素簿記方ニ注意を怠るときは實に不意の損害を生ず殊に交互計算

の場合に於ては一層注意して計算の當日は容易に其結果を呈すると亦商家の一大秘訣となすべし

第三百五十四條 交互計算ノ關係ハ明示又ハ默示ノ契約ニ因リテ生

ス然レモ長キ時間與信用ヲ繼續シタルモ此カ爲メニ交互計算關係ヲ生スルコト無シ

(解) 本條は交互計算の關係を示したるの規定なり與信用とは信用を與ふると云義にして信用を與へて長き時間を繼續するを云

問 交互計算は何故に明示又は默示の契約を要するや又與信用を繼續したるものは交互計算の關係を生ぜざるは如何

答 交互計算は一般普通に行はる、所差引勘定をなす計算とは其生質を異にして相互の意思相投合せざれば之を履行するに能はざるあり故に書面を以て契約をなすの要なしと雖明示又は默示の二様の方法に由らざるべからざるなり又交互計算は債權及債務を消却するの限界なれば双方の義務として之を履行するは當然の事なり

信用を與へ又與へられたる者の間に長き時間信用を繼續したるも之れが爲めに交互計算の關係を生ぜざるものは相互の意思に於て其計算をなすの必要なことを承諾したるものなればあり

第三百五十五條 差引計算ノ期間ハ一箇年トス但契約ヲ以テ此ヨリ

短キ期間ヲ定メタルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は差引計算期間を示したる規定なり

問 計算期間を一ヶ年と規定したる理由は何故なるや

答 凡そ商事は常に計算の整頓を主とするものなれば必ず之れが計算を明らかにして一目の下に損益を知了せざるべからず又交互の計算上に於ては一ヶ年より短縮するとも長期を此間に置くとは出納簿記の上に不明の塵を生ずるの虞なしとせず殊に商家は毎歲棚下しと稱して一ヶ年の損益を計算するの慣習なれば此の交互計算を一ヶ年以上放任するものなし果して然らば今法文に於て一ヶ年と規定するも商事者に迷惑を來さざるのみならず却て怠慢ある商事者をして顧みる所あらしむるの益あり短き期間を定めんとには害の生ずる虞なきを以て別ふ其契約を設定する以上は商法の問はざる所となせり

第三百五十六條 各當事者ハ毎期間ノ終ニ計算ヲ閉鎖シ且約定又ハ相當ノ期間ニ其計算書ヲ承認又ハ異議申述ノ爲メ互ニ送付スル義務アリ

(解) 本條は各當事者の計算書に付ての規定なり計算を閉鎖するとは計算に係る取引をなさ

るを云

問 本條は計算書を承認するか又は異議あるかの爲めに其計算書を送付するものとの意あるや
答 各當事者は前條の規定に遵ひ契約を以て一ヶ年以下即ち短縮せる期間の終り又は一ヶ年の終りには計算を止めて其期間に係る取引計算書を作りて之を相手方に送付して之を承認するを將た

異議の申述をなさしむるものとす蓋し此規定は計算上自然に粗漏れ流るゝの弊を豫防し且計算上整理の一端を示したるものと謂ふべし

第三百五十七條 異議ヲ起サス又ハ異議ヲ起シタルモ留保ヲ爲サス

シテ交互計算ノ關係ヲ繼續スルトキハ計算ヲ默認シタルモノト看做ス

(解) 本條は送付したる計算書を默認したる規定なり留保とは送付したる計算書を相手方と返却せずして留めをぐをいふ

問 異議を起さるるときは默認したるものとするも既に異議を起したる場合は迄默認したるものとするは何故あるや

答 法文に(留保を爲さずして)の八字を味ふ可し然らば即ち其理由自ら分解すべし何とあれば若し送付せられたる計算書不明瞭の点あるか或は他に意思と適せざるものあれば必ず其計算書

を留保して厭まで其異議は分解を求むるは商家の常ありとす然るを留保を爲さず且つ交互計算の關係を繼續するときは其起したる異議は自然に消滅したるものと認定するを得へし故に本條に於て其計算書を留保せざるときは異議の起不起に關せず默認したるものと看做したるなり蓋し本條の精神は現今商人の常として計算の當時に於て精密なる整理を怠り他日に至りて種々の異議を提起するの弊習ある以て豫め其弊を矯正せんとの意なるべし

第三百五十八條 交互計算ニ屬スル各債權ハ交互計算ノ關係ヲ解キ又計算ニ對シテ異議ヲ述フルトキニ非サレハ各箇ニ之ヲ主張スル

コトヲ得ス

(解) 本條は交互計算に屬する各債權は各個に之を主張することを得ざる規定なり各個に之を主張するを得ずとは各別に主張し得るとの義なり例せば計算期間中甲乙二人の間に貸借數回に涉るとせんに其一回の債權は對して異議を主張するを得ざるなり

問 何故に各債權は各個に之を主張するを得ざるや

答 交互計算は本節第三百五十三條に規定しある如く期間を定めて互に差引計算を爲して其債權債務を消却するものあれば其期間中に於て双方の貸借取引幾回に涉るも之を一括して一團の債權とすものは計算上の理法と謂へし故に本條に各債權は各個に主張することを得ざることを表發したるものなり但法文に曰へる如く交互計算の關係を解き又は其計算に異議を起したるとき

は其項目每個あるも各別に異議を主張し得るなり

第三百五十九條 計算カ承諾セラレタルトキハ其計算ニ依ルニ非サ

レハ差引残額ヲ請求スルコトヲ得ス

(解) 本條は差引計算より生ずる残額に對して請求し得べき規定なり

問 差引残額を請求するに何の故に計算の承認を要するや

答 計算の承認を経て後に差引残額を請求するものは素より當然の事にして敢て疑ひを生ずるの点なし何となれば既に其計算を承認したる以上は其残額幾千万金に及ぶも相手方に於ては其請求に應ずるの責も共に承諾したるものと見做すことを得若し之を承認せざる時は其残額を請求するの道亦し然るを請求者の意思に任せて請求し得せしめしなれば双方の間に爭議を發生し且交互計算の便利を失ふに至るべし本條の場合も亦前條と同しく債權は各別に主張することを得ざるなり

第三百六十條 毎期間ノ終ニ生スル差引残額ハ之ヲ新ナル債務計目

トシテ次ノ計算ニ移スユトヲ得但反對ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は差引計算残額を次の計算に移すことを示したる規定なり債務計目とは貸方の計算

目錄を云

問 差引残額を次の計算に移すとは如何

答 毎計算期間に於て計算上差引残額を生じたる時は其交互計算の關係を繼續すべき場合に於ては將來に要する新規の債務計目として次の計算に移すことを得るものなり但し其残額を之に移すと否とは相互の自由なれども若し其残額を要求する場合に在ては豫め別段の契約を取結し置かざるを得ず故に法文中殊更に反對の契約あるときは此限に在らずと規定せり

第三百六十一條 別段ノ契約又ハ慣習アラサルトキハ商事ヨリ生ス

ル相互ノ債權及ヒ債務ハ種類ノ何タルヲ問ハス交互計算ヲ以テ取扱フコトヲ得

(解) 本條は商事より生ずる債權債務は交互計算を以て取扱ふことを得るの規定なり

問 本條の大意は如何

答 是れ亦商事をして敏捷ならしむるの活法と謂ふべし何となれば債權及び債務は種類の何たるを問わず交互計算の中より組入れ得べきものなればあり然れども商事の外他に關係を及ぼすこと能はず但し交互計算は第三百五十四條に規定したる如く明黙の契約に準據せざる可からざるものなれば本條の取扱を以て交互計算の關係を起したりと直了すべからず

第三百六十二條 一方ニ於テノミ債權ヲ生シ他ノ一方ハ其債權ノ計算ノ爲メニ時時支拂ヲ爲シテ絶エス取引スル者ノ間ニ交互計算ノ關係ヲ生スルトキハ其計算ニ屬スル債權ハ期間ニ從ヒ且交互計算ノ全部ニ依ルニ非サレハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

(解) 本條は一方に於てのみ債權を生じたるとの交互計算に係る規定なり全部とは取引期限に係る各箇各別となるものを一括にしたるを云

問 交互計算は甲乙互に債權者たり債務たる時にのみ其關係を生ずるものと思考す然るに本條は債權債務共に一方に偏したる場合を示したる如し其理由は如何

答 本條は交互計算の變則として分解せざる可からず何とされは交互計算の正則を云へば甲乙の間常に共に債權者たり債務者たる場合に生ずる者にて單一一方にのみ其之を生ずるものにあらざればなり然れ共此變則は法文に掲げたる如く債權の計算の爲め時々支拂を爲して絶へず取引する者の間に活用したるものなれば平生の取引上頻繁ならず且偶まに此等の關係を起したるときの場合に此限りにあらざるなり

法文計算の方法は第三百五十五條の規定の如く一ヶ年以下に於て計算期間を定めたる其期間に従ひ其間に生じたる債權を一括にして之れが計算を主張することを得

第三百六十三條 交互計算ニ繰込ミタル債權ハ契約上ノ定ナキトキト雖モ其繰込ノ日ヨリ之ニ相當ノ利息ヲ付ス可シ

(解) 本條は交互計算に繰込たる債權は繰込の日より利息を付する規定なり相當の利息とは法律に定めたるものにあらざり商事上實地の習慣に従ふものとす

問 交互計算ニ繰込みたる債權に利息を付するは何故なるや

答 差引計算上より生じたる殘金額現物品を交互計算に繰込みたるときは其受取たるものよ於ては其日より多少の得益を招きたりと看做すべし故に契約上に其定めなしと雖別に利息を付せずとの約束なき以上は必ず法文の如く繰込たる當日より相當の利息を付すべきものなり

第三百六十四條 各計算期間ニ生スル差引殘額ニ付テハ期間ノ末日ヲ滿期日ト看做ス

(解) 本條は差引計算に付ての期日を示したる規定なり

問 差引殘額ニ付ては期間の末日を以て滿期となす理由は如何

答 凡そ差引殘額の有無を知るは各期間の末日に至らざれば之を知るに由なし故に此末日を以て滿期日と看做は當然の事なり又之を第三百六十條の規定の如く新なる債務計算として次の計算に移す場合に在ても期間の末日を滿期日とするにあらざれば其期間中之を移す能はず殊に其殘額

に對して利息を付することも當日より生ずべきものなり

第三百六十五條 交互計算ノ關係ハ其計算ニ繰込ミタル債權及ヒ債

務ニ付テハ第三者ニ對シテ其効チ有セス

(解) 交互計算の關係は第三者に對して効力を有せざる規定あり

問 交互計算の關係は何故に第三者に對して効力を有せざるや

答 交互計算は甲乙雙方の關係に止りて之を他の關係に及ばすと能はざるは交互計算の性質なるを以て其計算ニ繰込たる債權及び債務を第三者に及ぼすの効力を有せざること論を俟たざるあり例すれば甲者に於ては乙者と關係を有したる交互計算中に預り金證書を繰込みたる者とせんに乙者は他の都合を以て之に裏書を添へて第三者即ち丙者に譲與せり然るに其三者たる丙者は甲乙の間に交互計算の關係あるに關せず甲者に向ふて其預り金額の辨濟を請求するの權あるものとす甲者は乙者との交互計算上に既に債權及び債務は消却したりとして第三者丙者の請求を拒み又辨濟の義務を免るゝと能はざるの類なり此場合には甲者が第三者に辨濟したるものは乙者の借り方とあるものあり

第三百六十六條 交互計算ノ關係ハ當事者ノ一方カ何時ニテモ之ヲ

辭スル外死亡又ハ破産ニ因リテ解除ス

(解) 本條は交互計算の關係は何時にても解除し得べき規定なり

問 交互計算の關係は計算期限内と雖自由ニ解除し得るや

答 交互計算の關係は素より双方の信用如何に由て組織するものなれば又信用の如何に由て自由に解除し得るの理勢の然らしむるものあり然るを計算期間中之れが解除を關鎖する等の法規を設けるは獨り當事者の自由を妨ぐるのみならず商業取引の上の運動をして緩慢遲鈍ならしむるの影嚮を及ぼす可し殊に其商事の取引は複雑なるもの多くして單鈍なるもの少く況や計算期間の長さときは當初組織したる時の意思に反して己れを益し他を害するの危険ありとせず今法文の如くせば此の關係に對して容易に解除するの自由を與へ以上の弊害を未發に防止するの利ありとす又死亡と破産に因りて解除するは謂ゆる此計算の關係は信用に基きたるものなるを知るべし

第九節 質權

(解) 質權とは債務者が債權者に其債務辨償の義務を盡さざるに當り債權者は擔保として預りたる債務者の物件を賣却して以て自己の債權に平均を取るを云

第三百六十七條 商取引ヨリ生スル債權ノ擔保ノ爲メニスル動産質

權ノ設定ハ總テノ場合ニ述フルトキニ非サレハ各箇ニ之ヲ主張スルコトヲ得ス

(解) 本條は質權の設定及び記載に係る規定なり合法の原因とは第二百八十四條の解を參看す

べし

問 質権の設定には書面契約且數量年月日等逐一に記載することを要するは何故あるや

答 凡り書面を以て契約をなすは獨り契約取結てりむせむの上に確實なる表號ひやうごうを付するのみならず雙方の詐偽の手段を將來に逞たくましふせんとする奸謀けんぼうを防遏ぼういつしたる城壁じやうへきなり既に城壁と云ふときも必ち其價値を與へざる可からず則ち其契約面めんは擔保せらるべき債權質權設定したる年月日并に合法の原因及び債權擔保の品目形体員數度量等逐一明載し記載して以て詐偽の手段に陷落おんらくせざる用心をなす可きなり然るを當事者たるもの意を斯に注がずして詐偽をなすに容易ならしむるの書面の契約は故意の手段にあらざるも法律上無効の契約とするなり以上の理由なるを以て質権の契約は必ず書面を以てすること、及び記載方を審にする所以なり

第三百六十八條 債權設定ニ因り債權者ハ質物ヲ賣却シテ其債權ノ

辨償ニ充ツル權利ヲ取得ス但質物ノ占有カ自己又ハ其代人ニ移リ

タルキニ限ル

(解) 本條は債權者は質物を賣却するを示したる規定なり占有とは自己の物件の所有權を握取して毫も他人より妨げらるゝことなきを云

問 債權者は質権を賣却するに如何なる場合に於てするや

答 質物なるものは債權者ニ對して債權の擔保として交付したるものなれば債務者に於て契約時日又其債權を辨償せざるときは則ち之を賣却して以て債權の辨償に充つるものあり尤も此權利を取得したる以上は他に債權者あるも之を應おこひて自己に特取とくしゆの權利を有す若し其賣却金額が債權に超過する場合は之を債務者ニ還付するものとす第三百七十五條參看すべし然れども其質物を賣却せんには債務者辨償の義務を盡さずとして直に之を賣却するの限りにあらず必ず其質物をして自己又は其代人の所有物ニ歸したるの後にあらざれば債務者は之を賣却して自己の辨償に充つること能はざるなり茲に注意すべき一事あり質物が債權者に移りたるときは是れなり何とされば其物主權をして債權者に交付したる場合には書面を以て契約するの必要なしと雖も其物主權が債務者にあるときは充分確實ある契約証書を作成して雙方の危險を豫防せざる可からざるなり

第三百六十九條 船荷證書、倉荷證書其他裏書ヲ以テ所載商品ノ處

分權ヲ移轉スルコトヲ得ル證券ノ裏書讓渡ハ物ノ占有ノ移轉ト同一

ナリトス

(解) 本條は証書裏書を以て占有の移轉を示したる規定あり占有の移轉とは自己に有する物主權を他人ニ讓與するを云ふ

問 船荷倉荷等は何故に証書裏書のみを以て處分權を移轉し得るや

答 船荷倉荷に限らず凡そ容積の大なるものにして彼是運搬するに困難あるものは本條規定の如く債務者より証書裏書を以て債權者に處分權を移轉し得るなり此場合に在りては謂ゆる物件を債務者に交付せずと雖債權者に於て其物件を占有すると同一の質權を有するものなり

第三百七十條 指圖證券カ質權設定ノ目的ナルキハ其證券ニ質入ノ

旨ヲ附記シテ債權者ニ裏書讓渡ス可シ

(解) 本條は指圖證券が質權の目的となるべきの規定なり指圖證券とは質物が物件よりあらざして証券類を云

問 指圖証券即ち債權證書に質入の旨を裏書するは何故あるや

答 第三百七十二條に記載せる如く指圖証券を質入したるときは債權者は法術の命令を待たずして賣却する權利を掌握するものなれば債務者は必之に質入の理由を附記して債務者に讓與すべきは當然の事なり然らざるときは債權者に於て自由に處分するの權なきのみならず第三百七十二條の規定も無効に屬す可し又質入の旨を附記するは債權者をして質權の外即ち他に向ふて處分せしめざる爲なり

第三百七十一條 債務者カ其債務ノ辨濟ヲ遅延シタルトキハ債權者

ハ債務者ニ對シ訴ヲ起スコト無クシテ質契約書ヲ差出シ裁判所ノ命令ヲ得タル後質物ノ賣却ニ着手スルコトヲ得

此命令ハ債權者ヨリ遅延ナク債務者ニ之ヲ通知ス可シ

(解) 本條は債務者の辨償を怠りたるべき時質物の賣却に係る規定なり

問 質物賣却は裁判所の命令を経る前に債務者へ通知するの要なきや又裁判所の命令を債務者に通知するは何故あるや

答 質物は債務者を擔保するものなれば債務者が契約したる時日に之れが辨償を遅延したるときは債務者は其質權を拋棄したるものと看做すを得べし故に債權者に於ては殊更に債務者に對して訴を起すの勞を要せずして質物及び契約書を裁判所に出して命令を受くるに止るのみ併し茲に二様の要件あり第一は強制執行なり凡そ單に契約時日を過したりとして未だ債權者の占得せざる財産の賣却は強制執行なるを以て裁判權を要するなり第二は商業は緩慢遅延を嫌ふものなれば其質權に對して民事の訴を起すが如き迂路に取るを要せず但し債務者も在ては商事煩繁より尙初の契約時日を忘却せんも保し難し又質物の賣却を忌み現金を以て債務を盡す場合もあしとせず故に此命令は速に債務者へ通知せざるべからず債務者も於て此通知を受けざるべきは債權者の處置も向ふて十分に故障を述ぶるを得べし

第三百七十二條 債務者カ契約書ヲ以テ賣却ノ承諾ヲ明示シタルトキ又ハ指圖証券ヲ質入シタルトキハ債權者ハ裁判所ノ命令ナクシテ賣却ヲ爲スユトヲ得

(解) 本條は質物を賣却するに裁判所の命を待たずして亦そのことを得る規定なり

問 前條又は裁判所の命令を得たる後にあらざれば賣却を許さず然るに本條には其反對を規定したる理由は如何

答 前條は質物を賣却するの明示を債權者になさざるを以て勢ひ賣却する場合にハ裁判所の命令を待たざる可からずと雖も本條は債務者に於ては其辨償を怠りたるときは質物賣却の契約書を出し既に其承諾を明示し又指圖証券を質入する場合には第三百七十條又規定したる如く裏書を以て讓渡したるものなれば既に債務者の有にあらざして裏書人の有たることを諷を俟たず以上の理由あるを以て別に裁判所の命令を得るの必用なし是其前條と反して裁判所の命令なくして賣却し得る所以なり

第三百七十三條 前二條ノ場合ニ於ケル賣却ハ仲立人又ハ競賣人カ競賣ヲ以テ之ヲ爲シ又取引所ニ於テ賣買スル商品ニ在テハ取引所ニ於テ公ノ呼上ヲ以テ之ヲ爲シ且賣却期日ノ少ナクモ八日前ニ其

爲サントスル賣却ヲ債務者ニ通知ス可シ

(解) 本條は質物を賣却する方法の規定なり

問 質物を賣却するに何故に本條の如き手續を要するや
答 凡そ質物を賣却するは極めて公平に極めて正路を旨となさざるべからず然らざれば債務者の利益を損じ又は質物の正品不正品の間ニ疑ひを生ぜしむる場合ありとせず且賣却期日に先立オクて少くも八日以前ニ債務者に通知し以て次條に掲ぐる如く債務者に満足を與ふるも亦債務者の權利を強制せざる方法なり

第三百七十四條 前條ニ掲ケタル期間ノ滿了スルマテハ債務者ハ債權者ニ辨濟ヲ爲シテ質物ノ還付ヲ求ムル權利アリ

(解) 本條は債務者の質物の還付に係る規定なり

問 債務者は前條に掲げたる期間中なれば何時までも質物の還付を求め得るや
答 前條又掲ぐる期間中は債權者ニ於て質物を公賣するの權利を有せざるを以て其期間債務者は其債務を辨濟し質物の返還を求むるの權利あり故に前言之如く此期間中債權者は如何なる事情あるも賣却すること能はざる也へ若し之を賣却したるときは債務者は損害賠償を債權者に請求することを得べし

第三百七十五條 債務額ニ利息及ヒ必要ノ費用竝ニ立替金ヲ加ヘタル額ヲ超ユル賣却代價ノ過剩ハ賣却ノ諸費用ヲ引去リタル後之ヲ債務者ニ還付ス可シ

(解) 本條は賣却したる質物の代價又過剩を生じたるときの規定なり、必要の費用とは質物の保存に係る費用等をいふ

問 質物賣却代金若し利息等の諸費用を引去り尙過剩あるときは其過金を債務者に返還するとは何故なるや

答 質物の生質は債務者返済せざるるとき債務額及び利息等の諸費用を辨済するときは引當かれば質物賣却の代價此等の諸費用の上に出れば其過剩を債務者に返還するは當然の事なり、債權者が之れが質物賣却高に過剩を生ずるを見て貪心を起し自用に供したる費用をも諸費用の部内より引入るるの弊なしとせず商事者たるもの宜しく注意し以て刑法の範圍内に濫入するの虞を豫防すべし

第三百七十六條 債務者ハ質權ノ設定ニ因リテ質物ヲ他ニ讓渡ス權利ヲ失フコト無シ然レトモ質債務ノ全額ニ滿ツルマテ其代價ヲ質債權者ニ支拂フ可シ之ニ違フトキハ二年以下ノ重禁錮ニ處ス

(解) 本條は債務者が質物に付ての權利及び違約に係るときの規定なり

問 本條前半面には質物を讓渡す權利を定め後半面には違背せんときとの制裁を規定せし理由如何

答 債務者は債務擔保の爲めに質物を債權者に付與したる迄にして其質物權は固より債務者の専有するものたることは論を俟す故に其専有權を他人に讓渡さざる限りは債務者に於て其處分權を失却する者にあらず殊に之を賣却する上に就て考ふるも債務者自分に之を必ずと債權者の意に任すと其損益に自ら區別を生ず可し何となれば債務者は幾分にては賣價の高からんと欲すれども債權者は速に債務を満足とるよ止りて債務者の利益を謀るの好意に乏しきものなればあり是前半面規定の理由なり既に言へる如く質物權は債務者の専有に屬すと雖一旦債務の擔保として債權者に差入れたるときは其債務辨済を了する迄は多少の處分權を失却したるものとせん然らば債務者が之を他に讓り渡し或は之を他人に質入する事は素より爲し得べき限みならず是後半面に示せる如く債務者は債務の全額を辨済する迄は其賣却代價を以て債權者に支拂はざるべからず故に之に違ふときは損害を其債權者に與ふるの罪輕からざるを以て二年以下の重禁錮に處せらるゝものとす

第三百七十七條 買主ニシテ其買入レタル物ニ付キ第三者ニ質權ノ存スルコトヲ知ル者ハ質債務ノ全額ニ滿ツルマテ其代價ヲ直接ニ質債權者ニ支拂フ可シ之ニ違フトキハ亦前條ノ刑ニ處ス

(解) 本條は質物の買主に係る規定なり

問 買主と質債権者は直接の關係を有せず然るを其代價を賣主に渡さずして直に質債権を支拂所以は如何

答 買主にして買入れたる物件に質權の存するを知らざるときは本條規定外の者と雖既に其質權の存することを知らず以上は法文の如く質債務の全額に滿つる迄其代價を質債権者に支拂ふは商業上一は債權者の權利を被保し一は債務者が債權者に尽すべき義務の荷免を防遏したる活法と謂ふべし然るを其買主にして質權の存することを知らずも拘はらず單に賣主に其代價を拂ふものとすれば其賣買間に他を毀損する爲に詐偽の手段をなすの危険なしとせず此其本條を規定したる所以なり

第三百七十八條 同一ノ物ニ付キ質權ヲ二人以上ニ設定シタルトキ

ハ其物ノ占有者カ賣却ノ優先權ヲ有ス但強暴若クハ隱密ニテ又ハ
隨時返還ノ條件ヲ以テ其占有ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は質權の二人以上と設定したるときの規定なり優先權とは他の質債権者に先んずるを云ふ隨時返還とは債權擔保の効用をなさず何時にても預主に返還し得るを云

問 質權の優先權は質物の占有者にありとの要領は如何

答 質物の價額をして各債務を辨濟して各債權者に損害を與へざる限りは幾數人に及ぶとも敢て法律の問ふ所にあらず何となれば質權は雙方の契約に出る者かればなり蓋し甲者に質入したることを隱蔽する等凡る詐偽の手段に出るものハ各其法律の定むる所に從ふて處刑を免るゝこと能はず又此質權は動産に限る者とす不動産質入の如きは登記の順序に依て其優先權を明らかにせしを以て更に商法に於て之れが先後を規定するの必用なかるべし要するに強暴若くは隱密又は隨時返還の條件を以て占有する如き不正の所爲ならずして正質占有者たる者は則ち其優先權を得るものなり

第三百七十九條 二人以上ノ質債權者中一人ハ現物ヲ占有シ他ノ者

ハ其物ニ付テノ處分證券ヲ占有スルトキハ孰レニテモ其占有ヲ先
キニ得タル者賣却ノ優先權ヲ有ス

(釋) 本條は現物と處分證券とを拘はらず其占有を先きに得たる者を以て優先權を有する規定なり

問 現物と處分證券の區別は如何

答 現物と證券とは素より其生質を異にせりと雖第三百六十九條に掲げある如く裏書をなして譲り渡したる處分證券は物の占有の移轉と同一なりとあれば法律上其區別なきものなり凡そ一個の

質物を二人以上は差入れんには勢ひ折半すること能はざる可し此の時に當ては一人は現物を有すれども一人は處分證券を有せざる可からず故に賣却の優先権は現品の占有と處分證券を有せざる可からず故に賣却の優先権は現品の占有と處分證券の占有とを問はず其二品の内先に占有したるものを以て優先権となす此場合に當り契約締結の前後に依りて其優先権を主張する者なきにあらざると雖も今茲に論ずる限にあらす

第三百八十條 動産ニ付テノ有効ナル質權ハ質債權者ノ善意ナルト

キニ限り所有者ニ於テ又ハ物ヲ處分スル爲メ所有者ヨリ委託セラ

レタル代人ニ於テ又ハ正當ナル取得ニ因リ物ノ占有ヲ得タル各人

ニ於テ之ヲ設定スルコトヲ得但無記名證券ヲ除ク外其物カ盜品又

ハ紛失品ナルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は有効なる質權は質債權者の善意ある場合にあることを示したる規定なり善意とは質物の盜品又は紛失物等にあらざる正常物と確認し又其所有權の他人にあらざる等凡そ懷疑せざるを云正當の取得とは賣買交換の如きを云

質債權者の善意なるときは限り有効なる質權となすや且法文全体の要領は如何

問 質權者にして若し其質物は盜品又は紛失品なることを知りて質權を設定したるものは質權者其

人は單に自己の利益を謀りて他人の損害を對岸視するもの外ならざるを以て此等の質權は到底有効なるものとなすべからず故に有効の質權は質債權者の善意なるときに限りたる所以なり今質權を設定せんよ左の要領を記憶すべし第一所有權第二所有者より委託せられたる代人所有者より制限を立てて委託せられたる物品は殊更に質權設定の囑托を受すと雖質入するの權は所有者と異なる所かし然れども其物品の賣却又は保管の制限を受けたるときは此の限にあらす第三正當なる道理に因り物の占有を得たる者賣買交換等の如き正當なる道理に因て占有したるものは之を質入するも又は他に之を賣買するも取得者の自由にして外に所有者其人ありと雖之れが權利を妨害故障すること能はず然れども入質の際質權者が善意ならざるか若しくは盜品又は紛失品なるときは正當に取得したるも之を設定するの効力を失却したるものなり

第三百八十一條 所有者ニ非サル者ノ質入シタル物ハ賣却執行ノ終

ニ至ルマテハ所有者ヨリ質債權者ニ十分ナル辨償ヲ爲シテ其取戻

ヲ求ムルコトヲ得

(解) 本條は所有者にあらざる者の質入物を取戻し得るの規定あり

問 所有者にあらざるもの、質入を眞の所有者より取戻すに辨償をさすべしとの理由は如何

答 正當の取得にもあらざる質權者の善意にもあらざるときは敢て辨償の責を盡すに及ばずして取戻

を爲し得るは當然の事なりと雖も苟も正當なる取得に因て占有したる物件を質入するは既に前條に規定したる如く彼是と同一視すべからず然れども之を眞の所有者より之を取戻すべき權理は毫も毀損したるものにわらず故に眞の所有者にして之を取戻さんに第三百七十五條に掲げたるが如き費用等十分なる辨償を爲さざるべからず然らざれば其物件の價如何に高貴あるも取戻すことを得ず

第三百八十二條 有効ニ質入シタル物ヲ賣却シ其代價ノ支拂アリタ

ルトキハ從來其物ニ付キ存セル所有權又ハ質權ハ總テ消滅ス

(解) 本條は質物賣却に由て質權は消滅することを示したる規定なり有効とは第三百八十條に掲げたる法文を參看すべし

問 質物の賣却及び代價を任拂ふたるときは何故に所有權又質權は消滅するや

答 質權は債務の任拂を鞏固にする爲めの擔保たるも過す故に之を賣却せば其所有權及び質權は自ら消滅し歸す可し又既に賣却するときは其所有權は自から購買者に移轉するを以て是れ亦消滅に歸するは當然のことなり然れども之を賣却するも猶未だ其債務を辨償せざるときは第三百七十六條第三百七十七條に規定したる如く二年以下の重禁錮に處せらるゝことを免れず

第三百八十三條 質權ハ第三者ニ於テモ債務者ノ爲メ之ヲ設定スル

コトヲ得

(解) 本條は第三者に於ても債務者の責任あることを示したる規定なり

問 質權をして第三者に及し得る理由は如何

答 前條に答へたる如く質權は債務の辨償を保するものあれば眞の債務者にわらずとも第三者則ち眞債務者に代り自己の物件を以て債權となすを得べし換言すれば第三者は則ち保證人なり故に第三者は自己の物件を以てなすと否にか、わらず眞の債務者が辨償をなさざるときは第三者も於て質權處分の責を負擔せざるべからざるなり

第三百八十四條 質權ハ將來ノ債權ノ爲メ豫メ之ヲ設定スルコトヲ得ス

(解) 本條は將來の債權の爲め質權に關する規定なり

問 何故に質權は將來の債權の爲めには設定し得ざるや

答 質權の設定は債權に附從したるものなれば未だ債權の成立せざるに先立て獨り質權の設定すること能はず凡る物に理由なくして豫定することは到底好結果を見ることを得ざるは古今の常數なり故に債權を組成せずして質權を設定せんとするは謂ゆる理由なくして設定するものなれば之れが法規を立て、其設定を得ざらしめたるものなり或人は根底當の如きも本條の規定内に念

蓄せるもの、如く思惟すれども根底當は質權と大に其生質を異にしたるを以て本條ニ牴觸するの限りおわらず

第三百八十五條 質物賣却ノ裁判上ノ停止ハ債權者ニ辨濟ヲ爲シタ

リトノ抗辯ヲ以テ之ヲ爲サシムルコトヲ得但其抗辯ヲ直チニ信認

セシメ得ルトキニ限ル

(解) 本條は質物賣却の停止を裁判所に請求し得る規定あり

問 質物賣却の停止は如何なる場合にちし得るや

答 質物は債權の擔保として債權者に差入れたるものあれば債權者が債務を辨濟せざるときは固より之れが賣却を拒拒すること能はざれども已に其債務を辨濟したるか又は辨濟すべき上に付て信據すべき十分の理由の存する場合に於ては裁判所は之れが抗辯を納れて停止の命令を下すものとす

第三百八十六條 指圖証券又ハ無記名証券ニ因リテ生シタル債權ヲ

質入スルニハ債務者ニ通知ヲ爲スコトヲ要セス

質債權者ハ質ニ取りタル債權ヲ賣却ニ代ヘテ直接ニ取立ツルコトヲ

得又金錢ニ係ル債權ニ非サルキハ目的物ヲ質物トシテ取扱フコトヲ得

(解) 本條は指圖証券又は無記名証券を質入し及び之れが處分方を示したる規定なり取扱ひとは前數條の規定ニ従ふて取扱ふことを云

問 指圖証券及び無記名証券に因りて生したる債權を質入するには何故に債權者に通知を要せざるや

答 此等の債權は他の質物と異にして其證券所有者に於ても辨濟せざるべからざるものにして一々債權者に通知するの勞を取るに及ばざるなり若しも之を毎事通知するものとせば頻繁なる商事上實に困難なる場合を生ずればなり

第二項 債權者に債務者が債務を辨濟せざるときは其質物を賣却するの手續に代へて其證券所有者より直接に取立つることを得べきものとす然れども其債權金錢ニ係るにあらざして他の物件あるときは前條の規定に照準して賣却することを得るあり

第十章 留置權

(解) 留置權とは債權者が債務を確かむる爲めに債務者の物件を留置して妄り又債務者に返還せざる權利を云表面上論するときは質權と異ならざるが如しと雖裏面より考ふるときは相似

て非なるを悟る可し何とされば留置権は債権者一己の意思を以て左右し得れども質権は双方の合意契約によらざれば成立すること能はざればなり

第三百八十七條 商取引ニ因リテ他人ノ物ヲ占有シ其物ニ付キ勞力

費用、前貸金、立替金、手数料又ハ利息ニ關シテ滿期ト爲リタル

債權ヲ有スル者ハ其債權ノ完全ナル辨濟又ハ擔保ヲ得ルマテハ其

物又ハ其賣得金ヲ留置スル權利アリ

(解) 本條は商取引に因りて占有したる物件を留置する特別權利に係る規定なり

問 本條の大意は如何

答 特別留置權に對して以下に述べる所の要件を記憶せざるべからず若此要件其一を缺ときは留置權も亦從ふて消滅すべきものとす第一債權者が他人の物を占有せんには商取引に因りて取得したると此取引や必ずしも債務者との直接の關係に拘はらず留置するを得第二占有したる物件に付勞力費用、前貸金、立替金、手数料、利足等の債務の爲なると第三滿期辨濟期日に至らざる中は債權者は其物件を留置するの權利なきものなれば之を留置せんことは其滿期以後たるべし以上の三要件を具へたるときは債權者より完全なる辨濟又は擔保を得る迄其物件を留置し又は其賣却金を留置するの權利あるものあり但し債權者に於て辨濟期日を延したる等の場合は此限りより

らす

第三百八十八條 交互計算ヨリ生スル差引殘額ニ付テノ債權ノ爲メ

又ハ債務者支拂ヲ停止シタルキハ未タ滿期ト爲ラサルモ商取引ニ

リ生スル總テノ債權ノ爲メ債權者ハ正當ニ占有ヲ得タル債務者ノ

總テノ物ニ對シテ留置權ヲ行フヲ得

(解) 本條は普通の留置權を示したる規定なり

問 本條の留置權に何種の要あるや

答 第一差引殘額に付ての債權

第二債務者支拂を停止したるとき

以上の二要点ある場合に於ては未だ辨濟滿期に至らざるも商取引より生ずる債權なれば債權者は竊盜詐偽等凡そ不正品にあらずして正當に占有し得たる債務者の總ての物件に對して留置することを得るなり然れども債權者は債務者の貧乏及び或は他の舉動を見て強迫等の術策を行ひ其債權に満足を與へんと欲して得たる物は素より本條を適用して留置するの權を主張すること能はざるなり

第三百八十九條 留置權ハ占有ノ喪失ニ因リテ消滅ス但權利者カ自

己ノ利益ノ爲メ其物ヲ處分シタルモ其留置權アルコトヲ新所持人ニ告知セシトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は留置物の喪失に因りて留置物の消滅に係る規定なり

問 何故に留置權は占有の喪失に因りて消滅するや

答 留置權は物件を實際に占有するより生ずるものなれば既に其物件を喪失する以上は自から留置權の消滅に歸するは見易き道理なり故に債權者にして己ノ物を其他に移轉するときは均しく其權利を拋棄したるものなるべし然れども其物件占有者が自己の利益の爲め其物件を他人に託し其留置權あることを新所持人に告知するは其權利の消滅に歸せざることを證明するものなれば實際に其物件は留置しあらざるも留置權に消滅の虞なきものなり

第三百九十條 留置權ハ債權カ時効其他ノ事由ニ因リテ消滅シタルカ爲メニ消滅スト雖モ物ノ所有權カ債務者ノ意ヲ以テ又ハ意ナクシテ他人ニ移リタルカ爲メニハ消滅セス

(解) 本條も亦留置權の消滅に就て示したる規定なり時効とは債務を辨濟したるを云ふ

問 本條留置權の消滅する理由は如何

答 留置物も亦債務者が債權を辨濟するの擔保として債權の從たるものなれば時効其他の理由に

因て債權を辨濟し消滅したるときは留置權も亦從ふて消滅するとは當然なり然れども債務者が自己の意を以て之を他人に賣渡し又は自己よ於て賣却するの意を有せしと雖留置權を有せざる他の債權の爲に正常の公賣に附せらるゝも既に其物を留置したる債權者の留置權は消滅するものならず是れ則ち留置權は彼の質權と同じく債權の擔保たるにあればなり但し優先權は此留置權にはあらざるなり

第三百九十一條 留置權ハ債權者ヨリ之ヲ他人ニ移スコトヲ得ス

(解) 本條は留置權の他人に移すことを得ざるの規定なり

問 留置權は何故に他人に移すことを得ざるや
答 留置權は債權者が其債權を確實鞏固になすために物件を留置するものにして彼の債權に附隨したる質物權の如きものと性質を異にしたるものなれば債權を他人に移轉することを得るも留置權は依然として移動することなきなり蓋し其債權果して他人に移轉せば債權者は留置權を主張するの必用なきを以て其權利は自から消滅したるものと謂はざるを得ず

第三百九十二條 留置權ノ行使ヲ債務者ニ通知シタルモ仍ホ相當ノ期間ニ辨濟又ハ擔保ヲ得サル者ハ留置シタル物ヲ第三百七十一條及ヒ第三百七十三條ノ規定ニ從ヒテ賣却シ其賣得金ヲ以テ辨濟ニ

充ツルコトヲ得

問 (解) 本條は留置權物件を賣却するには辨濟又は擔保を得ざるべきに係る規定なり
留置物件は如何なる場合に賣却し得るや

答 債權者は債務者より其債務の辨償をなす又は完全なる擔保を得ざるに於ては其債權を辨償せんが爲めに其留置物件を賣却せざるを得ず然れども此場合に在ては債務者をして現金を以て辨償するか若しくは其賣却を拒するに足るべき擔保を提供せしむるか何れもしては債權者は満足を與ふるの好意をかるべからず然るを債權者は是れをも顧みず放任するときは債權者は止むことを得ず其留置物件を賣却して以て其辨濟に充てざるを得ず但し此場合に於ては第三百七十一條及び第三百七十三條の規定に従ひて賣却するものなり

第三百九十三條 双務ノ契約ニ依リテ其履行ヲ求ムルコトヲ得ル者
ハ他ノ一方カ履行ヲ爲スマテハ自己ノ義務ノ目的物ヲ留置スルコトヲ得ル但反對ノ契約又ハ商慣習アルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は雙務契約に依りて目的物を留置することを得る規定なり

問 本條の大意は如何
答 商事上双務の契約は依りて賣買したる物件に對しては其物件を受授せざるべからずと雖も未だ

其代價の仕拂を爲さざる以上は賣買の契約は成立あるも其物件を相手方即ち買主に引渡さずして留置するの權を有するものなり然れども反對の契約即ち代價を仕拂はざるも其物件を引渡さざるべき約束あるか又は商業慣習として現に仕拂を要せざるも引渡さざるを得ざるときは之を留置することを得ざるなり

第十一節 指圖證券及ヒ無記名證券

(解) 指圖證券及び無記名證券の二種は他の債券の如く一方に限られたるものにあらずして自由轉讓與し得るものなれば金額商品の融通を容易ならしむるものなり故に商事上は於ては頗る簡便なるものたるは殆んど通貨と同一の看を呈すべし又此證券たるや轉讓與する場合に於ても一々債務者よ報告するの煩勞を要せざるを以て商取引上をして緩慢遲疑の不自由を感せしめざるなり指圖證券は裏書を以て行使し無記名證券は第四百四條に規定したる如く交付のみを以て他人に轉付することを得るものなり

第三百九十四條 或ル金額又ハ商品ノ引渡ニ係ル書面契約ヨリ生スル債權ハ契約書カ其明文又ハ商慣習ニ從ヒテ指圖式ナル片ハ裏書ヲ以テ之ヲ第三者ニ讓渡スコトヲ得

(解) 本條は指圖證券に關したる規定なり指圖式とは相手方の指圖に従つて書面に金何圓又は

何々商品若くは數量性質等を詳かに記載したる一種の証券あり

問 本條に係る指圖證券の性質は如何

答 指圖証券は對して左の三個の要件を示さん第一指圖証券は目的とする金額又は物件を詳細に記載する事第二指圖証券は必ず債務者の發行するものにあらざれば決して其効用を奏せず第三指圖証券には發行者に於て明らか指圖人に支拂ふべきことを記せざるべからざる要件を具備する証券ふして始めて本條法文に示されたる如く裏書を以て之を第三者に讓渡するを得べき効力を有し且此指圖証券には十分なる債權を具有せるを以て金額又は商品の引渡しに對して現金を以てすると同一の効力を有せり然れども指圖証券なるものは何人と雖も之を自由に發行し能わす何となれば此証券は單に信用上に活用をなすものなれば苟も發行者に於て信用なきときは之を發行するに由きければなり

第三百九十五條 指圖證券ノ發行人又ハ裏書讓渡人ハ其證券ニ指圖

式ニ非サル旨ヲ明記シテ裏書讓渡スヲ得サルモノト爲スヲ得

(解) 本條は指圖証券の移轉は債務者の自由に係るとの旨を規定せり

問 本條の要領は如何

答 指圖証券を發行するとせざるは債務者の意思如何に存するものにして他人の干渉すべきものにあらず故に之を發行するに當り其証券は指圖式にあらざる旨を明記するときは裏書讓渡しを禁し得るものあり

第三百九十六條 指圖證券及ヒ其裏書ニハ年月日ヲ記シ發行人又ハ

裏書讓渡人之ニ署名捺印ス可シ

(解) 本條は指圖証券及び裏書に記載すべき要件を示したるものなり

問 指圖証券及び裏書に各事項を記載するは何故なるや

答 年月日を記するは債權の成立せし時期を明らかにし又は時効の期間を知了するに最も必要あり而して署名捺印を要するは義務者の何人たるを確實文明ならしむるが爲めなり然らざる時は總て要求上に不分明の嫌ひを生じ全く其証券發行の効力を失ふに至る可し殊に其証券には仕拂期日を記する事を忘却せば發行後直に仕拂の要求に應せざる可からざるものと看做すなり

第三百九十七條 發行又ハ裏書讓渡ノ緣由タル契約ノ合法ノ原因ハ

之ヲ證券ニ掲クルヲ要セス但第三百七十條ノ規定ヲ妨ケス

(解) 本條は合法原因の記載に係る規定なり

問 合法の原因は之を証券に掲ぐることを要せずとは如何なる理由あるか

答 指圖証券は既に第十一節に解釋したる如く自由に轉讓讓與し得るものにして實に商取引上に於

ては簡便なるものあり然るを殊に其發行又は裏書の緣由たる契約合法の原因を記するものとせば彼是相衝突して遂に指圖証券の發行上に運轉の自由を妨碍せらるゝとあるべし此其本條を規定し以て其指圖証券の簡便なる事を庇保したるものなり然れども契約は合法の原因にあらざれば成立するものにあらざるを以て強ち之を証券に記載するの必要なしと雖も必ずしも全法の原因あかるべからざるなり但第三百七十條の規定に依り其証券を質物とあす時は其緣由を記載すべきあり

第三百九十八條 指圖証券ノ裏書讓渡ハ白地ニテモ之ヲ爲スコトヲ

得

(解) 本條を指圖証券の裏書又氏名を記せずして讓與することを得る規定なり

指圖証券の裏書讓渡しは何故白地となすを得るや

白地にて讓渡す所以讓受人に於て何時にても自己の姓名を記して發行人に向ひて証券面の支拂を求むることを得るあり蓋し此等の規定は實に商事上に取ては一大便利の者と謂ふを得べし

第三百九十九條 指圖証券ノ發行人ハ受取証ヲ記シタル指圖証券ノ

呈示及ヒ交付ヲ受ケタルトキハ豫メ引受ヲ爲サスト雖モ其證券ニ

記載シタル金額又ハ商品ヲ裏書讓受人ニ引渡ス義務アリ但第三百

八十七條ニ依リテ留置權ノ原因タル反對債權ヲ有スル場合ニ於テ

ハ其辨濟ヲ受ケタルトキニ限ル

(解) 本條は指圖証券の發行人が於て券面の金額商品を裏書讓受人に引渡すべき義務を規定したるものなり

問 本條證券發行人の義務に就ての要領は如何

答 指圖証券を發行したる時は最初發行したる債主に限らず其証券を譲り受けたる者に對して其券面の金額又は商品を仕拂はざるべからざるの義務あり是れ其証券の自由に運轉し以て商事上の便利をなすの一端なり然れども法文に記せる如く受取証を記したる指圖証券の呈示及び交付を受けざる場合も於ては其義務を盡すに及ばざるものあり

問 本條但書の理由は如何

答 第三百八十七條に依りて留置權の原因たる反對債權を有する場合即ち勞力費用立替金等の辨濟を受けたる時は其債權に附着したる物件を留置して裏書讓受人に交付するに及ばざるなり又其讓受人と雖も此等を辨濟せざる以上は自己の勝手を唱へて其券面の金額及び物件讓渡の請求を發行人になすを得ざるものなり

第四百條 指圖証券ノ發行人ハ呈示人ノ眞偽ヲ調査スル權利アルモ

其義務ナシ然レトモ惡意又ハ甚シキ怠慢ニ付テハ此カ爲メ損害ヲ受ケタル者ニ對シテ其責ヲ負フ

(解) 指圖證券の發行人は呈示人の眞偽を調査するに係る規定なり

問 證券發行人にして眞偽を調査するの權利ありて義務なしとは如何

答 證券發行人は呈示人の眞偽を調査する權利ありとすれば呈示人が呈示したる券面の金額又は商品を受渡するに其眞偽を調査せざるも敢て發行人に於て過失の責を負はざるものなり故に已に履行したる後に其呈示人は受取るべき權利なきことを發見するも其之を當然受取るべき權利を有するもの其發行者に對して當時調査せざるの過失を責めて更に其辨濟を要求すること能はず發行人に於ても一旦履行したる義務を再びするの理由なきものなり然れども證券所有人より紛失盜難等に罹るとの報知を得たることありしが署名捺印の偽造あること分明なるか凡る惡意又は甚しき怠慢に依て損害を正當の所有人に及したるときは前に述べたる如く云々の口實を措へ其責を免れんと欲するも之を承認するの限りにあらず故に此場合には發行人に於て損害を受けたるものに對して其責を負ふものとす

第四百一條 指圖證券ノ發行人ハ前二條ノ旨趣ニ從ヒ自己ニ屬スル抗辯又ハ証券面ヨリ生スル抗辯ニ依ルニ非サレハ義務ノ履行ヲ拒

ムコトヲ得ス

(解) 本條は證券發行人が義務の履行を拒むことを得るの規定あり自己に屬する抗辯とは前二條に記したる受取證の呈示又は交付又は其辨濟を受けざるが爲め留置權を有したるとき又呈示人の眞正ならざる場合を云ふ証券面より生ずる抗辯とは履行すべき期日を記載しあるにも拘はらず其期限内に證券所有人の請求する場合を云ふ

問 本條義務の履行を拒むの理由は如何

答 利益を企望し損害を避るは當然の事あれば苟も自己に對して不利益を感ぜる時は道理のある限りは履行するも又は否拒するも自由なるべし即ち本條の如き義に發行したる證券に對しては其義務を履行すべき責任あるも辨濟を了せざる留置權を拋棄し受取證の呈示其他呈示人の正當ならざる場合等は自己に對して不利益を來すものなれば之れが履行の義務を拒むは十分ある道理を占むるものなり故に此等の理由あらざる限りは到底之を拒むこと能はざるあり

第四百二條 裏書讓受人カ裏書讓渡ニ因リテ受取リタル物ニ付キ如何ナル權利ヲ有スルカハ裏書讓受人ト裏書讓渡人トノ間ニ取結ビタル契約ノ旨趣ニ依リテ之ヲ定ム

(解) 本條は裏書讓受人が有する權利を示したる規定なり

問 裏書譲受人は如何なる権利を有するや

答 譲受人は券面の金額及び物件は發行人に對して請求する權ある事は素より言を俟すと雖も讓渡に因りて受取りたるるときは付ての權利は讓受人と讓渡人との間に取結びたる契約の旨趣に依て之を定むるものとす故に讓受くる際に代理の爲めならざるときは發行者より受取りたる物件は自己の所有に歸する權あれども若しも代理の位置にあるときは受取たる物件は讓渡人に交付せざるべからず以上の理由なるを以て豫め讓受人の權利を判定すること能はざるべし

第四百三條 盜取セラレ又ハ紛失シ若クハ滅失シタル指圖証券ハ裏

書讓渡アリタルト否トナ問ハス民事訴訟法ニ從ヒテ權利者之ヲ無

効トスル手續ヲ爲スコトヲ得

(解) 本條は指圖証券の盜取又は紛失に依て無効に屬する規定なり

問 指圖証券の盜難紛失に依て無効に屬する理由は如何

答 發行人の指圖証券に於けるハ單に其証券に對しての其義務責任を負ふものなれば假令ハ盜取紛失又は滅失したる旨を以て所有者より更に指圖証券の發行の請求を受け或は其証券面ハ記載せる金額又は商品の辨濟を其發行人に對して請求するも發行人は未だ其証券に對して義務の負擔を免がれざるを以て新に指圖証券を其請求者に交付することを拒むべし是を以て其所有者は民事訴訟法ニ從ひて其証券を無効とするの手續をなすことを得るなり若し之を爲さざる時は權利者は損害を招き發行人は義務を履行せざる僥倖の門を開くべければなり民事訴訟法第七百七十七條以下參看すべし

第四百四條 切手、切符其他ノ無記名証券ハ交付ノミヲ以テ之ヲ他

人ニ轉付スルゴトヲ得此等ノ証券ニ因リ所持人カ發行人ニ對シテ

有スル權利ハ其証券ニ記載シタル旨趣又ハ法律、命令若クハ慣習

ニ依リテ之ヲ定ム

(解) 本條は無記名証券に關する規定なり

問 無記名証券の所持人が權利は何に由りて之を定むべきや

答 鐵道切手又は乗船切符其他觀劇遊覽等の無記名証券は交付即ち引渡しのみを以て足れりとする故に指圖証券に比すれば裏書するの勞亦頗る受授の間に於て簡易なりとす然れども盜難又は紛失等の際しては無記名あるが故指圖証券の記名ある利益及ばざるを以て是等の証券に因り所持人が發行人に對して有する權利は第一其証券に記載したる旨趣第二法律又は命令を以て定むることあり(公益上の事業に關するるとき)第三商業上の慣習に由りて定むることありとす

第八章 代辨人、仲立人、仲買人、運送取扱人及ヒ運送人

(解) 本章は商業上の迅速を謀り物品の轉換をして安全ならしめんとするに必要ある代辨人仲立人等の五種に關する權利義務の關係を規定するものにして代辨人とは需用者と供給者との間に立て各本人の代理を表し以て商業上の取引を助成するものなり仲立人とは普通の仲立人と取引所仲立人との二種あり此種の營業は何れも官の認許を受け又は或種の仲立人に限りては相當の保證金を納めて其營業を爲すものなり取引所仲立人は株式取引所又は米商會所の仲買人の如く相當の保證金を以て營業を爲すもの而して此二種の仲立人は何れも自己の名義と自己の計算とを以て賣買取引を爲すものなり仲買人とは甲地の産出品を以て乙地の商人に賣却するものなり運送取扱人とは漁船會社馬車會社又は鐵道會社の如き貨物の運送又は旅客の運送若くは二種を兼業するもの、類にして各所有主の代理となり商家父の注意を以て物品を保管するの責を負ふものなり運送人とは各所有主と運送取扱人との間を於て運送を媒介し又は自己の躬づから運送することもあり例之は其漁船會社荷物取扱次所杯と云へる類の如きなり

第一節 總則

(解) 本則は五種の代理人を通じて適用すべき規定を示したるものなり

第四百五條 代辨人、仲立人、仲買人及ヒ運送取扱人の權利義務ハ

第七章第六節ニ掲ケタル原則ニ從ヒテ之ヲ定ム但下ノ數條ニ別段ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス

(解) 本條は第二節以下全部に適用すべき規定を示したるものなり

問 本條の大意は如何

答 代辨人、仲立人、仲買人及び運送取扱人の四種の均しく代理者たるの性質を有するものなれば

一般代理の原則即ち代理契約の法條を適用し權利義務の關係は第七章第六節に掲げたる規定に從ふべしと雖も右四種の商人は其勞力と資本とを委任者の爲めに使用し他人の委任に依りて業務に従事するものなれば一己獨立の者にして彼の商業使用人の如く營業主人の命令の下に在て全く一身の働さを供するものとは其趣きを異にするところあり故に特有の性質と關係とを生じ特別の規定を要する場合は以下數條の規定に從ふべきなり

問 本條中何故に運送人を包含せざりしや

答 運送人は全く他人の囑托に因り純然たる勞役を以て其物件を運搬するの義務を有するのみなれば決して代理の性質を包含するものゝあらず故に第七節の規定をのみ適用すべきものとす

第二節 代辨人

(解) 本節は代辨人權利義務にのみ關する事柄に適用する規定を掲げたるものなり

第四百六條 代辦人ハ商事ニ於テ他人ノ代理ヲ爲スヲ營業トスル商人タリ代辦人ハ或ル營業者ノ代辦店ノ業務ヲ取扱フ爲メニモ之ヲ置クコトヲ得

(解) 本條は代辦人の性質を規定したるものなり

問 代辦人とは如何なる性質を有するものなるや

答 代辦人とは他人の囑托に由り代理の性質を帯びて商業上の取引を代辦し以て自己の營業となす商人を云ふ故に兼業專業を問はず一般商人の遵守すべき身分に關する規則を適用し又商業帳簿を備ふるの義務あるものと而して又代辦人は或る營業者の代辦店の業務を取扱ふ爲めにも之を置くことを得然れども決して代務人と同一視對することあるれ

第四百七條 代辦人ハ自己ノ計算ヲ以テ商業其他ノ職業ヲ行ヒ又數人ノ代理ヲ引受クルコトヲ得然レトモ一箇ノ取引ニ付キ同時ニ雙方ヲ代理スルコトヲ得サルヲ通例トス

(解) 本條は代辦人が業務に係る區域を示したるものなり

問 代辦人は如何なる權限を有するや

答 代辦人は一己獨立の營業にして自己の欲する所に從ひ自由に業務に従事すべきものなるを以て

自己の利益の爲めに商業又は其他の職業を行ひ又一時に數人の代理を引受くることを得然れども茲に一の制限ありて一箇の取引に付き同時に双方の代理を爲し得ざるごと何とあれば一方の利益を計るときは一方は不利益とあるを以て到底當双方間の嫌疑を免がれざるべし然れども特定の物件を授受するが如き双方の承諾を得て双方の利益を謀る場合に於ては之を爲すも妨げなきものとす

第四百八條 代辦ノ契約ハ一箇ノ取引ノ爲メ又ハ一種類若クハ數種類ノ取引ノ爲メ有期ト無期ト又明示ト默示トヲ問ハス之ヲ取結フコトヲ得又其契約ハ何時ニテモ一方ヨリ之ヲ解クコトヲ得然レトモ其契約ヨリ生シタル權利及ヒ過失ニ出ツル解除ニ因リテ被ムラシメタル損害ヲ賠償スル義務ハ契約ヲ解キタルカ爲メニ妨ケラルルコト無シ

(解) 本條は代辦契約の取結び又は解除に關する規定あり

問 代辦人の契約又は解除は如何に自由あるを得べきや

答 代辦の契約は一箇又は一種類若くは數種類の取引の爲め一定の期限を定むると又は一定の期限を定めざる又は明示にて委任すると默示にて委任するを問はず自由に契約を取結ぶことを

得べし而多て同一の代辦人を以て常時に代辦せしむると又は一時の商事を代辦せしむると又は有期若くは無期なる時は自から多少の差違あるべしと雖も其契約は何時にても一方より之を解除することを得べし然れども爲めに損害を與ふることなき様注意せざるべからず何とあれば其契約なり生じたる權利例之は報酬其他賃金を受くるの類及び過誤失錯の爲め契約を解除せられたる場合に於て損害を生じたるときは之を賠償するの義務あるものにして決して契約を解さざるが爲め其義務の消滅するものにわらざるなり何とあれば是一般代理契約の性質を有するものあればなり

第四百九條 代辦人ハ特ニ委任者ノ求ナキモ其委任セラレタル取引

ノ範圍内ニ於テ委任者ノ利益ヲ謀ル義務アリ然レトモ滿期ト爲リタル自己ノ債權ノ辨濟ヲ受ケサル間ハ其任務ヲ續行スルコトヲ要セズ

(解) 本條は代理の性質上より生ずる代辦人の義務を規定したるものなり

問 代辦人は委任者に対して如何なる義務と權利を有するや

答 代辦人は特ニ委任者の求めなきも其委任せられたる取引の範圍内即ち其制限内に於ては委任者の利益を謀る義務ありとす故に自己の商事を取扱ふが如く勉勵と注意を以てせず惡意若くは怠

慢等より委任者に盡すべき義務を欠きたるときは自己の財産を以て其責任を負はざるべからず然れども其賃金又は立替金を受取るべき期限に至り尙委任者より其債權の辨濟を受取らざるときは其委任せられたる業務を繼續して行ふの義務なく却て其物件を留置するの權利を有するものとす

第四百十條 委任者ニ對スル代辦人ノ代理權ノ範圍ハ委任者ヨリ與

ヘタル委任又ハ事後ノ承諾ニ依リテ之ヲ定ム常囑ノ代辦人ニ在テハ其事後ノ承諾ヲ以テ引續ノ委任ト看做ス但反對ノ情況又ハ明示アルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は代辦人が代理權の範圍を規定したるものなり

問 委任事項の範圍即ち代理權は如何にして之を定むべきや

答 代辦人は其委任事項外に涉るときは之を代辦し得ざるを明白あり而して代理權の範圍即ち委任事項の制限は如何なる方法に依りて之を定むるかと云に第一委任者より與へたる委任第二事後の承諾即ち或事を結了したる後に在て其取扱を承諾するもの是かり但し常時に囑托する代辦人に在ては其事後の承諾を以て向來引續きて其事務を委任したるものと看做すべし故に其事項に對して勉勵と注意を以て爲したる上は後日故障を申立つることを得ず但し反對の情況又は明

示あるときは此限にあらざるなり

第四百十一條 代辦人ハ明示ノ委任ヲ受クルニ非サレハ契約ノ取結

ヲ爲スユトヲ得サルヲ通例トス

(解) 本條は代辦人が契約の取結に關する事柄を規定せしものなり

問 代辦人は必らず明示の委任を要するや

答 代辦の契約を取結ぶには明示又は默示(第四百八條參看)を以てすべしと雖も代辦人が自己の推測を以て委任者の目的を確知すること能はざるを以て通例は明示即ち口頭又は書面を以て委任事項の囑托を受くるふらざれば契約を取結ぶことを得ずとす何となれば商品の買入又は賣却等委任者の利害に關し尤も重要な關係を有するものなればあり若し本條の規定を犯し委任者又は第三者に對して損害を加へたるときは其責任を負はざるを得ざるなり

問 默示の代辦とは如何なる場合を云ふや

答 例之は某商人より或事を某代辦人に委任せし場合に於て代辦人は之を承諾するか將た之を拒絕するの旨を委任者に通知せざるを得ず然るに之を通知せずして其事項を取扱ひたるが如きハ所謂默示の承諾ありたるものと云ふべきなり

第四百十二條 取引ノ取結ヲ爲スノミノ委任ヲ受ケタル代辦人ハ支

拂ノ金錢若クハ差戻ノ商品ヲ受取り又ハ異議ヲ承諾スル權利ナシ

(解) 本條は代辦人の權限に關する規定を掲げたるものなり

問 本條は如何に代辦人の權利を制限せしや

答 代辦人が商業上取引の取結のみの委任を受けたるときは其取結以外の事項は總て委任の範圍外あるを以て其取引を實行し又は是より生ずる權利義務の關係は權限外の事項なるが故代辦人は代價の支拂金又は其引渡したる物件の見本と相違するを以て一方の意思に適せざるとかにて差戻されたる商品を受取り又は委任者若しくは第三者に於て如何なる異議を申立つるも他の一方に對して之を有効に承諾するの權利なきものとす

第四百十三條 代辦人ハ別段ノ委任ヲ受クルニ非サレハ和解契約ヲ

取結ヒ又ハ訴訟ヲ爲ス權利ナシ

(解) 本條も代辦人の權限に關する規定を掲げたるものなり

問 何故に和解契約又は訴訟は特別の委任を要すべきや

答 代辦人が委任せられたる取引に關して種々の紛争を生じ爲めに和解し又は起訴せんとする場合に於ては假令委任事項に關係せしと雖も是等は事の重大に涉り權利義務の消長に關するを以て別段の委任を受くるに非ざれば之を爲すの權利なきものとす

問 和解契約とは如何なる事柄なるや

答 和解とは俗に云ふ示談の事として或る紛議の双方間に生じたるか又は將に生せんとする場合に於て相互に権利の歩を譲り合ひ又は出捐して落着せしむるを云ふ其詳らかなること民法附産取得編第五章に規定せり

第四百十四條 商品ノ引渡其他契約履行ノ爲メ委任ヲ受タル代辦人

ハ其代價ノ支拂ヲ受クル權利アリト看做ス但委任者其反對ヲ明示シタルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は商品引渡を委任せられたるときは代價の支拂を受くる權利ありと看做すべきことを規定せしなり

問 商品引渡の委任を受けたる代辦人は如何なる權利を有するや

答 商品賣却の際商品の引渡其他權利義務の實行の爲め委任せられたる代辦人は其物品代價の支拂を受くることを併せて委任せられたるものと看做すべし故に商品買入の際金銭支拂の委任を受けたる代辦人は其物品を受取るべきの權利を有するものと看做すべし但し委任者より商品の引渡のみ又は代價の支拂のみを明示したるときは此限にわらざるべきなり

第四百十五條 代辦人ハ其取扱ヒ又ハ取結ヒタル取引ニ關シテハ過

失アルトキ又ハ別段ニ義務ヲ負擔シタルトキニ限り第三者ノ支拂
資力ニ付キ委任者ニ對シテ責任ヲ負フ其別段ニ義務ヲ負擔シタル
場合ニ於テハ第二百八十八條ノ規定ヲ適用ス

(解) 本條は代辦人が負担すべき責任を規定したるものなり

問 代辦人は如何なる場合に於て委任者に對して責任を負ふべきや

答 代辦人は委任者の計算の爲め委任事項を負擔實行するものあれば其委任事項より生ずる利益と損失は固より委任者本人に於て負擔すべきものにして代辦人に對て關係なきものとす然れども是れ普通の場合にして其取扱ひ又は取結びたる取引に關して過失あるとき例之は第三者の其物件に對し支拂を爲し能はざることを知り又は容易に知り得べき場合に在て賣却したるときは第三者の支拂資力に付き支拂を爲し能はざる高を自己の財産を以て委任者に支拂ふべき責任を負ふべきものとす故に意外の事變に依り第三者の支拂を爲し能はざるに至りたるときは此限にわらず何とあれば自己が過失に出でたるにあらざればなり又は別段ニ義務を負担したるときは場合に於ては代辦人は保證人の責任を有するを以て第二百八十八條に規定せる保證人の規則を適用すべきなり

第四百十六條 常囑ノ代辦人其行爲ニ付キ第三者ノ間ニ對シテ已レ

商法 第一編 商ノ通則 第八章 代辦人仲立人仲買人運送取扱人及ヒ運送人 三百六十三

ニ其權アリト明言シタルトキ又ハ其行爲カ慣習上委任ノ範圍内ニ在ルトキハ委任者ハ善意ナル第三者ニ對シテ責任ヲ負フ

(解) 本條は代辦人が第三者に對する權利義務の關係を規定せるものなり

問 代辦人が如何なる行爲のありたる場合に於て委任者は善意ある第三者に對して責任を負ふべきや

答 常囑の代辦人其取引此行爲付第三者の間に對して己れに其權利ありと明言したるときは第三者に於て果して其言の真正なるや否を糾すの義務なければ權利ありと明言したるのみにて第三者は之を信じて取引を爲すか又は其行爲が商慣習上委任の範圍内に在るときは第三者に於て毫も惡意なきを以て委任者は斯る善意なる第三者に對しては責任を負はざるを得ざるなり何となれば凡そ商事上一般代理の原則として代理權の範圍内に於て爲したる場合は委任者其責に任ずべきものとす然れども常囑の代辦人は一事件限の代辦人よりは一層範圍の廣大なるものにして第三者をして容易に其權限内なることを信せしむればなり

問 委任者が第三者に對して責任を負ひたる場合に於て代辦人に對する權利如何

答 第三者に於ては毫も惡意なければ委任者をして其責任を負はしむること當然なり去れど委任者も代辦人の行爲に對して己れ黙止すべきにあらざれば代辦人に對して損害を賠償せしむること辯を遂たざるなり

第四百十七條 代辦人其行爲ニ付キ第三者ヨリ口錢、報酬又ハ償金ヲ受クルトキハ之ヲ委任者ノ計算ニ歸ス可シ然ラサルトキハ委任者其行爲ニ付キ責任ナシト述フルコトヲ得

(解) 本條は委任者の權利を保護するに必要なる規定あり

問 代辦人が第三者より口錢報酬又は賠償金を受けたるときは委任者に於ける處置の方法如何
答 代辦人の委任者より相當の賃金又ハ其報酬を得て委任者の計算の爲め其委任事項を取扱ふものあれば第三者より口錢報酬又は償金を受くるの理なく倘し之を受けたるときは委任者の利得又歸すべし決して自己が收得と爲すを得ざるものとす然るに之を受けたりとせんか委任者に對して不信用に且不利益を謀るものとの嫌疑を免かれず故に斯る不徳義の場合に在ては其行爲に就き委任者は其責任なしと陳述することを得べし是れ代辦人をして賄賂を貪り本人を欺くが如き弊害を防遏せんが爲め規定したるものなりとす

第四百十八條 代辦人ハ自己ノ受取ル可キ手数料、前貸金、立替金、費用及ヒ利息ノ爲メ第三百八十七條及ヒ第三百八十八條規定ニ從ヒ委任者ニ對シテ留置權ヲ有ス又其現ニ支拂ヒタル立替金及ヒ費用ニ付テハ商慣習又ハ實際ノ必要ニ依リ又ハ委任者ノ利益ノ爲メ

正當ト認ム可キモノニ限り之ヲ委任者ノ負擔ニ歸スルコトヲ得

(解) 本條は代辦人が委任者に對して留置權を有すること及び代辦人の無用の費用を制するを規定したるものなり

問

代辦人は委任者ニ對して如何なる權利を有するや

答

代辦人は委任者ニ對して相當の報酬を受くべきものなるに依り若し自己の受取べき手数料、前貸金、立替金費用及び利息を辨濟せざるか若くは完全なる擔保を供せざるときは第三百八十七條及び第三百八十八條に規定せる留置權を有すべし(抑も留置權とは債主が債主に屬する物件又は金員を自己の手裡に留存するの權利にして其物件を正當に占有する時のみ存するものとす)而して右の留置權は如何に費用したる時にも之を有すと云ふにあらざして必ず委任者の負擔に歸すべき正當の費用ならざるべからず故に留置權を主張せんとする時には委任者に對して正當の費用なることを明らかにせざるを得ざるなり其は商慣習又は實際の必要に依り又は委任者の利益の爲め正當と認むべきものに限り之を委任者の負擔に歸すべきものなりとす

第三節 仲立人

(解) 本節は仲立人の權利義務ニ關する規定を示したるものなり

第四百十九條 仲立人ハ官ノ認可ヲ受ケ他人間ノ商取引ノ媒介ヲ爲

スヲ營業トスル商人ニシテ取引所ナキ地ニ於テハ商品、有價證券、貨幣及ヒ爲替ノ相場ヲ定メ及ヒ之ヲ公ニスル專權ヲ有ス其仲立人ノ行爲ハ總テ公ノ信用アルモノトス

(解) 本條は仲立人の性質及び任務の如何を規定したるものなり

問

仲立人が特有の性質及び任務の如何

答

仲立人は一個の商人にして他人の委任を受け購買若くは賣却等一切の商事を取扱ふものなれども其行爲たる一身の利害ニ關するのみならず商業社會の秩序と安全とを謀るものなれば商事に熟達し活潑と信用とを有するものにあらざれば其地位に當り難き次第なれば官廳の認可を受くるにあらざれば業務を営むことを得ざるなり而して如何なる事柄を取扱ふやと云ふに取引所なき地ニ於ては總ての商品、有價證券、貨幣、及び爲替の相場を一定し之を商業社會に公にするの專權を有すべし倘し取引所ある地に於ては其取引所に於て是等の相場を定むるものなり故に其仲立人の行爲は總て公の信用あるものなれば商人間ニ在ては必ず之を信憑すべきものとす

第四百二十條 仲立人ハ或ル部類ノ商取引ノ爲メニ認可セラルルコ

トヲ得仲立人ハ仲立營業外ノ商業ヲ爲スコトヲ得ス然レトモ其地

ノ情況ニ因リテ二箇以上ノ仲立營業部類ヲ一人ニ兼テシムルコト
及ヒ仲立人ヲシテ取引所ニ於テ其營業ヲ爲サシムルコトヲ官ヨリ
又ハ取引所定款ニ於テ許スコトヲ得

(解) 本條は仲立人が營業上の制限を規定したるものなり

仲立人の營業は如何に認可せらるゝを得べきや

問 仲立人は總て商取引の仲立人となることを得ず何となれば商業上種々の弊害を生ずることなき
を保し難ければなり故に或は爲換仲立人或は保險仲立人或は證券仲立人と云ふ如く或る部類の
商取引の爲め認可せらるゝものと而して仲立人は仲立營業外の商業は總て之を爲すことを得
ざるものなり然れども土地の情況に依りては二個又は數個の營業部類を一人よて兼業すること
及び仲立人をして取引所に於て仲立の營業を爲さしむることを官廳より又は取引所定款ニ於て
之を許すことを得るものとす

第四百二十一條 何人ニテモ年齢滿二十五歳ニ達シ少ナクトモ五年

間其部類ノ商ニ從事シ且聲聞ニ瑕瑾ナキ者ニ限り仲立人ト爲ルコ
トヲ得但破産シタル者ハ復權ヲ得タル後ニ非サレハ仲立人ト爲ル
コトヲ得ス

(解) 本條は仲立人と爲り得べき者の資格を規定したるものなり

問 仲立人は如何なる資格を要するや

答 仲立人は商業社會に於て樞要の地位を占むるものなれば何人にてモ政府より認可を與ふべきに
あらずして商機に敏達し名譽と信用とを有し相當の資産を有するものゝあらずれば能はざるな
り故に左の四個の要件を具備するにあらざれば仲立人と爲ることを得ざるなり第一年齢の滿二
十五歳に達したるものと第二五年間其部類の商事に従事したる履歴あること第三聲聞ニ瑕瑾なく
して品行不良の世評なきものならざるべからざること第四破産の處分を受けざるもの故に破産
の處分を受け未だ負債の辨濟を了し權利を恢復せざるものは仲立人と爲ることを得ざるものと
す

第四百二十二條 仲立人ハ其業務ヲ始ムル以前ニ保證金ヲ差出ス可

キモノトス其額ハ各地及ヒ各商部類竝ニ二箇以上ノ仲立營業部類
ヲ兼テシムル場合ノ爲メ省令ヲ以テ之ヲ定ム然レトモ二萬圓ヲ超
ユルコトヲ許サス

(解) 本條は仲立人が差出すべき保證金に關する規定なり

問 仲立人と爲らんとするに保證金を要するは何故なるや

答 仲立の業務を開始せんとするには先づ保證金を差出さるべからず是れ仲立人は重要なる商事に従ふを以て萬一職務上の犯罪ありたるときは罰金に充て義務不履行等の爲め委任者又は第三者に對し損害を與へたるときは賠償金を充つるが爲めのみならず且つ無資力の輩をして濫りに仲立人となり商業社會の危険を起さざるの患を防遏せしなり而して其額數は各地方及び各商部類並ニ二箇以上の仲立營業部類を兼ねしむる場合に於て各差異あれば農商務省令を以て之を定めらる本條に其最上限のみを示し二万圓を超過することを許さずとせり

第四百二十三條 仲立人ノ員數ハ各地ノ爲メ及ヒ其地ノ各商部類ノ爲メ其需用ニ應シテ之ヲ定ムルコトヲ得

(解) 本條は仲立人の員數を制限したるものなり

問 仲立人の員數は如何にして之を定むるや

答 仲立人の員數は各地方又は各商部類の爲め其需用に應じて之が員數を定めらる倘し無制限に之を許可するときの爲めに不良の競争を爲し商業社會の秩序を紊亂するの虞あるべきなり

第四百二十四條 仲立人ハ其資格アル者ニ其營業ヲ讓渡シ又ハ相續セシムルコトヲ得ルト雖モ其承繼人ハ官ノ認可ヲ受ケ及ヒ保證金ヲ差出シタル後ニ非サレハ其營業ヲ行フコトヲ得ス

(解) 本條は仲立人の營業を讓渡し又は相續せしむるの場合を規定したるものなり

問 仲立人の自己の營業を承繼せしむる場合の規定如何

答 仲立人が營業株は他の商業の如く自己一家の素封にして最も價值あるものとして之を第三者に讓渡し又は之を相續人に相續せしむべしと雖も元來官廳の認可を得て成立したるものあれば認可の効力を併せて他人に讓渡若くは相續せしむることを得ず故に其營業を讓受け若くは相續するところのものは第四百二十一條に規定する資格を具備せざるべからざるは勿論其承繼人は又新たに官廳の認可を受け且成規の保證金を納めざるべからざるなり

第四百二十五條 一地ノ仲立人又ハ一地ニ於ケル或ル商部類ノ仲立人十人以上アルトキハ其仲立人ハ官ノ認可ヲ受ケタル後組合ヲ成スコトヲ得此場合ニ於テハ其組合中ヨリ一ケ年ノ任期ニテ少ナクトモ三人ノ取締役ヲ選舉ス可シ總テ其地ノ仲立人ハ此組合ニ加入スル權利及ヒ義務アリ

(解) 本條は仲立人の組合に關する規定あり

問 仲立人は如何ある場合に於て組合を成し又其組合を成したるときは如何なる權利と義務とを有するや

答

一地方に於けるか又は一地方に於ける或商部類に於けるか又仲立人の十人已上ありたる時は官廳の認可を受けたる後仲立人組合を組成することを得是れ仲立人をして共同の精神を培養し營業の方法をして一齊ならしむるの利益あるが爲めなり此場合に於ては組合中より少くとも三名己上の取締役を撰舉し其任期を一ヶ年とす而して其組合設置の地に於ける仲立人は此組合に加入するの権利あり故に何人とも雖も之を拒絶することを得ず又義務あり故に仲立人は必ず加入せざるを得ざるなり

第四百二十六條

仲立人及び仲立人組合ハ共通計算ヲ以テ仲立營業

ヲ爲スユトヲ許サス之ニ背クトキハ仲立人ニ在テハ其營業ヲ禁止シ組合ニ在テハ其組合ヲ解散シ尙ホ其組合員ノ營業ヲ禁止ス然レトモ仲立人組合ハ其組合定款ニ從ヒテ各組合員ノ爲メニ共同保證ヲ引受クルコトヲ得

(解) 本條は仲立人及び仲立人組合は共通の計算を以て營業を爲すことを禁止したるものなり

問

仲立人は如何にして營業を爲すことを禁じたりしや
仲立人及び仲立人組合は共通の計算を以て仲立營業を爲すことを禁じたり何となれば賣却と購入とに於ける如く損益利害を全く相反するものを自己一身にて之を爲すが如き場合あるが故なり

り倘し此の規定に背戻し共通の計算にて營業に従事したるときは仲立人に在ては其營業を禁止し仲立人組合に在ては組合を解散せしめ尙ほ組合員の營業を禁止すべきなり然れども仲立人組合は其組合定款に従ひて各組合員の爲めに共同保證を引受け甲組合員の義務不履行又は怠慢過失は其他の組合員中に於て保證の責を任せることを契約するは世人をして一層の信任を置かざるの二益あるべきなり

第四百二十七條

仲立人組合ハ多數決ヲ以テ其營業ヲ行フ爲メノ定

款ヲ設ク可シ此定款ハ商業會議所及ヒ取引所又ハ其一ノ存スル地ニ在テハ其承諾ヲ經且官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス各組合員ハ其定款ヲ遵守スル義務アリ前項ノ規定ハ定款變更ノ場合ニ於テモ之ヲ適用ス
定款ハ法律、命令、商慣習及ヒ其地ノ取引所定款ニ背戻スルコトヲ得ス

第四百四十八條ノ規定ハ取締役ノ決議ニ付テモ之ヲ適用ス

(解) 本條は仲立人組合の定款に關する規定なり

問答

仲立人組合の定款を有効に設くるは如何すべきや
 仲立人組合は多数決を以て仲立營業を行ふ爲めの定款を設け手数料又は保證の責を任ずる事等を契約することを得べし然れども之を有効に履行せんとするには商業會議所及び取引所の設けある地方は其二ヶ處の承諾又は其一の存する地方は其會議所又は取引所の承諾を得且官廳の認可を受くることを要す又定款を變更したる場合も同じ手續を要すべし是れ其共同して不當の利得を貪らざらしめんが爲なり故に定款を設けたる以上は各組合員とも其定款を遵守するの義務を負ふや勿論なりとす而して定款は法律命令若くは商慣習及び其地の取引所の定款に背反する事項を契約することを得ざるべく又第四百四十八條に規定せる取締役の決議に對し不當又は有害なりとして異議を述べたるときは主務省に於て理由を示し裁定せらるゝあり

第四百二十八條 取締役ハ左ニ掲クル權利及ヒ義務アリ

- 第一 仲立人カ其職務範圍内ニ屬スル取引ニ於テ法律、命令及ヒ仲立人組合定款ヲ遵守スルヤ否ヤヲ監視スルコト
- 第二 組合員中ニ違犯者アルトキハ之ヲ懲責シ且必要ノ場合ニ於テハ其處罰及ヒ除名ヲ申立ツルコト
- 第三 取引所ナキ地ニ於テハ各組合員ヨリ提出スル覺書ニ基キ少

ナクトモ一週日毎ニ爲替相場及ヒ貨幣、商品、並ニ有價証券ノ相場ヲ定メ及ヒ之ヲ公示スルコト

第四 其定メタル相場ヲ絶エス記入スル爲メ帳簿ヲ備ヘ且求ニ應シテ公定ノ相場書ヲ交付スルコト

第五 裁判所又ハ官廳ノ求ニ應シテ商ノ情況ヲ開陳シ又慣習ニ付キ意見ヲ陳述スルコト

第六 仲立人ノ認可及ヒ員數ノ増減ニ付キ意見ヲ陳述スルコト

第七 總テ組合内部ノ事務ヲ管理スルコト

(解) 本條は取締役の權利と義務とを規定したるものにして其詳細の方法に至ては組合契約に於て之を定め本條各項の如きは別に説明を要せずして明瞭あり

第四百二十九條 仲立人ハ其媒介スル取引ニ於テ雙方ヲ代理スル權利アリ

仲立人ハ正當ノ理由アルニ非ツレハ何人ノ委任タリトモ之ヲ拒ムコトヲ得ス

(解) 本條は仲立人が自然の性質上より生ぜる代理權を規定したるものなり

問 仲立人は如何なる代理權を有するや

答 仲立人は官廳の認可を得成規の保證金を差出して營業に従事するものなれば同時に双方の代理を爲すと雖も賄賂を貪り一方の不利を謀るが如き推測を受くるとなし故に其媒介する取引に關しては委任者と第三者と双方の代理權を有するものとす是れ代辦人とは大に其性質を異にする所以なり

問

答 仲立人は何故に正當の理由あるに非ざれば其委任を拒むとを得ざるや
仲立人は官の認可を得たるものなれば公證人等と均しく公然の地位を占むるものとして自己の身勝手所謂私情を以て委任者の不便利を缺くとを得ず且つ其人員に制限あるものなれば甲の仲立人にして之を拒みたる時は乙の仲立人に委任すとの便利を失ふが爲めなり故に正當の理由例之は面識なき者の爲めに擔保なきか空相場即ち差額の取引たるの疑あるか又は權利なき物品の賣却を委任する、か若くば買主に於て代價の支拂實力に乏しきか法律は禁止したる物件の買入を委託する、かの場合にあらざれば委任者に對して拒絶するを得ざるなり

第四百三十條 仲立人ハ自己又ハ他人ノ計算ノ爲メニスルモ自己又ハ他人ノ名義ヲ以テスルモ自己ニ直接又ハ間接ノ利害アル取引ヲ

爲スコトヲ得ス

仲立人ハ他人ノ爲メニ支拂若クハ保証其他ノ擔保ヲ受ケ又ハ爲シ又ハ他人ノ爲メニ商品ニ對シテ前貸ヲ爲スコトヲ得ス
仲立人ハ代務人又ハ商業使用人タル資格ヲ以テ他人ノ用ヲ辨スルコトヲ得ス

前三項ノ規定ヲ犯シテ仲立人ノ爲シタル取引ハ總テ無効トス

(解) 本條は仲立人の取引に關したる規定を示したるものなり

問 仲立人が營業に關し如何なる制裁を受くべきや

答 仲立人は他人間に於て其取引を媒介するものなれば決して自己の利益を圖ることを得ず何とあれば自己の利益を圖らんと欲せば自然他人をして損害を蒙らしむるを以てあり果して然らば其地位と信用とを保持することを得ざるべし故に自己又は他人の計算の爲めにするも自己又は他人の名義を以てするも自己に對して直接又は間接の利害ある取引は一切之を爲すことを得ざるものとす又他人の爲めに支拂を受け或は支拂を爲し若くは保証其他の擔保を受け又は爲し又は他人の爲めニ或商品ニ對して金錢の前貸を爲すことを得ず又代務人商業使用人の資格を以て他人の商務を處辨するを得ず何とされば仲立人は一己獨立たるの性質に悖戻すればなり若し

前三項に規定したる違犯者のありたるときは其取引を以て無効と爲すの制裁を與ふるものとす

第四百三十一條 仲立人ハ委任者ニ對シテ詳悉、完全及ヒ正實ニ必

要ノ申告ヲ爲ス可シ其申告ニ付キ殊ニ其媒介シタル取引ニ關シテハ委任者ノ人違ニ非サルコト無能力者ニ非サルコト及ヒ署名捺印ノ眞正ナルコトニ付キ責任アルモノトス又其地ノ顯著ナル商人ニ於テ人違ニ非サルコトヲ擔保スルニ非サレハ面識ナキ人ノ爲メ又ハ之ニ對シテ取引ヲ媒介スルコトヲ得ス

(解) 本條は仲立人の委任者に對する義務を規定したるものなり

問 仲立人は如何なる義務を盡すべきや

答 仲立人は如何なる義務を盡すべきや
仲立人は充分の注意を以て物件の品位、價格、性質又は諸物價の報告及び破産の有無等總て必要なる事項は詳悉、完全及び正實に其申告を爲すべく而して可力及的誤謬を避くる爲め注意せしめ何人とも雖も過失を爲し難く故に充分の注意を加へ万一過失ありたるときは其責に任ずるを免かるゝと雖も左の四個の場合に於ては其責任を負はざるを得ず何となれば是れ其重要な事項にして其當否を看破し易きが爲なり第一委任者の人違にあらざると第二無能力者にあら

ざると第三署名捺印の眞正であると已上三個の場合に於ては自己に其責任を負はざるを得ず又其地方の有名なる商人に於て人違をあらざるとの擔保を受けたるふならずして一面識なきもの、爲め又は之に對して取引を媒介したるとき故に一面識なきものに對しては必ず保證人を要せざるべからざるなり

第四百三十二條 仲立人ハ委任者ノ求ニ應シテ事ヲ秘スル義務アリ

(解) 本條は仲立人が義務に關する規定なり

問 仲立人は或場合よ於て如何かる義務を有するや

答 委任者の求めありたるときは其商畧として他人に漏洩せざるの義務を有せり何とされは取引事業の如きは時として其機密を要するものなれば之を秘し以て其機會に投ずるの目的を達せしむるが爲めのみならず大に自己が信任上にも關係することなればなり

第四百三十三條 仲立人ハ其媒介シタル取引ニ付キ自ラ其商品ノ存

在、品位及ヒ買主ノ支拂資力ヲ確認シ且其受取リタル雛形及ヒ見本ニ相當ノ記號ヲ附シ其取引ノ結了スルマデ之ヲ貯藏ス可シ

(解) 本條も仲立人が義務に關する規定なり

問 仲立人は其媒介したる取引に付き如何なる義務を有するや